始

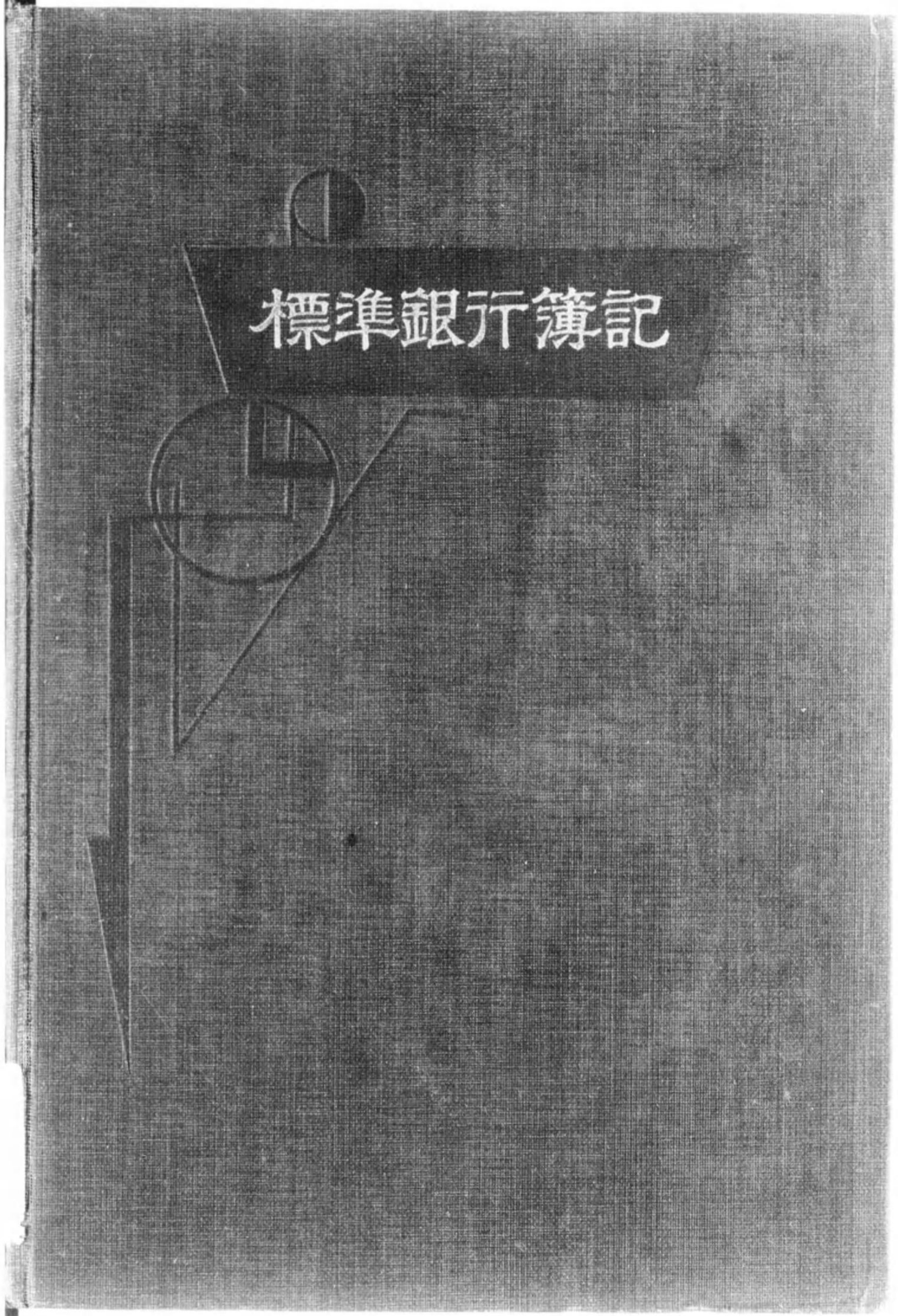
標準銀行簿記

356
L78

特232
578

標準銀行簿記

神戸商業大學教授
林健二著

大阪 精華房 藏版

序

商業簿記を終へて複式簿記の大綱を學んだ者は,簿記の原理を銀行業なる特殊の業務に應用した銀行簿記を本書によつて習得することによつて,銀行業の性質から,又銀行業の慣習から,生ずる斯業特有の記帳方法を會得すると共に,簿記法の一般的智識を廣くし,且つその理解を一層深くし得るであらう。

簿記の學習には原則の究明が必要であることは云ふを俟たないのであるが,それと同時に記帳計算に親んでその內に自から原理原則の意味を了解することが緊要である。此の故に記簿練習問題を章間に挿んで學習の便宜を圖つた。

昭和十年十二月

著　者　識

標準銀行簿記

目　次

第一章　緒　　論……1

第一節　銀行簿記の意義及び特徴……1

一銀行簿記の意義　二銀行簿記の特徴

第二節　銀行簿記の沿革……3

第三節　銀行業務の現況……3

一概說　二主要業務　三附隨業務

第二章　勘定科目……7

第一節　總　　說……7

第二節　貸借對照表に現はれる勘定……10

一資產の勘定　二負債の勘定

三資本及び損益處分の勘定

第三節　損益計算書に現はれる勘定……42

一收益の勘定　二損費の勘定

第三章　傳票並に諸帳簿 ……53

第一節　傳　　票 ……53

一總　說　二收納傳票　三支拂傳票
四振替傳票

第二節　主要簿 ……64

一總　說　二日記帳並に增補日記
三總勘定元帳並に日計表·月計表

第三節　補助簿 ……78

一總說　二出納課とその帳簿
三預金課及び帳簿　四貸出課及び帳簿
五爲替課及び帳簿　六取立課及び帳簿
七證券課及び帳簿　八計算課帳簿
九庶務課及び帳簿

第四節　記帳練習題（其ノ一）…… 112

第四章　手形交換 …… 119

第一節　手形交換の意義及び手續…· 119

一手形交換の意義　二交換手續
三交換決濟　四代理交換　五不渡手形

第二節　交換尻傳票作成並に手形不渡
の處理法…… 129

一手形交換の傳票及び帳簿記入
二手形不渡の處理法

第五章　爲替取引及び其の記帳法 …… 138

第一節　總　　說 …… 138

一爲替取引の意義　二爲替取引の種類

第二節　他店との取引並に記帳法…· 143

一當方口取引　二先方口取引
三他店勘定元帳

第三節　爲替尻整理記帳 …… 161

一爲替尻整理の必要　二爲替尻整理法

第四節　支店取引並に記帳法…… 174

一支店並に出張所設置
二支店の爲替取引

第五節　記帳練習題（其ノ二）…… 185

第六章　決　　算…… 203

第一節　決算の意義及び時期…… 203

第二節　決算豫備手續 …… 203

一資產勘定の評價　二損益諸勘定の修正

第三節　決算本手續 …… 211
一 總勘定元帳の締切
二 補助簿の締切
第四節　決算諸表作成 …… 215
第五節　本支店決算諸表の合併 …… 217
一 本支店合併損益計算書
二 本支店合併貸借對照表
第六節　記帳練習題（其ノ三）…… 225

——(目 次 終)——

標準銀行簿記

第一章　緒　　論

第一節　銀行簿記の意義及び特徴

一　銀行簿記の意義　銀行簿記とは複式簿記法を銀行業務の會計に應用した簿記の一分科である。從つて複式簿記の原則を基礎とする點に於て商業簿記と同樣であるから,既に商業簿記を修めた諸君には銀行簿記を修得することは困難の業ではなく,商業簿記に通ずるものは容易に銀行簿記を會得し得るであらう。併し,商業簿記に於て學んだ複式簿記の原則が銀行簿記に於て如何に應用されてゐるかを充分に理解する爲めには,銀行簿記の特徴を了知しなければならない。たゞ記帳の外見上からのみ商業簿記の仕譯と銀行簿記の仕譯とが如何に相違するかを云爲することは銀行簿記を修めるに害あつて益なきことである。

二　銀行簿記の特徴　複式簿記法を應用する銀行簿記に於ては總勘定元帳の記錄計算につき商業簿記と何等異る所を認め得ない。取引の結果起る

各勘定の増減は貸借の理論によつて記入される。併し總勘定元帳への記入に先立つ原始記入に於て特殊の工夫がされてゐる。卽ち,銀行業務に於て起る取引の多くは金錢出納に關聯するから,商業簿記に於て特殊仕譯帳として用ひる現金出納帳を一層擴張して,すべての取引を記入する仕譯帳としこれを日記帳と呼ぶのである。この仕譯帳の記入は現金收支を主とするから現金仕譯と云ひ,商業簿記に於ける一般仕譯の記入を貸借仕譯と云ふ。

次に商業簿記に於ては,會計事務の分掌及び傳票の使用について概說するに止まるも,銀行簿記に於ては銀行業務が多岐に亙つてゐることからその會計事務が廣く分掌され,傳票が有效に使用されてゐることを詳細に說明するのである。

尙ほ,商業簿記では最近商工省臨時產業合理局財務委員會が財務諸表準則を示してゐるがこれによることが强制されてゐるわけではない。しかるに銀行簿記では銀行法の施行細則に示された決算諸表の雛形に準據して貸借對照表,損益計算書等を作成する必要があるから勘定科目が統一されて居りこれを變更することは許されない。

最後に茲で云ふ銀行簿記は普通銀行,卽ち商業銀行で用ふるもので特殊銀行·貯蓄銀行で用ふるものではないが,それらで使用する簿記も枝葉に於て異るだけで根柢に於て何等異るものではない。

第二節 銀行簿記の沿革

銀行簿記の沿革 明治五年十一月國立銀行條例が制定されて,國立銀行が設立された當時,大藏省は英國東洋銀行支店の書記であつた英國人アレキサンダー,アラン,シヤンド(Alexander Allan Shand)氏を招聘して,銀行の帳簿組織を考案せしめ,講習會を開いて,銀行事務並びに記帳法の講習を行はしめた。翌六年大藏省がその講義を「銀行簿記精法」として出版したが,それが我國の銀行實務解說書の嚆矢であり,且つ銀行簿記の濫觴である。

その後國立銀行が廢止となり,銀行業務に種々の變遷があつて,銀行法規も幾度か改正され,昭和二年三月三十日現行の銀行法が公布された。其の結果銀行簿記の上にも幾多の變更はあつたが,尙ほシヤンド式簿記法の根柢を踏襲してゐるものである。

第三節 銀行業務の現況

一 概說 銀行業務について現行銀行法第一條

は二項に亙つて,規定して居る。即ち第一に預金の受入と金錢の貸付又は手形の割引とを併せ爲すこと,第二に爲替取引を爲すことであり,これが銀行の主要業務である。この外に銀行は附隨業務として代金取立,保護預り,兩替,地金銀の賣買,有價證券の貸借,證券發行事務,信用保證等を行つてゐる。

二　主要業務　普通銀行の主たる業務は前述の如く,一方に預金の受入れ,他方にこれを貸付又は手形の割引に用ひて資金の圓滑なる流通を圖り,又爲替取引を營んで現金輸送の經費と危險とを省いて資金の地方間の融通を便にし,その報酬として手數料或ひは利鞘—收入利子と支拂利子との差—を收

資金の調達及び運用を表示すれば次の如くである。

資金の調達	預り金	1	當座預金	對外負債
		2	特別當座預金	
		3	通知預金	
		4	定期預金	
		5	預金手形預金	
		6	別段預金	
		7	他店預り金	
	借入金	1	借入金	
		2	コールマネー	
		3	當座借越	
		4	再割引手形	
		5	他店借	
		6	外國他店借	
		7	賣渡外國爲替	
		8	社債*	
	資本金	1	資本金	對內負債
		2	諸積立金	

得するのである。

今銀行に於ける資金調達とその運用との關係をみるに,資金調達の源泉としては資本金(對內負債)及び預り金·借入金(對外負債)がある。普通銀行に於ては資金調達の源泉としては預り金が主であつて資本金の數倍に上るものがある。預り金の高は銀行の信用を計る一つのバロメーターであつてその金額が多ければ多いほど信用が高いと云ひうるのである。併し信用が高ければ高い丈け信用を維持する樣に努めねばならず,從つて堅實な營業方針が採らるべきである。即ち,預金の吸收に無理がないと共に,その運用に於ても充分の注意を拂ふ必要があ

資金の運用	支拂準備資金	1	現金
		2	預ケ金
		3	コールローン
	運用資金	1	國債
		2	地方債
		3	外國證書
		4	社債
		5	株式
		6	銀行引受手形
		7	商業手形
		8	荷付爲替手形
		9	手形貸付
		10	當座貸越
		11	他店貸
		12	買入外國爲替
		13	利付爲替手形
		14	外國他店貸
		15	代理店貸
	固定資產	1	營業用土地建物什器
		2	所有動產不動產

* 借用金の內の社債は銀行自らの發行せるもの，即ち銀行の對外負債であつて，運用資金の內の社債は有價證券に含まれる社債である。

る。銀行の調達せる資金は種々の方面に運用されるが,資本金によつて得た資金は營業用の諸設備その他長期放資に用ひ得るも,預り金はこれと反對に適當なる支拂準備金を設けて,短期貸付又は手形割引に用ひ,借入金はその契約期間の長短によつて短期のものは短期放資に,長期のものは長期放資にと云ふやうに運用することが必要である。

三　附隨業務　銀行は主要業務に附隨する業務,例へば堅固な金庫を造りその一部を貸與して貴重品の保護預りをなし,又自己の强大なる信用を貸與して信用保證をなし,或ひは有價證券の貸借,代金取立,兩替,證券發行事務等を行つて社會的に種々なる便益を供し,その報酬を使用料,手數料等として受入れるのである。

問　題

1　我が國の銀行簿記の由來について略述せよ。
2　銀行簿記と商業簿記との相違點を述べよ。
3　銀行の資金吸收の源泉を二三擧げて說明を加へよ。
4　銀行の資金運用の方面を二三擧げて說明せよ。

第二章　勘定科目

第一節　總　說

銀行は前節に於て說明したやうな業務を行ひ,一方資金の調達と他方資金の運用とが種々の形で起るのであるから,これに應じて勘定科目が設定されるのである。現行銀行法はその施行細則に於て,貸借對照表及び損益計算書の雛形を揭げ,これに準據すべきことを命じてゐるから,勘定科目も亦これに基いて設けらるべきである。

銀行法施行細則所載の貸借對照表並びに損益計算書の雛形(次頁を看よ)に擧げられた科目を勘定の性質から大別すれば次の如くである。

- 資產勘定
  - 物的勘定
    - 營業用土地建物什器等
    - 地金銀外國通貨
    - 有價證券等
  - 人的勘定
    - 預ケ金
    - 割引手形
    - 貸付金
- 負債勘定—人的勘定—預り金·借入金等
- 資本勘定
  - 元入資本—資本金
  - 利益留保—諸積立金·繰越金

（資產勘定・負債勘定・資本勘定 → 貸借對照表）

- 損益勘定
  - 利益勘定—諸利息·割引料·手數料受入
  - 損失勘定—營業費·支拂利息等

（損益勘定 → 損益計算書）

第×期末　昭和×年×月××日現在　貸借對照表*

株式會社　×××銀行

資産（借方）	金額	負債（貸方）	金額
現金預ケ金勘定		**預金勘定**	
現金		當座預金	
預ケ金		特別當座預金	
（內日本銀行ヘノ預ケ金）	（　）	通知預金	
地金銀外國通貨		定期預金	
コールローン		**借用金勘定**	
有價證券勘定		借入金	
國債		再割引手形	
（內手許現在高）	（　）	**コールマネー**	
地方債		**借入有價證券**	
外國證券		**外國爲替勘定**	
社債		賣渡外國爲替	
株式		外國他店借	
割引手形勘定		**他店借**	
銀行引受手形		**支拂承諾**	
商業手形		**雜勘定**	
荷付爲替手形		未拂配當金	
貸付金勘定		未拂利息其他	
手形貸付		未經過割引料其他	
證書貸付		預金利子諸稅	
當座貸越		**株主勘定**	
貸付有價證券		資本金	
外國爲替勘定		法定準備金	
買入外國爲替		何積立金	
利付爲替手形		何基金	
外國他店貸		當期利益金	
他店貸		（內前期繰越金	
代理店貸		何積立金戻入）	（　）
支拂承諾見返		合計	
動産不動産勘定			
營業用土地建物什器			
所有動産不動産			
株主勘定			
拂込未濟資本金			
合計			

*上の貸借對照表項目の內で、內譯項目のないものはその儘で、內譯項目のあるものは內譯項目を以て勘定科目とするのである。尙ほ括弧を附して示されたものは部分的內容の說明である。

第×期　昭和×年　自×月×日　至×月××日　損益計算書*

株式會社　××銀行

利益	金額	損失	金額
貸付金利息		預金利息	
有價證券利息		借用金利息	
受入雜利息		支拂雜利息	
割引料		再割引料	
株式配當金		戻割引料	
受入手數料		支拂手數料	
外國爲替賣買益		外國爲替賣買損	
何々賣買益		何々賣買損	
何々償還益		滯貸金銷却	
有價證券貸付料		有價證券價格銷却	
土地建物賃貸料		何々價格銷却	
銷却債權取立益		有價證券借入料	
……		土地建物賃借料	
未拂利息其他戻入		稅金	
計		行員恩給及一時給與金	
前期繰越金		給料	
何々積立金戻入		手當	
計		旅費	
		……	
		未經過割引料其他戻入	
		計	
		當期利益金	
		（內當期純益金）	
合計		合計	

*上記の損益計算書は利益を上部に損失を下部にしてあるがこれは雛形に依つたもので通常の損益計算書とは反對になつてゐる。

第二節　貸借對照表に現はれる勘定

勘定科目は便宜上前記の貸借對照表並びに損益計算書に掲げられた順序によつて次に說明を加へよう。貸借對照表に於ける科目は銀行業務の性質からみて財產の流動的なものから固定的なものへと排列されて居り,損益計算書の科目は銀行業務からみて利益及び損失の重要性の順序に排列されてゐる。勘定科目は既にのべたやうに漫りに變更することを許されないのであるが,記錄計算の便宜上科目を細分して內譯を示す勘定科目を設けることは差支ない。故に雛形に示された科目以外に一般に用ひられる內譯の勘定科目をも說明するであらう。

一　資產の勘定　先づ資產に屬する勘定から說明を始めよう。資產に屬す勘定は一般にその增加を借方に,その減少を貸方に記入する。次の說明に於ては便宜上資產勘定に關聯する負債勘定及び損益の勘定にも言及し,後の說明を簡略したいと思ふ。

I　現金·預ケ金勘定

(1)**現金勘定**　玆に現金と云ふのは商業簿記に於けると同樣に,通貨のみならず同じ地域に存在し,又その地の手形交換所に加盟してゐる銀行の支拂ひにかゝる小切手·預金手形並びに郵便爲替券·振替貯金拂出證·利札等を含むことに注意すべきである。後に手形交換について詳述するとき特にこの點を記憶してゐる必要がある。現金の受入は同勘定の借方に,その拂出は貸方に記入するのであるが,銀行簿記の仕譯が現金の收支を中心とする結果,實際の受拂を伴はない振替收支の取引についても現金の收支があつたやうにこの勘定に記入するのである。

(2)**預ケ金勘定**　この勘定は日本銀行又は親銀行へ資金の一部を預け入れた場合に設ける勘定であつて,契約の內容によつて定期·當座の語を冠して區別することもあれば,又郵便振替貯金口座を有するときこの貯金をも包含せしめることがある。預け入れを借方に,引出を貸方に記入する。

(3)**地金銀·外國通貨勘定**　地金銀·外國通貨の得喪を記入する勘定であつて,地金銀と外國通貨とを別勘定とするも差支ない。普通銀行に於ては地金銀の賣買は餘り行はれず,外國通貨に到つては外國爲替を營む銀行に於てのみ取扱はれる。

II　コールローン勘定

(4)**コールローン勘定**　コールローン(Call Loan)は

單にコール(Call)とも云ひ,短期の貸金であつてその決濟に確定期日なく,据置期間七日以内の貸出はコールローン勘定にて處理する。コールを借入れたときはこれをコールマネーと云ひ,コールマネー勘定にて處理する。コールは貸主·借主何れの側からも一日前の催告を以て決濟することが出來るから一時的遊金の放資には好都合なものである。我國に於て行はれるコールの取引の條件には翌日物·普通物及び無條件の三つがある。コール取引にはコール契約書に諸條件を記載し,確實なる有價證券を擔保とするのであり,コールを借受ける銀行は自己宛小切手·預金手形又は爲替手形を振出し,コールを貸付ける銀行はかゝる小切手·手形と引換へに現金又は日本銀行宛小切手を交附するのである。

III　有價證券

(5)國債勘定　公債はその發行者が政府であるか,地方公共團體であるかによつて國債と地方債とに分れる。國債勘定には政府發行の公債及び大藏省證券の買入及び賣却又は償還を記入する。買入れたときは買入價格にて借方に記入し,これを賣却したとき又は償還されたときは買入價格の平均單價を以て貸方に記入する。而して實際の賣價との差は

有價證券賣買益又は損勘定にて,又償還價額との差は有價證券償還益又は損勘定にて處理する。決算時に於て時價が帳簿價額よりも低いときは時價に引下げ,その差額は有價證券價格銷却勘定を用ひて處理する。

公債の賣買單價は裡相場,卽ち利落價格であつて,前利拂期から賣買日迄の利息は端數利息として別に受渡する。この端數利息は有價證券利息勘定で處理する。端數利息を支拂つた時はこの勘定の借方に,受入れた時はその貸方に記入するのである。

次に國債賣買の取引を例示しよう。仕譯は貸借仕譯である。以下の例示も亦同樣である。

例 1.　甲號五分利附公債額面10萬圓を103圓替にて買入れ,その代金並びに端數利息365圓は現金にて支拂ふ。

(借方)　國　　債……103,000.00*
　　有價證券利息　……365.00
(貸方)　現　　金　……103,365.00

例 2.　前記公債額面50,000圓を106圓替にて賣却し,端數利息530圓と共に現金にて受入る。

---

* 國債買入代金　$103.00\times\frac{100000}{100}=103,000.00$

(借方)　現　　金……53,530.00

(貸方)　國　　債……51,500.00

有價證券賣買益……1,500.00

有價證券利息……530.00

(6)地方債勘定　(7)社債勘定　(8)株式勘定　以上の三勘定の處理法は國債勘定の場合と同樣である。尙ほ,後に述べるやうに有價證券を借入れた場合に受入れた有價證券をこの勘定で處理するから投資物件として所有する有價證券と借入れた有價證券とが同一勘定に記入される事は注意すべきである。

IV　割引手形勘定

(9)商業手形勘定　この勘定は割引手形勘定の一つであつて實際商取引の結果生じた手形の割引をした場合に用ひる勘定である。例へば商品の賣買が行はれ,この代金として賣主が買主を支拂人として爲替手形を振出し又は買主が賣主に對して約束手形を振出交附し,賣主が資金の必要上この手形の割引を依頼する場合である。

銀行が手形の割引をすると云ふのは割引當日から手形の滿期日迄の日數に對する利息を割引料として差引いた金額で手形上の債權を買入ることであるから,若し滿期日に到つて手形金額が支拂はれない場合には銀行は不慮の損を被るに到るから充分の注意を必要とする。而かも商業手形の割引には擔保をとらないのを普通とするから手形關係人たる支拂人及び受取人卽ち割引の依頼人の信用を充分調査しなければならない。從つて平常取引ある得意先殊に當座預金者の依頼でなければ割引に應じないのが常である。

次に商業手形はその支拂地によつて區別し銀行所在地と同じ地にて支拂はれるものを當所拂手形と云ひ,他の地域にて支拂はれるものを他所拂手形と云ふ。他所拂手形は,その支拂地にある支店又は取引銀行に送附し,取立てねばならないから割引料も多少高いのである。次に取引例を示す。

例 1.　得意先北川太郎の依頼により支拂人山田太郎の商業手形3,500圓を割引き割引料35圓を差引き手取金は現金にて支拂ふ。

(借方)　商業手形……3,500.00

(貸方)　割　引　料……35.00

現　　金……3,465.00

例 2.　上記手形期日につき支拂人山田太郎より現金にて取立つ。

(借方)　現　　金……3,500.00

(貸方)　商業手形 ……3,500,00

(10)銀行引受手形勘定　銀行引受手形とは引受人,即ち支拂人が銀行であり,從つて商業手形よりは信用が高いものである。この手形を割引したときの處理手續は,前述商業手形の場合と同樣であるが,我國では餘り利用されてゐない。

(11)荷付爲替手形勘定　先づ荷爲替取組を說明する。

商品を他地方に積送する場合に賣主又は委託者が商品の代金を積送と同時に受取らんとするとき積送商品を擔保として買主又は受託者宛に爲替手形を振出し,鐵道貨物引換證又は船荷證券の如き貨物代表證券その他の必要書類を添へて銀行に該手形の割引を依頼し,銀行がこれに應ずることを荷爲替取組と云ふ。銀行は手形,貨物代表證券,送狀,保險證券等の書類を手形支拂地の支店又は取引銀行に送附して手形代金の取立を依頼し,取立の依頼を受けた銀行は手形代金の受入を待つて貨物引取に必要なる書類を荷受主に引渡すのである。要するに荷爲替取組は他所拂商業手形の割引をするのと同樣で,商業手形が擔保を徵しないのに對しこれは運送中の貨物を擔保とするのである。故に割引依頼人の人的信用よりは寧ろ,物的信用による融通であり,擔保品價格と貸付金額との開きをつける爲めに割引料を差引いた手取金の內から手形金額の二·三割を頭金として銀行に預つて置き,手形取立濟の後頭金を依頼人に拂戻すのである。手形金額を商品價格と同一にすることを丸爲替の取組と云ふ。以前は商品價格の七·八掛を手形金額としたのであるが,現在では丸爲替を取組むから割引料を多く收得し,擔保として頭金を預り置く點に於て始めから手形金額を減じたのと同一の結果となり,手形割引が不健實となる恐れはない。

V　貸付金勘定

(12)手形貸付勘定　手形貸付とは資金を貸出すに當つて手形を作成せしめ,前述の商業手形等の割引と同樣に,利息を豫め差引いてする貸付である。擔保として有價證券を提供せしめるのが普通であるが,時には信用貸を行ふこともある。貸付に用ひる手形は借主振出銀行宛の約束手形でも,亦借主振出第三者引受銀行受取の爲替手形でもよい。手形貸付をすれば手形貸付勘定の借方に,この返濟を受けるときは貸方に記入する。尙ほ商業手形の割引と手形貸付との異る點を擧げるならば次の如くである。

(イ)商業手形の割引から生ずる利息は割引料勘定で

處理するが,手形貸付の割引から生ずる利息は貸付金利息勘定で處理する。

(ロ)商業手形は實際商取引の結果既に存在してゐる手形債權を買取るのであるが,手形貸付は借用證書の代りに債務不履行の場合に手續の簡單な手形を差入れしめるのである。故に手形金額の回收から見れば前者は期日に支拂はれる可能性が大きいが,資金は盜生運用の結果,期日に回收の困難を伴ひ書替へによつて期限を延期することがある。

(ハ)商業手形は得意先の依賴によつてその人的信用に基いて割引するのであるから無擔保を常とするが,手形貸付は何人の依賴にも應じて物的信用に基く貸付であるから相當な擔保を提供せしめるのである。

取引例を揭げるならば次の如くである。

例 1. 山田太郎の依賴により手形貸付#1 ¥3,000圓をなし,利息48圓差引き現金にて支拂ふ。

(借方) 手形貸付……3,000.00

(貸方) 貸付金利息……48.00

現 金……2,952.00

例 2. 上記手形貸付期日なるも山田太郎の依賴

により書換へをなす。新番號#5,利息48圓は別に現金に受入る。

(借方) 手形貸付(#5)……3,000.00

現 金……48.00

(貸方) 手形貸付(#1)……3,000.00

貸付金利息……48.00

(13)證書貸付勘定 借用證書を差入れしめたる貸付金を處理する勘定であつて貸付のときその借方に,返濟のときその貸方に記入する。

證書貸付は手形貸付に比して貸付期間が相當長期に亙るものであり,利息は豫め差引く方法によらないのであるから,利息の重むことを恐れて長期に亙る貸付では利息を半ケ年毎に徵收するのである。

(14)當座貸越勘定 後述する當座預金と關聯のある勘定科目である。卽ち當座預金者が銀行と借越契約を結び,期間利率を定めて或一定限度借越を受けうるとき,當座預金殘高を越えて振出された小切手を銀行が支拂ふ場合に生ずる貸越を處理する勘定である。例へば預金殘2,000圓貸越限度3,000圓とするときは5,000圓迄の小切手を振出すことが出來るのであるが,今4,000圓の小切手が振出され銀行がこれを支拂ふときは2,000圓は當座預金の減少となる

も殘り2,000圓は當座貸越となる。

後に當座預金勘定について當座貸越との關係を例示によつて說明するであらう。

(15)**貸付有價證券勘定**　銀行は所有有價證券を一定の期日に同種同券面の證券の返還を受ける約束にて他人に貸付けることがある。かゝる有價證券の貸付を示すに貸付有價證券勘定を用ひる。反對に銀行が有價證券を借入れたときは借入有價證券勘定にて處理する。これらの勘定は有價證券そのものゝ勘定ではなく,有價證券の貸借を示す勘定である。既述の國債勘定以下の有價證券の勘定は手許にある有價證券の有高を示し,この內には銀行が他人から借入れた有價證券も計上されてゐるのであるから銀行の正味所有する有價證券は次の樣にして求めることが出來る。

有價證券勘定の總計＋貸付有價證券勘定有高－借入有價證券勘定有高＝正味所有有價證券有高。

貸付けたる有價證券の返還を受けたとき收入する貸付料は有價證券貸付料勘定にて處理する。尙ほ貸付有價證券の利息は貸主が收得するのである。次に取引例を示さう。

例 1　上村商店に公債額面 50,000 圓を貸付く。

但し帳簿價格は102圓替とす。

(借方)　貸付有價證券 ……51,000.00

(貸方)　國　　債 ……51,000.00

例 2.　上記貸付公債期日つき返還を受く。貸付料50圓入金す。

(借方)　國　　債 …… 51,000.00

　　現　　金 ……50.00

(貸方)　貸付有價證券……51,000.00

　　有價證券貸付料…… 50.00

VI　外國爲替勘定

(16)**買入外國爲替勘定**　外國で支拂はれる荷爲替又は輸出商の振出にかゝる逆爲替を買入れた場合にこれを處理する勘定であつて,內國爲替の場合の他所拂商業手形又は荷爲替手形を買入れたときに處理する勘定に相當するものである。買入の際,支拂つた金額を以てこの勘定の借方に記入し置き,取立濟の時(普通遠方の事で相當通信日數を要するから取立濟推定日)に同勘定の貸方と,外國他店の貸勘定(外國支店で取立てた時は外國支店勘定)の借方とに記入する。手形額面が外國貨幣で表されてゐるから當該手形買入の時の爲替相場と取立日の爲替相場との開きは爲替相場變動にもよるが,又利息或は

割引料に當る部分を含み,爲替賣買損益として定期に總括的に計算して外國他店貸勘定へ振替へる。要するに買入外國爲替勘定は外貨荷爲替手形又は輸出商振出爲替手形の取立未濟額を示す勘定である。

(17)利付爲替手形勘定 上述した荷爲替手形又は逆爲替手形は外國貨幣即ち支拂はれる土地の貨幣で表されて居るのであるが,利付爲替手形の額面は振出地の貨幣で示されて居り,且つ支拂期日までの期間に對する一定の利息を加算して支拂ふ事を約束した手形である。かゝる手形を買入れたとき利付爲替手形勘定の借方に記入する。

次に此の手形代金取立に關して注意を要することは當方から取立を依頼したものであるが,支拂人たる外國商人が外國他店に於て當行宛に送金爲替を取組むものとして,外國他店より仕向けた取引であるから,先方口取引として取扱ひ,後に述べる外國他店借勘定を以て處理する。外國他店で受取つてくれた利息は受取雜利息勘定で處理する。

次に例を示せば,

例1 上海宛利付爲替手形3,000圓を買入る。

(借方) 利付爲替手形 ····3,000.00

(貸方) 現 金·····3,000.00

例2 上記手形到着日に外國他店勘定に振替仕譯を行ふ。利息50圓を計上す。

(借方) 外國他店借·····3,050.00

(貸方) 利付爲替手形 ·····3,000.00

受入雜利息 ····· 50.00

(18)外國他店貸勘定 外國他店との爲替取引から生ずる預け金の增減を處理する勘定である。爲替取引には當方口取引と先方口取引とがある。當方口の取引とは當方から働きかけるもの,即ち當方の預け金の增減を引起す取引であつて,先方口の取引とは先方から働きかけられたもの,即ち先方からの預り金の增減を引起す取引である. 例へば代金の取立を依頼したときは當方口の取引で,先方から代金の取立を依頼された場合には先方口の取引である。又送金爲替の取組についても當方から取組んだ場合は當方口の取引で,反對に送金爲替を取組まれた場合には先方口の取引である。內國爲替取引では當方口取引は他店預け及び他店借越の兩勘定で處理するが,外國爲替では借越,貸越の契約をせぬから外國他店貸勘定一つで處理する。例へば外國他店で代金取立をすればこの勘定の借方,代金の立替拂

ひをしてもらへば貸方へ記入する。

VII 他店貸勘定　他店に對する貸を處理する勘定であつて,次の二勘定に分つを普通とする。

(19)**他店預ケ金勘定**　この勘定は他店との爲替取引の結果生じた當方口の債權を示す勘定である。他店との爲替取引につき略述すれば次の如くである。

爲替取引は當方口と先方口とに分類して記入するのである. 當方口の取引と云ふのは當店から他店へ仕向ける卽ち働きかける取引であつて,又仕向口の取引とも云ふ。先方口の取引とは他店から仕向けられる卽ち働きかけられる取引であつて,又被仕向口の取引とも云ふ。今例を代金取立と送金爲替取組にとつて說明する。

(1)當方口取引　甲地銀行へ他所拂商業手形10,000圓の取立を依頼し取立濟となるとその取立は當方から依頼したもので代金は「他店預ケ金」となる。後日甲地銀行宛に送金爲替を取組むときは預ケ金の返濟をうけることとなる。若し送金爲替の金額が15,000圓である場合には10,00圓は預ケ金の返濟をうけたことになるが,殘り5,000圓は借越契約によつて「他店借越」なる負債を生ずるのである。この預ケと借越は利子が前者は安く,後者は高いのが普通である。

例　甲地銀行より豫て取立依頼せし他所拂商業手形10,000圓入金濟の通知あり。

(借方)　他店預ケ金……10,000.00

(貸方)　商業手形……10,000.00

(2)先方口取引　乙地銀行から當所拂手形の代金取立を依頼されてこれを取立てると「他店預り」なる債務が發生し,次に同銀行の依頼で送金爲替の代金を支拂ふときはこの預リ金を返濟することゝなるのであるが,預リ金が送金爲替代金に不足する場合貸越契約に依つて不足分丈け貸すことがある。この場合には他店貸越なる債權が發生するのである。

(20)**他店貸越勘定**　この勘定は前述した樣に先方口取引の結果生ずる勘定で他店勘定元帳先方口口座の借方に表はれる勘定で債權を示す。次に例示問題を揭げる。

例　豫て乙地銀行より取組まれし送金爲替代金8,000圓受取人岩田太郎に現金にて支拂ふ。但し同行の預リ金5,000圓とす。

(借方)　他店預リ金……5,000

　　他店貸越……3,000

(貸方)　現　金……8,000

VIII 代理店貸勘定

(21)代理店貸勘定　代理店に對する貸金を取扱ふ勘定である。代理店に對して債務を生ずることはないから代理店借勘定はない。

IX　支拂承諾見返勘定

(22)支拂承諾見返勘定　銀行は普通商工業者より信用の高いものであるから他人の依頼によつて自己の信用を他人に貸與する,即ち依頼人の信用を保證し,自己はそれによつて保證的債務を負ふことがある。この債務が保證先に對する債務で後述する支拂承諾勘定で示し,之に對して依頼人に對する追償權を示す。と考へうる勘定が茲に云ふ支拂承諾見返勘定である。この兩勘定は相關聯して保證の事實を示してゐる。

X　動產不動產勘定

(23)營業用土地建物勘定　營業上使用する土地建物を處理する勘定で借方に記入する金額は買入價格のみならず,買入れに必要なる費用をも借方に記入するのである。之を賣却し又は決算の時に減價銷却を行ふときは貸方に記入する。土地と建物とを別勘定にするもよい。

(24)營業用什器勘定　營業上に使用する机·椅子·金庫·自轉車·自動車·電話の如き動產を買入れた時に借方に記入し,銷却又は賣却した場合貸方へ記入することは前勘定と同樣である。

(25)所有動產不動產勘定　營業上使用する爲めに所持して居るものでなく所謂質流れ又は抵當流れとして取得するに到つた動產不動產を處理する勘定である。例へば貸付金の抵當として不動產をとつてゐたとき(大抵は有價證券をとるのであるが)貸付金が回收不能となり擔保品を引取つたならば,これを評價してこの勘定に記入する。

二　負債の勘定　貸方增加,借方減少の勘定であつて貸借對照表の貸方に現れる勘定である。

XI　預金勘定

(26)當座預金勘定　小切手を以て何時にても拂出す預リ金即ち當座預金の預リ及び拂出を處理するに當座預金勘定を用ひる。當座預金殘高以上の小切手に對しては支拂をしないのであるが,當座貸越契約ある場合には相當の擔保を豫め提供せしめて貸越限度までの拂出を行ふ。この場合には當座預金の增減と當座貸越の增減とを區別して記錄する。

例1　村野商店に對し貸越限度5,000圓として當

座契約を結び現金2,000圓を預る。

(借方)　現　金……2,000.00

(貸方)　當座預金……2,000.00

例2　村野商店振出小切手1,500圓を現金にて支拂ふ。

(借方)　當座預金……1,500.00

(貸方)　現　金……1,500.00

例3　村野商店振出小切手1,000圓を現金にて支拂ふ。

(借方)　當座預金……500.00

　　當座貸越……500.00

(貸方)　現　金……1,000.00

取引先に對する當座預金及び貸越の增減は當座勘定元帳なる補助元帳を設けてこれを記錄し,この元帳記錄によつて預金か貸越かを知るのである。當座預金及び當座貸越勘定は當座勘定元帳を統制する勘定であるから,商業簿記に於ける賣掛金,買掛金勘定の如く一つの統轄勘定である。

當座預金は出入が頻繁であり,銀行が預金者に代つてその出納事務を取扱ふことになるから銀行としては經費を多く要し從つて預金利子は低率である。利息は定期にこれを計算して預金に組入れる。

外國の一流銀行にては當座預金は無利子とし,殘高が一定額以下に下るときは却つて手數料を徵收することがある。

(27)特別當座預金勘定　預入·引出に小切手を用ひず通帳を用ひる當座預金を記入する勘定である。利息は當座預金より少し高いのを普通とする。

(28)通知預金勘定　この預金は期限の定めなく,二日乃至一週間以前の催告にて拂戻すものであつて各口毎に通知預金證書を發行し,これと引換に支拂ふのである。この預金を通知預金勘定にて處理する。

(29)定期預金勘定　六ケ月又は一ケ年の如き一定期間の後に拂戻す預金を記錄する勘定である。定期預金は一定した相當長い期間の後に拂戻されるものであるから,資金の運用が容易であり,我が國普通銀行に於ける重要なる資金吸收の源泉であつて他の預金よりも多額であるを常とする。利率も年利率を以て定め他の預金利率よりも高率である。この預金に對しては各口毎に定期預金證書を發行する。

(30)預金手形勘定　預金手形とは銀行が自ら發行する要求拂の證書で,特に證書を發行することもあるが,當座取引先振出自行宛小切手を以てこれに代用

することが多い。この預金手形は當座勘定を有しないものが現金運搬による不便又は危險を避ける等の目的でこれを利用することもあれば又銀行が手形交換の結果不渡手形が生じた場合之が現金支拂の代りとして振出すことがある。通常無利子である。要求拂であるから他行振出預金手形は既に述べたやうに現金として取扱ふ。

(31)別段預金勘定 上述の預金以外の預リ金を處理するに別段預金勘定を用ひる。又これを雜預金勘定とも唱へる。次のやうな場合の入金を別段預金として取扱ふ。

(1)當座及び特別當座の契約のないものから手形代金の取立を依頼され入金濟の場合。

例 1. 太田商店より爲替手形金3,000圓の取立依頼あり,支拂人より期日につき入金す。

(借方) 現　金 ……3,000.00

(貸方) 別段預金……3,000.00

例 2. 太田商店へ手數料 1 圓差引き,上記手形代金を拂渡す。

(借方) 別段預金 ……3,000.00

(貸方) 現　金 …… 2,999.00

受入手數料 ……1.00

(2)他會社の株式社債等の募集事務を取扱ひ,證據金又は拂込金を一般應募者から受入れ又は他會社の依頼により,株主配當金元利の支拂資金を受入れた場合。

(3)貸付金割引手形等の內拂金又は荷爲替取組の場合の頭金を入手した場合。

例 1. 山田商店の依頼により荷爲替20,000圓を割引し,割引料として150圓,頭金として5,000圓を控除し殘額は同人の當座勘定に組入る。但し,同人に對する當座貸越3,000圓あり。

(借方) 荷付爲替手形 ……20,000.00

(貸方) 割　引　料 …… 150.00

別段預金 …… 5,000.00

當座貸越 …… 3,000.00

當座預金 ……11,850.00

例 2. 同上手形豫て甲地銀行へ取立の爲め送附せし處,入金濟の旨通知あり,仍て頭金を同人の當預に振替ふ,但し甲地銀行には當方の預ケ金あり,山田商店には當座預金殘あり。

(借方) 他店預ケ金 ……20,000.00

別段預金……5,000.00

(貸方) 荷付爲替手形……20,000.00

當座預金……5,000.00

(4)役員の身許保證金を受入れた場合,又は信用狀の發行或は銀行が手形の引受をなし,支拂資金を依賴人から入金した場合。

XII　借用金勘定。

(32)**借入金勘定**　この勘定は銀行が資金を必要とした場合擔保を差入れて關係銀行から借金をした場合に用ひる勘定である。

(33)**再割引手形勘定**　取引先の依賴によつて割引入手した手形債權卽ち割引手形(商業手形等)を親銀行又は日本銀行で更に割引して資金を調達する場合に設ける勘定であつて,この勘定が次の如く二樣の意味を持つ事に注意を拂はねばならぬ。その一はこの勘定が親銀行又は日本銀行に對し該手形が滿期日に到つて支拂はれなかつた場合に支拂の責に任ずること,所謂偶發債務の存在を示すことであり,その二は割引手形勘定の示す金額の內で旣に再割引して手許に無い額を示すことである。卽ち,この意味に於て再割引手形勘定は割引手形勘定の評價勘定である。

次に例を示す。

例 1.　豫て山本商店の依賴により割引せる商業手形10,000圓を日本銀行にて再割引し,再割引料60圓を差引き殘額を預ケ金とす。

(借方)　預ケ金……9,940.00
　　再割引料……60.00
(貸方)　再割引手形……10,000.00

例 2.　日本銀行より上記手形代金滿期日入金濟の旨通知に接す。

(借方)　再割引手形……10,000.00
(貸方)　商業手形……10,000.00

要するに再割引手形勘定は商業簿記に於て受取手形を銀行にて割引したとき,その處理に用ひる割引手形勘定と同樣のものである。

XIII　コールマネー勘定

(34)**コールマネー勘定**　コール取引に於ける借手の銀行が用ひる勘定であつて短期債務の勘定である。

XIV　借入有價證券勘定

(35)**借入有價證券勘定**　銀行は所有の有價證券を貸付けることもあれば,又擔保品又は保證金の代用として用ひる爲め必要に應じてこれを借入れることがある。かかる有價證券の借入を處理するに本勘定を用ひ,記帳金額は借入當時の時價による。

XV　外國爲替勘定。

(36)賣渡外國爲替勘定　外國爲替銀行が外國へ送金する者の依頼により其の時の賣相場にて送金爲替手形又は送金小切手を振出し賣渡した時に設けるのがこの勘定である。内國爲替の場合と異る點は内國爲替では他店へ送金爲替を取組んだ時は直接當方口取引として他店勘定當方口に記入するが,外國爲替では送金小切手を振出したとき賣渡外國爲替勘定の貸方へ記入し,これが外國他店で支拂はれる推定日を以て外國他店貸勘定の貸方に振替へ記入するのである。次に例を示さう。

例 1.　紐育宛送金小切手900弗を30弗替にて賣却し代金は現金にて受入る。

(借方)　現　金 ……3,000.00

(貸方)　賣渡外國爲替 ……3,000.00

例 2.　上記手形支拂推定日に次の振替を行ふ。

(借方)　賣渡外國爲替 ……3,000.00

(貸方)　外國他店貸 ……3,000.00

(37)外國他店借勘定　外國爲替取引によつて生ずる外國他店からの預り金の增減を處理する勘定であり外國他店貸勘定に對立するものであつて,例示は既に利付爲替手形勘定の所に掲げた。

XVI 他店借勘定

(38)他店借越勘定　他店預ケ金勘定の所で說明した樣に當方口取引によつて生ずる借越を處理する勘定である。

例　上田次郎の依頼により甲銀行に對し送金爲替を取組み,代金3,000圓別に手數料1圓50錢入金す。但し,同行への預ケ金2,500圓あり,借越契約あるものとす。

(借方)　現　金 …… 3,001.50

(貸方)　他店預ケ金 …… 2,500.00

　　他店借越 …… 500.00

　　受入手數料 …… 1.50

(39)他店預リ金勘定　先方口取引から生ずる他店からの預り金を處理する勘定である。例へば他店の依頼によつて當所拂手形代金を取立てた場合に生ずる預リ金を記入する。上記の他店借越勘定と共に他店に對する債務を示す勘定である。

次に例示を掲げる。

例　甲銀行依頼の當所代金取立8,000圓期日に付き支拂人山口三郎より入金す。但し同行先方口殘なきものとす。

(借方)　現　金 ……8,000.00

(貸方)　他店預リ金 ……8,000.00

XVII 支拂承諾勘定

(40)支拂承諾勘定　支拂承諾見返勘定で既に說明した樣に信用の貸與から生ずる偶發借務を示す勘定であつて常に見返勘定と對立するのである。斯かる偶發債務を示すに單に備忘的記錄に止めず特にその存在を明瞭ならしめる爲めに設ける勘定科目である。蓋し銀行業務に於て信用の貸與は重要な一項目であり,且つその金額も相當多額に昇るからである。次に取引を例示しよう。

例 1.　得意先山口商店の依賴により同人振出約束手形額面10,000圓に對し支拂保證をなす。保證先は株式會社住友銀行。

(借方)　支拂承諾見返 ……10,000.00
(貸方)　　支拂承諾 ……10,000.00

例 2.　期日の前日得意先山口商店より前記手形支拂資金として同人振出小切手を受入る。別に手數料 2% を受入る。但し同人預金殘あるものとす。

(借方)　當座預金 ……10,200.00
(貸方)　　別段預金 ……10,000.00
　　受入手數料 …… 200.00

例 3.　上記手形期日につき日本銀行宛小切手にて株式會社住友銀行に支拂ふ。日本銀行に預ケ金殘あるものとす。

(借方)　別段預金 ……10,000.00
　　支拂承諾 ……10,000.00
(貸方)　　預ケ金 ……10,000.00
　　支拂承諾見返 ……10,000.00

XIII 雜勘定

(41)未拂配當金勘定　株主に對する利益配當金の內未だ株主の請求なく其の儘となつて居るものを示す勘定である。例へば配當金未拂分350圓とすれば,

(借方)　配當金 ……350.00
(貸方)　　未持配當金 ……350.00

これを現金拂すれば

(借方)　未拂配當金 ……350.00
(貸方)　　現金 ……350.00

(42)未拂利息其他勘定　預金利息を計上したとき預金者に未だ支拂はれず,或ひは未だ支拂期日に到らないが決算日に於てその日までの利息を計上するとき生ずるのが未拂利息勘定である。次に未拂稅金勘定は公課稅の支拂分を整理する勘定である。共に損費の未拂分を處理する勘定であるから,これらを合して未拂利息其他勘定としたのである。

(43)未經過割引科其他勘定　手形割引の場合に得る

割引料,又は手形貸付の場合に前取する貸付金利息はその一部が次期の收益に屬すことがある。例へば割引日が十二月十日で滿期を翌年の一月二十日とすると一月一日から二十日までの割引料は次期の收益とし計上せねばならないからこの部分を未經過割引料其他勘定に計上して次期に繰越すのである。尙ほ未拂利息,未經過割引料については後章決算手續の所でその取扱ひを說明する。

(44)預金利子諸稅勘定　銀行で支拂ふ預金利息の內日步一錢以上のものに對し所得稅5%資本利子稅2%の稅が課せられ,この稅金は徵收の便宜上個々の預金者をして納入せしめず銀行が利息支拂の時稅額を差引いて置いて,每月十日に一括して納付することとなつて居るから,未納付のこの種稅金を處理するに用ふる勘定である。次に例示する。

例　丸山四郎に定期預金利息300圓預金利子諸稅7%控除して現金拂す。

(借方)　預金利息 ……300.00

(貸方)　現　　金 …… 279.00

　　預金利子諸稅 ……21.00

以上負債勘定として雛形に揭げられた勘定を說明したのであるが,この外支店を有して居る銀行で,

本支店合併決算諸表作成の場合本支店間の貸借に不一致を來すことがある。その原因が送金爲替取組に依つて起り,一方で送金爲替取組による入金あるにかゝはらず他方で未だこれが支拂を終つてゐないときは未拂送金爲替勘定を用ひてこれを處理する。この點は後に決算手續に於て詳述するであらう。

三　資本及び損益處分の勘定　所謂資本主に對する勘定,純損益處分に起る勘定を次に說明する。

(45)資本金勘定　本勘定は株金勘定と呼ぶのが一般的ではあるが,前揭雛形には資本金として示してゐる。銀行業は株式會社組織によることを要し,株式資本額は百萬圓以上たるべく東京·大阪に本支店を有するものは特に二百萬圓以上の資本金であることを必要とする。株式會社たる銀行の定款に記載ある株式資本總額を公稱と云ひ,この公稱資本金を示すに資本金勘定を用ひる。

(46)拂込未濟資本金勘定　株式資本金の內未だ拂込なき部分を示す勘定であつて資本金勘定に對する一つの評價勘定であり,同時に株主に對し將來拂込を請求する權利をも示してゐる。例へば銀行設立の場合株式全額が引受濟となると次の仕譯をする。

(借方)　拂込未濟資本金 ……

(貸方)　資　本　金 ……

(47)法定準備金勘定　銀行法によつて公稱資本額に達する迄配當する毎にその利益の十分の一以上を積立てねばならぬ。利益の留保であるから法定積立金と云ふが適當であるが雛形に示したる所により法定準備金と呼ぶ。次に仕譯を示す。

(借方)　前期損益 ……

(貸方)　法定準備金 ……

(48)何積立金勘定　本勘定はその目的が特定して居ればそれぞれ目的に依り,例へば配當平均の目的であれば配當平均積立金又は特定の目的なく諸目的に利用し得るものならば別途積立金と云ふ名稱を付ける。本來積立金には法律に强制されたものと任意的なものとがあり,前述の法定準備金は强制的なもので茲に云ふ積立金は任意的なものであるが,共に將來の缺損に備へ,業務の擴張に用ひて銀行が信用を維持するに必要である。積立金は缺損の塡補又は特定目的の爲めにのみ處分されるもので一時的のものではない。この點が次に述べる前期利益金勘定と異る。

特定の積立金として尙ほ事業擴張積立金·新築積立金·社員恩給積立金等がある。

(49)前期利益金勘定(前期繰越金勘定)　純益金より株主に配當金を與へ,重役に賞與金を與へ上述の諸積立金を控除した殘餘の利益を未處分のまゝ次期に繰越し次期の決算にその期の利益と合算して處分する爲めに設ける勘定であつて利益留保の一時的勘定である。

(50)缺損金勘定　この勘定は上述の前期利益金勘定とは反對に純損金,卽ち缺損金を塡補せずしてそのまゝ次期に繰越す場合に用ひる勘定である。從つて貸借對照表借方にあらはれる。

以上述べた外に貸借對照表にあらはれないが次の樣な利益處分に伴ふ勘定がある。

(51)配當金勘定　株主に分配する利益金を示す勘定である。配當金は株式拂込額に對し年利率で唱へられる。或る期間を過ぎて未だ請求のない場合には配當金勘定から未拂配當金勘定へ振替へねばならぬ。

(52)賞與金勘定　相當の利益が擧つた場合に重役らの他行員に與へる利益金を處理する勘定である。次に仕譯を示す。

(借方)　前期損益 ……

(貸方)　配　當　金……
　　賞　與　金……
　　法定準備金……
　　別途積立金…　……

第三節　損益計算書に現はれる勘定

一　收益の勘定

(53)貸付金利息勘定　貸付によつて生ずる利息を處理する勘定である。例へば證書貸付·手形貸付·コールローン·當座貸越の利息はこの勘定の貸方に記入する。

(54)有價證券利息勘定　所有株券以外の有價證券,即ち國債·地方債·社債·外國公社債の利息を受入れた場合この勘定の貸方に記入する。又國債等の賣買のとき受拂する端數利息をも記入することは既述の如くであつて,端數利息を支拂つたときは借方に,受入れたときは貸方に記入する。

(55)受入雜利息勘定　預ケ金利息,他店取引の結果生ずる爲替尻受入利息の如きものを處理する勘定である。

(56)割引料勘定　手形割引の場合に說明したやうに割引料を受入れた場合に處理する勘定である。

(57)株式配當金勘定　所有株券の配當金を受入れた場合處理する勘定である。

(58)受入手數料勘定　送金爲替·代金取立·信用保證·保護預リ·貸金庫·株式名義書換代理等をなす場合に得る手數料を處理する勘定である。

(59)外國爲替賣買益勘定　外國爲替銀行が外國爲替賣買によつて得た利益を處理する勘定である。

(60)有價證券賣買益勘定　銀行が投資物件として買入れた有價證券を高値にて賣却して得た利益を處理する勘定である。有價證券の買入平均價格と賣價との差である。

(61)有價證券償還益勘定　銀行が所有する公社債が滿期又は抽籤に依つて額面にて償還された場合それら有價證券の買入價格が額面額以下の場合に利益を生ずる。この利益を處理する勘定である。次に例示する。

例　所有國債額面 150,000 圓(帳簿價格 97 圓替)滿期償還を受く。

(借方)　現　金……15,000.00
(貸方)　國　債……14,550.00
　　有價證券償還益……450.00

(62)有價證券貸付料勘定　所有有價證券の貸付によ

つて得る利益を處理する勘定である。

(63)土地建物賃貸料勘定　銀行が所有する建物土地の一部を貸付けた場合に得る地代,家賃を處理する勘定でめる。

(64)銷却債權取立益勘定　銀行がその貸付金を回收不能として損失に計上したものが後日幾分にても回收されたときこれを利益として計上する勘定である。

(65)未拂利息其他戻入勘定　本勘定の性質は損益計算書に於て利益の側に揭げられるが實は損失の側に計上する支拂利息勘定を差引く爲めの勘定である。決算に際して預金利息の未拂分を次の如く計上仕譯する。

(借方)　預金利息 ……
(貸方)　　未拂利息其他……

これに對して次期第一日附を以て次の仕譯をする。

(借方)　未拂利息其他……
(貸方)　　未拂利息其他戻入 ……

斯く仕譯するのは次期にこの未拂分を支拂つた場合次の如く仕譯をするからである。

(借方)　預金利息 ……
(貸方)　　現　　金 ……

卽ち,前期に屬する預金利息を今期に於て支拂ひ又は元金に組入れるとき,預金利息勘定を以て處理するから,この部分を豫め未拂利息共他戻入として利益の側に揭げ預金利息を滅ずべきことを示すのである。

(66)有價證券價額引上勘定　決算に際して所有有價證券はその放資の目的から云つて時價で評價しても差支へない。時價が帳簿價額よりも高いときはその差額を利益として計上しこの勘定を以て處理する。然しこの利益は營業上生じた利益でないから,これを配當にあてることは堅實な財政方針とは云ひ得ない。積立金として留保するが宜い。消極的な立場を採るなればかゝる利益を計上しないのであるが,資產の眞價を示す爲めに價額引上の利益を生ずるのである。

(67)雜益勘定　營業外の原因で生じた利益例へば不用品賣却等から得た利益を處理する勘定である。

二　損費の勘定

(68)預金利息勘定　銀行の諸損費の內主要部分を占めるもので各種預金に對し利息を支拂ふ際に記入する勘定である。

(69)借用金利息勘定　借入金,コールマネーに對し支

拂ふ利息を處理する勘定である。

(70)支拂雜利息勘定　他銀行よりの預リ金又は他店との爲替取引爲替尻に對する支拂利息を處理する勘定である。

(71)再割引料勘定　割引によつて得た手形を更に他の銀行で再割引した場合支拂ふ支拂割引料を處理する勘定である。

(72)戻割引料勘定　滿期日以前に割引手形代金を入金した場合割引料の一部を拂戻すときに用ひる勘定である。割引料勘定へ直接記入せずこの勘定を設けこれが借方へ記入する。

(73)支拂手數料勘定　他銀行に送金爲替を依賴し,又コールマネーの仲介を依賴した樣な場合に支拂ふ手數料の處理勘定である。

(74)外國爲替賣買損勘定　外國爲替銀行が外國爲替賣買上生じた損失を處理する勘定である。

(75)有價證券賣買損勘定　有價證券を賣却した場合生じた損失を處理する勘定である。

(76)滯貸金鎖却勘定　これは貸付金の內回收見込なき滯貸金を銷却する際設ける勘定で,例へば證書貸付が回收不能となれば次の仕譯をする。

(借方)　滯貸金銷却……

(貸方)　證書貸付……

(77)何々價格鎖却勘定　有價證券·營業用·土地·建物·什器等の價額を引下げる場合に用ひる勘定である。例へば國債10,000圓(取得價格98圓)が時價97圓に下落したとすれば

(借方)　有價證券價格銷却 …· 100.00

(貸方)　國　　債……100.00

價額銷却は直接法により,準備金勘定を設ける間接法を用ひない。

(78)有價證券借入料勘定　有價證券を借入れた場合これに對する賃借料を處理する勘定である。

(79)土地建物賃借料勘定　營業上必要な土地建物を借入れたときに支拂ふ地代家賃等を處理する勘定である。

(80)稅金勘定　この勘定は銀行が支拂ふ所得稅·營業收益稅·地租·家屋稅その他總ての公課稅を處理するに用ひる。

(81)行員恩給及び一時給與金勘定　本勘定は銀行が退職行員に支給する恩給及び一時給與金を處理するに用ひる。

(82)給料勘定　銀行が行員たると重役たるとを問はずすべて俸給として支拂ふものを處理する勘定で

ある。

(83)**手當勘定**　銀行は行員に種々の手當を支給するがこれを處理する勘定である。

(84)**旅費勘定**　行員等の地方出張に際し支給する旅費を記入する勘定であつて若し殘額が戻された場合には貸方に記入する。

(85)**未經過割引料其他戻入勘定**　決算に於て割引料其他の次期に屬する收益の部分を次期に繰越す爲め差引く目的を以て損失の側に揭げられた勘定で次の如く仕譯をする。

(借方)　未經過割引料其他戻入 ……

(貸方)　未經過割引料 ……

(86)**創業費勘定**　銀行設立上必要なる費用,例へば株式募集費·定款目論見書作成費·創立總會費等の設立費に設立登記費·株券作成費を合して創業費と云ふ。發起人の立替拂せる部分は會社設立後發起人に支拂ふ。この費用は相當多額に上るからその全部を一時に損失とせず,順次決算毎に銷却することがある。この場合には同勘定は資產として取扱はれ損失として計上する部分は創業費銷却勘定に計上する。

(87)**雜費勘定**　營業上生ずる印刷費·通信費·文房具費

等を一括してこの勘定で處理する。これら費用の支拂をその發生の都度なすことは面倒であるから,用度方へ小拂資金として一定額を前渡し月末に支拂の報告をなさしめ必要額を補給するのが一般である。

(88)**前期損益勘定**　決算に於て損益勘定を起し,當期記損益を算出したとき,これを直ちに處分することなく前期損益勘定に振替へて次期に繰越す。純益の場合には貸方へ,純損の場合には借方へ記入するは勿論である。

純益の處分が決定すれば法定準備金·配當金·賞與金·別途積立金に處分され,又純損の場合は法定準備金その他積立金の如き利益の留保を以て塡補し,足らざる所は繰越缺損金として繰越すか減資を行ふて消去するのである。缺損を別途積立にて塡補する場合の例を仕譯に示す。

(借方)　別途積立金 ……

(貸方)　前期損益 ……

以上を以て勘定科目の說明を終るがこの外に業務の性質に依り新しく設けねばならぬ勘定科目もあれば又以上の中で設けなくとも良いものがあるであらうから,その業務の性質に應じて取捨選擇す

べきであるが,雛形に掲げたものを變更することは許されない。

次の練習題は第二章勘定科目の說明を全部終了したる後貸借仕譯により仕譯をなさしめ更に第三章第一節傳票の說明を全部終了したる後に傳票を作成なさしむるも可なり。

仕譯練習題。次の取引は全部連續せるものである。これが勘定科目を擧げ,貸借仕譯を示せ。

1 長崎商店と特別當座契約を結び通貨1,500圓受入る。

2 山口商店の依頼により次の商業手形を割引し,割引料80圓差引き殘額は同人の當座預金に振替ふ。山口商店振出同人受取,長崎商店支拂爲替手形額面1.200圓。

3 市村商店より國債額面 50,000圓を104圓替にて買入れ端數利子385圓共日本銀行宛小切手にて支拂ふ。但し,日本銀行には預ケ金あり。

4 上山商店の依頼により證書貸付3,000圓をなし,代金は當行振出預金手形2,000圓,殘額は定期預金とす。

5 長崎商店の依頼により同人支拂にかかる商業手形代金1,200圓は同人の特別當座預金より支拂を受く。

6 岩田商店に國債額面20,000圓を106圓替にて賣渡し別に端數利子105圓共通貨にて受入る。

7 豫て上山商店に貸付けし證書貸付の書換延期を承諾し,證書書換の上,利息40圓振替貯金拂出證にて受入る。

8 岡崎銀行にコールローン20,000圓をなし,通貨にて支拂ふ。擔保として鐘紡新株100株受入る。條件普通物。

9 三井銀行よりコールマネー50,000圓をなし,日本銀行預ケ金とす。擔保品日本郵船株。條件翌日物。

10 新聞廣告費として500圓用度係へ現金にて前渡す。

11 營業用土地建物 150,000 圓を買入れ代金は當行宛小切手にて渡す。

12 電話 3 個3,500 圓什器2,000 圓を買入れ,代金は日本銀行宛小切手にて支拂ふ。

13 山口商店振出小切手800圓に對し支拂保證をなす。

14 岸本商會の依頼により,船荷證券其他書類到着前の輸入鐵材代金35,000圓に對し大阪商船會社に支拂保證をなす。

15 上記保證は船荷證券等の到着につき自然解除し,保證料として50圓通貨にて受入る。

16 日本銀行より預ケ金に對する利息102圓50錢を元金に組入の通知を受く。

17 生島商店の依頼により手形貸付5,000圓をなし,利息300圓差引き殘額は同人の當座勘定に振込む。但し同人に對する貸越金は3,000圓とす。

18 山岡商店の依頼により次の他所割引手形4,500圓を割引し割引料400圓差引通貨を支拂ふ。山岡商店振出同人受取,大阪市吉野商店支拂爲替手形。

19　上記手形取立の爲め大阪市の取引銀行三和銀行へ送附す。

20　上記手形三和銀行より入金濟の旨通知あり。但し同行に對する借越2,000圓とす。

21　大阪の三和銀行より當所拂割引手形3,000圓送附し來る。支拂人當行當座預金者池田商店。

22　上記手形期日につき支拂人池田商店より同人振出當行宛小切手3,000圓受入る。但し同人の預金殘1,500圓貸越極度2,000圓。三和銀行には預リ金殘あり。

23　內田商店の依賴により同人振出山田商店宛約束手形2,500圓の引受をなす。

24　內田商店より上記手形の期日以前に支拂資金として通貨受入る。

25　上記手形期日に提示され通貨にて支拂ふ。

26　上記手形保證料として15圓當地三菱銀行支店宛小切手にて受入る。

第三章　傳票並に諸帳簿

第一節　傳　　票

一　總說　傳票とは取引の要項を記載した書類であつて取引の事實を示すと共に各係の間に取引の要項を傳達する役目を果し,記帳の原始的資料となるものである。故に正確な傳票の作成は殊に重要であつて,若し傳票に誤謬の記入があれば總ての係に於て誤つて記入され大きな迷惑と損害を及すこととなる。

銀行にては事務が分掌され,記帳が分擔されてゐるから各係間に取引の事實を知らすに一々帳簿を廻附することは事務を澁滯せしめることゝなる。故に傳票を以て取引事實を傳達し,且つ各係は傳票に檢印して其の責任を明かにするから間違があればその責任者が直に判明する。尙ほ傳票は支配人に對して入金を證し出金の許可を求め得る効用がある。かく傳票は記帳上重要なものであるからその作成法を充分に理解し作成にあたつて注意を怠つてはならない。傳票には收納傳票(又は入金傳票,色別の上から赤傳票)支拂傳票(又は出金傳票,色別の上から靑傳票)振替傳票の三種類がある。

二　收納傳票　收納傳票は全額現金にて入金した取引,即ち入金取引に用ひ金額と入金の原因たる相手勘定とを記入するのである。こゝに現金とは通貨のみではなく他店切手(當地)·預金手形·當店切手·振替貯金拂出證·郵便爲替券·公債の利札(前章現金勘定の說明參照)等を受入れし時も現金として取扱ふことに留意せねばならぬ。次に例示仕譯と傳票の雛形を示す。

例 1.　靑木商店に對する手形貸付5,000圓,滿期日につき通貨2,000圓,住友銀行振出預金手形3,000圓にて入金す。

仕譯　(借　方)　　(貸　方)

現　金　5,000.00　　手形貸付　5,000.00

收納傳票

昭和 × 年 × 月 × 日　　No.

科目	手形貸付	姓名	靑木商店	支配人印
金額	¥ 5,000.00			
				係　印
通　貨	¥ 2,000.00			
他　手	1枚¥ 3,000.00			
	枚¥			出納係印
	枚¥			記帳方
手　形	枚¥			

傳票の作成を詳說すれば,先づ取引の年月日を記入し,次に勘定科目の欄に上記仕譯の貸方科目即ち入金取引の事由たる相手勘定を記入し,現金勘定を記入することはない。蓋し收納傳票そのものが借方現金を示してゐるからである。姓名欄へは取引の相手人名を記入し,金額欄へは入金額をあげ,最後に摘要欄へは取引の要點を簡略に記入し,略語を用ひるを普通とする。尙ほ,受入れた現金の內譯を示す爲めに通貨·他店切手·手形·郵便爲替券その他現金と見做すものを記入する所を設ける。他店切手手形と同樣に當店切手手形の受入をも現金の受入れとして取扱ふときは次の如くである。

例 2.　大山太郎より定期預金#1として6,000圓を次の如く受入る。

(1)　通貨　3,000圓

(2)　小山次郎預金手形#1　3,000圓 (現金として取扱ふ)

仕譯　(借　方)　　(貸　方)

現　金　6,000.00　　定期預金　6,000.00

當店發行の預金手形を受入れることは他方に於て預金手形債務が消滅するのであるから,出金の取引を伴ひ支拂傳票の作成を必要とすることは注意

收納傳票

昭和 × 年 × 月 × 日　No.

科目	定期預金	姓名	太山太郎	支配人印
金額	¥ 6,000.00			
	通貨 ¥ 3,000.00			係印
	當手 1枚¥ 3,000.00			
	枚¥			出納係印
	枚¥			記帳方
	手形 枚¥			

を要する。卽ち現金として受入れた預金手形が破棄されて出金となり,預金手形の債務を減少するのである。

三　支拂傳票　全額現金支拂の取引,卽ち出金取引に用ひる傳票であつて金額と出金の目的たる相手勘定,姓名欄へは取引相手の人名を記入する。作成方法は前述の收納傳票の場合とほゞ同樣である。たゞ支拂は通貨によるのが常であるから通貨の內譯を示す所が異つてゐる。次に例を掲げ仕譯と傳票雛形を示す。

例　國債額面50,000圓を山本商店より103圓替にて買入れ,端數利息85圓共通貨にて支拂ふ。

仕譯　（借　方）　（貸　方）

國　債　51,500.00　現　金　51,585.00

有價證券利息　85.00

支拂傳票

昭和 × 年 × 月 × 日　No. 1

科目	國債	姓名	山本商店	支配人印
金額	¥ 51,500.00			
百圓	枚			係印
貳拾圓	枚			
拾圓	枚			
五圓	枚			
壹圓	枚			出納係印
五拾錢	¥			記帳方
拾錢	¥			
五錢	¥			
壹錢	¥			

支拂傳票

昭和 × 年 × 月 × 日　No. 2

科目	有價證券利息	姓名	山本商店	支配人印
金額	¥ 85.00			
百圓	枚			係印
貳拾圓	枚			
拾圓	枚			
五圓	枚			
壹圓	枚			出納係印
五拾錢	¥			記帳方
拾錢	¥			
五錢	¥			
壹錢	¥			

上に示した様に支拂傳票も收納傳票も各一勘定科目毎に別々に作成し一枚の傳票に二つ又はそれ以上の勘定を記入してはならぬ。

四　振替傳票　全額現金受入の取引,卽ち入金取引,全額現金支拂の取引,卽ち出金取引以外の取引を振替取引と云ひ,この取引を記入するに振替傳票を用ひる。振替取引には全部振替取引と一部振替取引とがある。全部振替取引とは現金收支が現實に起らない取引である。併しこの取引を分解して考へると入金取引と出金取引とが同額にて同時に起つたものと云へる。次に一部振替取引とは部分的な現金の受拂を伴ふ取引であつて,これを分解すれば入金取引と出金取引とが同時に發生するが,何れかの取引の金額が他方より多額なる場合その差額だけ現金にて受渡される取引で,一部出金又は一部入金取引の意である。而して振替傳票は次に示す様に左右兩欄に分れて借方貸方と區別されて居るが,この傳票も現金の出入を主としたものであるから借方は現金借方卽ち入金,貸方は現金貸方卽ち出金であり,借方へは入金取引の事由たる相手勘定を,貸方へは出金取引の事由たる相手勘定を記入するのであるから,收納傳票と支拂傳票とをつなぎ合せ

たものと思へばよい。たゞ一部振替取引では貸借兩方の金額合計を一致せしめる爲めに,一部出金取引ならば借方欄の下方に差引現金支拂の金額を記入し,一部入金取引ならば貸方欄下方に差引現金收入の金額を記入するのである。かくして傳票の貸借合計が一致するのであるが,借方欄に記入した現金支拂の金額は貸方出金の一部が現實に現金を以て支拂はれたことを示すものであり,又貸方欄に記入した現金收入の金額は借方入金の一部を現實に現金を以て受入れたことを說明するものである。換言すれば現金支拂は借方欄に記入するとは云へ貸方側の說明であり,又現金收入は貸方欄に記入するとは云へ借方側の說明に外ならないのである。振替傳票の記入が商業簿記の仕譯と丁度反對に記入される點で初學者が迷ふのであるが傳票記入が現金を主格としてゐることを良く了解して居ればそうした混亂に落入ることはない。次に例示を揭げる。

例 1.　大山太郎より定期預金#1として6,000圓を次の如く受入る。

小山次郎宛預金手形#10　6,000圓(現金として取扱はず)

（例 1）

振替傳票

昭和　年　月　日

（借方）

勘定科目	摘要	金額
定期預金	大山太郎	6 0 0 0 0 0
差引現金支拂		
合計		6 0 0 0 0 0

（貸方）

勘定科目	摘要	金額
預金手形	小山次郎	6 0 0 0 0 0
差引現金入	差收内	
	通貨	
	他店切手	
	當店切手	
合計		6 0 0 0 0 0

この例示は收納傳票例示 2 と類似のものであるが,當店振出預金手形を現金と見做さない場合を特に示したものである。

仕譯　（借　方）　（貸　方）

預金手形　6,000.00　定期預金　6,000.00

例 2.　岩田商店の依頼に依り手形貸付 10,000 圓をなし前取利息 85 圓を差引き殘額の内 5,000 圓は預金手形拂出,他は通貨にて支拂ふ。

仕譯　（借　方）　（貸　方）

手形貸付　10,000.00　預金手形　5,000.00

現　金　4,915.00

貸付金利息　85.00

例 3.　期日につき岩田商店より手形貸付代金 10,000圓を次の加く入金す。

(1)　通貨　5,000.00

(2)　山田商店宛當店振出預金手形　5,000.00(現金として取扱はず*)

仕譯　（借　方）　（貸　方）

現　金　5,000.00　手形貸付　10,000.00

預金手形　5,000.00

* 預金手形を現金手形とすれば入金傳票を作成すべきである。

（例 2）

振　替　傳　票

（借 方）　　昭和　年　月　日　　（貸 方）

勘定科目	摘要	金額	勘定科目	摘要	金額
預金手形	岩田商店	500,000	手形貸付	岩田商店	1,000,000
貸付金利息	同人	8,500			
			差引現金入 内訳 通貨		
			他店切手		
差引現金支拂		491,500	當店切手		
合計		1,000,000	合計		1,000,000

（例 3）

振　替　傳　票

（借 方）　　昭和　年　月　日　　（貸 方）

勘定科目	摘要	金額	勘定科目	摘要	金額
手形貸付	岩田商店	1,000,000	預金手形	岩田商店	500,000
			差引現金入 内訳 通貨		500,000
			他店切手		
差引現金支拂			當店切手		
合計		1,000,000	合計		1,000,000

第二節　主　要　簿

一　總說　銀行の帳簿はこれを主要簿と補助簿の二つに大別することが出來る。補助簿の事は後節に讓り本節で主要簿につき說明する。

主要簿は銀行の會計取引の全狀態を記錄し日々の財政狀態を示す帳簿であつて,決算に於て貸借對照表並に損益計算書を作成する根本材料となり,必要缺くべからざるものである。主要簿には日記帳及び總勘定元帳がある。商業簿記の仕譯帳が銀行簿記の日記帳に,元帳が總勘定元帳に相當するのである。銀行簿記の日記帳は現金を主格とする記帳法によるから商業簿記の一般仕譯帳と異なるが,特殊仕譯帳たる現金出納帳とその軌を一つにしてゐる。元帳記入は兩者全く同一である。銀行簿記では多くの補助元帳を用ひるから主要簿たる元帳はこれらと區別してとくに總勘定元帳と呼んでゐる。日記帳記入は一日の取引を終つて一まとめとした傳票から直接記入するのであるが,日々取引の多い勘定科目はこれを特別な日記帳を設けて豫め記入し置き,後總括的に一般の日記帳へ記入するが便利である。かゝる特殊な日記帳を增補日記帳と名付ける。

二　日記帳並に增補日記帳

日記帳　日記帳は上述した樣に一日の取引が終了し其の日の取引を記錄した傳票を全部まとめて記入する帳簿であるが,同一勘定のものはこれを一括して總勘定元帳の勘定番號順に記入するのである。日記帳は借方及び貸方よりなり,入金傳票及び振替傳票の借方はその儘日記帳の借方へ,出金傳票及び振替傳票の貸方はその貸方へ記入する。

日記帳の借方及び貸方には各振替摘要欄·摘要欄·元丁欄及び金額欄があり,金額欄は振替,現金及び合計に分れてゐる。その記入方法を詳說するに,先づ摘要欄內に勘定科目を大字にて記入し括弧を付ける。この下の行に姓名をほゞ中央から小字にて記載し,その行に金額を擧げる。金額は現金收支の起れるものは現金欄に,振替へのものは振替欄に記入する。振替のものは尙ほ振替摘要にその相手方勘定科目を記載し置く。而して同一勘定科目の傳票は一々勘定科目を擧げることなく,姓名及び金額のみを續けて記入し,同一科目の傳票全部の記入を終れば現金及び振替欄金額を合計して同科目に關する記入の最終の行の合計欄に記入し,總勘定元帳への轉記を便にする。元丁欄はこの金額を元帳へ轉

記したときに轉記濟の印として元帳に於ける同勘定の頁數を記入するのである。

日記帳記入に於て一部振替取引を示す振替傳票は取扱ひが稍〻複雜である。例へば次の傳票に於ては日記帳借方記入は次の如くなる。前節振替傳票の例3による。

振替傳票

借方		貸方	
手形貸付	¥10,000.	預金手形	¥ 5,000.
岩田商店		差引現金收入	¥ 5,000.
合計	¥10,000.	合計	¥10,000.

日記帳

借方

振替概要	摘要	元丁	振替收入		現金收入		合計	
	(手形貸付)	12						
預手	岩田商店		5,000	00	5,000	00	10,000	00

卽ち前節振替傳票の所で說明したやうに,貸方にある現金收入は借方入金の內譯を示すのであるから,借方手形貸付10,000圓は二分して,內5,000圓は振替欄に,5,000圓は現金欄に記入し,振替に對して振替摘要「預手」の記入を必要とする。從つて傳票貸方に記入ある差引現金收入5,000圓は日記帳借方記入に必要であるが,日記帳貸方記入には無關係であつて,貸方は預金手形振替欄5,000圓の記入を以て足る。

次に差引現金支拂のある次の如き傳票に於ては日記帳借方記入は振替欄のみであるが,貸方記入に於て,現金欄4,915圓,振替欄5,085圓の二つに分けて記入する必要がある。尙ほ,この場合に振替の相手勘定が二つであるから振替摘要欄へは「諸口」と記入するのである。前節振替傳票の例2による。

振替傳票

借方		貸方	
預金手形	¥5,000.	手形貸付	¥10,000.
貸付金利息	¥ 85.	岩田商店	
差引現金支拂	¥4,915.		

日記帳

貸方

振替摘要	摘要	元丁	振替支出		現金支出		合計	
	(手形貸付)	12						
諸口	岩田商店		5,005	00	4,915	00	10,000	00

若し相手勘定が同一勘定である場合,例へば當座預金に對する相手勘定が同じく當座預金である場

合には借方振替摘要欄へは「貸」貸方振替摘要欄へは,「借」と記入する。

傳票から日記帳へ記入するに當つて特に注意を要するのは傳票に示された勘定科目が全部漏れなく日記帳に記入されることである。收納傳票及び支拂傳票は一枚一勘定科目であるが,振替傳票には借方及び貸方の記入並びに借方又は貸方に二つ以上の勘定科目の記入があるからその全部が記入されたか否かを記入の後に檢査する必要がある。且つ日記帳についても次の點を吟味する。

第一に振替欄の合計が貸借一致するか否か。蓋し振替欄記入の金額は常に同額が貸借に存在してゐるからである。

第二に借方現金收入合計がその日の收納帳合計と一致するか否か。何となれば,現金收入に關する取引は總て收納帳へ記入し,同時に日記帳へも上述の如く現金欄へ記入するから當然兩者は一致せねばならぬ。

第三に貸方現金支出合計とその日の支拂帳合計が一致するか否か。これ第二と同樣に現金支拂の取引は出金傳票たると振替傳票たるとを問はず支拂帳並びに日記帳の貸方現金欄に全部記入するが故に當然兩者の合計は一致すべきである。

日記帳は日々これを締切る。締切方法は先づ各金額欄を合計し,現金の前日繰越高を借方の現金收入及び合計欄に記入し,本日殘高を貸方の現金支出及び合計欄に記入すれば,總計して各金額欄は借方·貸方對應して一致するのである。本日殘高は金庫の中の現金有高と一致すべきことは云ふをまたない。

增補日記帳　銀行は業務が多種多樣で,發生する取引の數頗る多く,從つて計算係員が營業終了後短時間內に總てを一冊の日記帳に記入し,これより總勘定元帳へ轉記し更に日計表を作成することは頗る困難であるからこれが事務分掌の原理に基いて日記帳の分割を生ずる。分割された特殊の日記帳が茲に述べる增補日記帳である。この帳簿の效用は單に事務分掌と云ふことの便宜のみではなく,同一系統の取引を取引發生の都度直ちに記錄出來る事である。依つて日々起る取引の中で特に數多き取引について設けられるものであつて,銀行の規模·業務の性質等によつて夫々異るが,普通商業銀行では當座預金·特別當座預金·定期預金·商業手形·荷付爲替手形·手形貸付·證書貸付·他店勘定·支店勘定等について設けられる。

增補日記帳と日記帳との形式上の差異を擧げる

と,增補日記帳は(1)金額欄として振替欄と現金欄との二つを持つが日記帳の様に合計欄がなく,又(2)元丁欄も持たない。その理由は增補日記帳を先づ締切り,その合計を日記帳へ總括移記し,後總勘定元帳へ轉記するからである。

次に日記帳と當座預金增補日記帳の雛形を掲げるから兩者を比較して見られ度い。

當座預金增補日記帳

昭和　年　月　日

借方								貸方				
振替摘要	摘　要	振替收入	現金收入		振替摘要	摘　要	振替支出	現金支出				
	山田商店		9,500	00		岩田商店		25,000	00			
	上山商店		20,500	00		山本商店		1,800	00			
	前田商店		15,000	00		奥田商店		25,200	00			
	山村商店		5,000	00								
		0	—	50,000	00			0	—	52,000	00	
				0	—					0	—	
				50,000	00					52,000	00	
	前日繰越高			45,000	00		本日現在高			43,000	00	
				95,000	00					95,000	00	

兩者を比較するにつき注意すべきは次の三點である。

i　合計欄は日記帳にあり增補日記帳にはない。それは振替欄を合計しこれを現金欄合計に加へて總計しうるからである。

ii　日記帳の振替欄合計は必ず貸借が一致するも增補日記帳では一致しないのが普通である。

iii　當座預金增補日記帳の本日現在高は當座預金の有高で日記帳のそれは現金有高である。

日記帳

昭和　年 9 月 1 日

借方									貸方								
振替摘要	摘　要	元丁	振替收入		現金收入		合　計		振替摘要	摘　要	元丁	振替支出		現金支出		合　計	
	(當座預金)	1			50,000	00	50,000	00		(當座預金)	1			52,000	00	52,000	00
	增補日記帳									增補日記帳							
	(特別當座預金)	2			2,000	00	2,000	00		(定期預金)	5			3,000	00	3,000	00
	廣田商店									山田商店							
	(支拂承諾)	24								(商業手形)	18						
貸手	杉田給會社		9,800	00			9,800	00	割引料	岩田商店		95	00	2,905	00	3,000	00
	(割引料)	45								(支拂承諾越)	23						
商手	塚本商店		95	00			95	00	借	山口商店		9,800	00			9,800	00
		59	9,895	00	52,000	00	61,895	00			59	9,895	00	57,905	00	67,800	00
	前日繰越高				60,000	00	60,000	00		本日現在高				63,095	00	63,095	00
			9,895	00	112,000	00	121,859	00				9,895	00	121,000	00	121,895	50

次に諸傳票と日記帳並に增補日記帳との記帳關係圖解を揭げて參考とする。

下記の圖解はA勘定につき增補日記帳を設けた場合である。——→は增補日記帳への記入を示し，～～→は日記帳への記入を示し，……→は增補日記帳の合計を日記帳へ移すことを示してゐる。

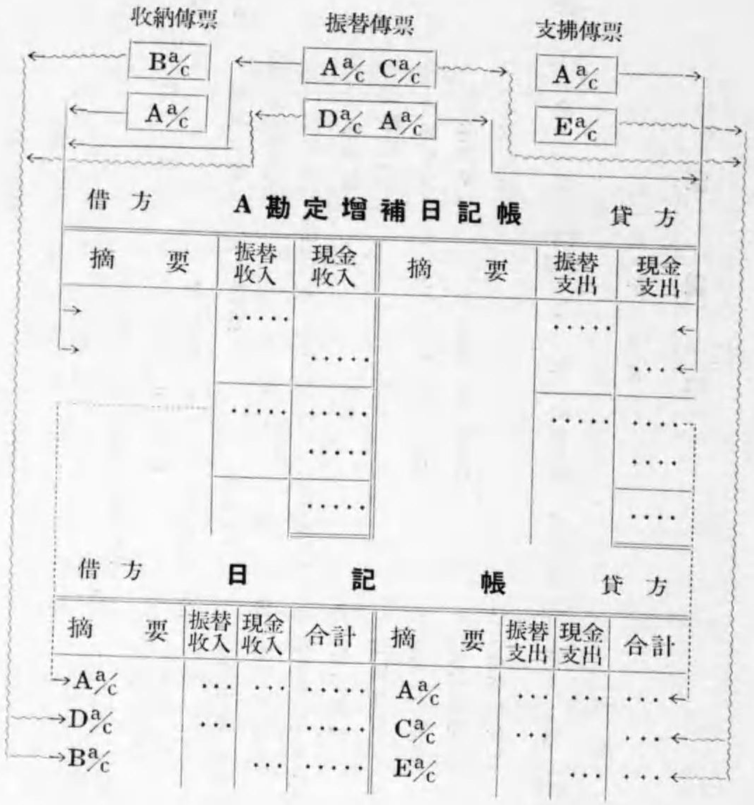

三　總勘定元帳並に日計表·月計表

總勘定元帳　總勘定元帳は銀行帳簿中最も大切なものであつて銀行の財政狀態の變動並に現狀を勘定を以て表現する帳簿である。商業簿記に於ける元帳と同一であるが銀行では補助元帳を多く用ゆる爲め特に總勘定元帳と呼んで居る。

その形式は殘高式,即ち借方·貸方·殘高の三金額欄あるものを用ひる。蓋し銀行に於ては日々の元帳殘高を集めて日計表を作成するに便ならしめるが爲めである。同帳に勘定口座を設立するには財政諸表作成の便宜を考慮に入れて科目を排列し,各口座相當の紙數を用意する必要がある。

總勘定元帳の記入は日記帳からの轉記による。從つて傳票からの日記帳記入に勘定科目の配列順序を考慮に入れるのが便宜であることは既に述べた如くである。日記帳記入の勘定を總勘定元帳に轉記するには,日記帳が現金を主格とする記入であることに注意して,日記帳の借方に計上せる勘定科目の金額は總勘定元帳の當該勘定口座の貸方へ,貸方のものは借方へと轉記する。而も轉記する金額は日記帳の合計欄の金額である。借方及ひ貸方に計上せるすべての勘定を轉記すれば現金以外の諸勘定の轉記が終つたのであるから最後に現金勘定

を轉記する。

現金勘定への轉記は借方合計欄の總計額を現金勘定の借方へ,貸方合計欄の總計額を同勘定の貸方へ記入するのであつて兩者の差額はその日の現金高を示す。かくて現金勘定は現實の現金收支のみならず振替取引の金額をも包み日記帳の總括記錄となる。蓋し,すべての取引を收支取引として取扱ひ,現金出納帳たる日記帳に記入するからである。

日記帳と總勘定元帳との關係を示す。

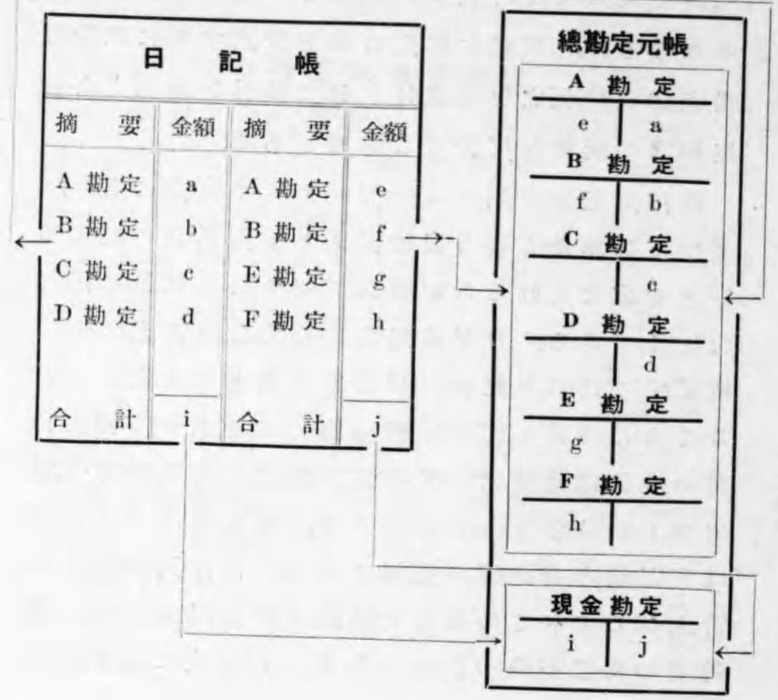

日計表及び月計表　商業簿記に於て元帳轉記の上に誤謬があるかどうかを檢する爲め試算表を作成するがそれと同じ目的で銀行簿記に於ても總勘定元帳の各勘定口座の殘高を一表に集計して日々試算表を作る。これを日計表と云ふ。又月末に借方·貸方各の合計並に殘高を掲げて作るものを月計表と云ふ。この兩表は共に豫め印刷しある用紙を用ひて作成し,科目の配列は總勘定元帳の順序による。尙ほ日計表·月計表の作成によつて財政狀態の動きを觀取するのに便宜である。

日計表は借方·貸方の合計が一致するや否やにより轉記の正否を檢するのであるが,月計表では尙ほこの外に現金勘定借方金額が諸勘定貸方金額合計と一致するか否か,現金勘定貸方金額が諸勘定借方金額合計と一致するや否かを檢して轉記の正否を知ることが出來る。蓋し,諸勘定の貸方合計は日記帳の借方合計,從つて又現金勘定借方合計であり,又諸勘定借方合計は日記帳の貸方合計,從つて現金勘定貸方合計であるから。日計表を亦總勘定元帳殘高表,月計表を總勘定元帳合計殘高表とも云ふ。月計表を作成した日は日計表は作成する必要はない。

日計表

昭和　年　月　日

借方	元丁	勘定科目	貸方
	1	現金	
	2	預ケ金	
	3	當座預金	
	4	特別當座預金	
	5	定期預金	
	6	預金手形	
	7	國債	
	8	商業手形	
	9	荷付爲替手形	
	10	手形貸付	
	11	證書貸付	
	12	當座貸越	
	13	拂承諾返	
	14	支拂承諾見返	
	15	營業用土地建物	
	16	營業用什器	
	17	本金	
	18	未拂込資本金	
	19	利息料	
	20	割引料	
	21	受入手數料	
	22	有價證券賣買損益	
	23	給料	
	24	旅費	
	25	雜費	
.....	...		

月計表

昭和　年　月　日

借方		勘定科目	貸方	
殘高	合計		合計	殘高
		現金預ケ金勘定		
		現金		
		預ケ金		
		預金勘定		
		當座預金		
		特別當座預金		
		定期預金		
		預金手形		
		有價證券勘定		
		國債		
		割引手形勘定		
		商業手形		
		荷付爲替手形		
		貸付金勘定		
		手形貸付		
		證書貸付		
		當座貸越		
		拂承諾勘定		
		支拂承諾		
		支拂承諾見返		
		動產不動產勘定		
		營業用土地建物		
		營業用什器		
		株主勘定		
		資本金		
		拂込未濟資本金		
		損益勘定		
		貸付金利息		
		割引料		
		受入手數料		
		有價證券賣買損益		
		給料		
		旅費		
		雜費		

第三節　補　助　簿

一　總說　前節に述べた主要簿は出來る丈け簡略に記入するのであるが,それが詳細を示す目的を以て記入する帳簿が茲に述べる補助簿である。

補助簿は銀行業務の性質から多種多樣に亙つてゐる。例へば統轄勘定の內譯明細を示す補助元帳があり,補助元帳の記入の正否を檢する爲めの補助元帳殘高記入帳があり,各取引の內容を精しく說明する補助記入帳がある。尙ほこの外に取引に關聯する事項を備忘的に記入する種々の帳簿がある。

本節では分課制度に依る各課の事務概況と併せて補助簿の說明を行はう。

二　出納課とその帳簿　本課は現金の出納に關する事務並に手形交換事務等を行ふ。現金を受入れた時は金種金額を調べ收納傳票と照合し收納帳に記入して傳票に收納濟の證印をなし,これを支配人へ廻付する。收納帳は次揭の如き多桁式のもので,金額欄を現金の金種によつて區別し通貨の欄と切手手形欄とを左方に,右方には入金原因によつて當座預金欄と雜勘定欄とに分つものを用ひるが,斯く金種·勘定別欄を設けずに單に切手手形受入欄のみを別に設けて金額欄を簡單にしたものを用ひても良い。多桁式を用ひた場合には當座預金の受入の場合,勘定科目欄へは一々當預と記入しないこと,及び手形交換の結果收納傳票を作成した場合(後章手形交換で述べる)これを通貨の欄へ記入することに注意せねばならぬ。通貨以外の切手手形欄へ記入するものは現金手形と云つてゐる。當店振出預金手形,又は當店宛小切手を現金手形として處理する場合,例へば當店宛小切手を定期預金として受入れたときは次の如き收納傳票を小切手と共に受取つて,これを收納帳に記入す。小切手に對する支拂は支拂傳票を作るか又は小切手に支拂濟の印を押してそのまゝ支拂傳票の代用としても良い。支拂傳票には支配人の證印を得て支拂帳へ記入すること後述の如くである。

支拂傳票
當座預金
¥ ·····

收納傳票
定期預金
¥ ·····

次に現金の支拂については入金の場合よりも一層注意を拂ふ必要がある。卽ち,支配人の證印ある

支拂傳票を良く檢し支拂帳に記入して現金を支拂ひ,傳票は計算係へ廻付する。支拂帳には次揭の如く支拂資金欄の設けてあるものもあるが,實務上から云へばこの欄はむしろ廢して紙面を節約し,現金在高帳で本日現金在高を計出する方が得策である。殊に支拂帳の紙數が何十頁に渡つて使用される時は不經濟極まるが故にこの欄を廢するが良いと思ふ。金額欄を當座預金欄と雜勘定欄に分つことも餘り實益がない樣である。

次に本課では手形交換も併せ行ふを以て夫々必要な帳簿を備へてゐるが,それについては次章手形交換の所で說明しよう。

(1)

收　納　帳

昭和×年9月1日

通貨		他店手形		切手	勘定科目	姓名	當座預金		雜勘定	
15,000	00					山口商店	15,000	00		
2,000	00				特別當座	廣田商店			2,000	00
		5,000	00			池上商店	5,000	00		
8,000	00	2,000	00		定期預金	政本一三			10,000	00
25,000	00								12,000	00
7,000	00	7,000	00				20,000	00	20,000	00
32,000	00								32,000	00

收　納　帳

昭和×年9月1日

勘定科目	姓名	金額		小切手手形 枚數	小切手手形 金額	
當座預金	山口商店	15,000	00			
特別當座	廣田商店	2,000	00			
當座預金	池上商店	5,000	00		5,000	00
定期預金	政本一三	10,000	00		2,000	00
		32,000	00		7,000	00

(2)

支　拂　帳

昭和×年9月1日

勘定科目	姓名	當座預金		雜勘定		支拂資金 摘要	支拂資金 金額	
營業用什器	山田商會			500	00	繰越	35,000	00
	山口商店	2,000	00			收納帳	32,000	00
雜費	上田商店			200	00			
特別當座	川西松藏			1,000	00			
		2,000	00	1,700	00			
				2,000	00			
				3,700	00			
	本日現在高			63,300	00			
				67,000	00		6,7000	00

支　拂　帳

昭和×年9月1日

勘定科目	姓名	金額		備考
營業用什器	山田商會	500	00	
當座預金	山口商店	2,000	00	
雜費	上田商店	200	00	
特別當座	川西松藏	1,000	00	
		30,700	00	

現金有高帳

日附	金貨	銀貨	白銅貨	銅貨	兌換券	手形切手	合計	後金締切入	總計	照合印

三　預金課及び帳簿　預金課で取扱ふ事務は銀行の主要業務の一つである預金に關するものであつて,預金の性質に依り補助元帳を使用するものと記入帳で濟ますものとある。補助元帳を使用するのは當座預金·特別當座預金の如く同一人に對し預入·引出が頻繁に起る場合であつて,記入帳は定期預金以下の諸預金の如く口別にその内譯明細を知れば足る場合に使用するのである。先づ當座取引について以下說明しよう。

當座預金　銀行が當座取引の申込を受けた場合には申込人の信用を充分に調査し,適當と考へるとき同人から契約書·筆跡印鑑を受取り,これに對し通帳·小切手帳·入金票綴を渡すと同時に當座勘定元帳に申込人の口座を設ける。同元帳の形式は次揭の如きものであり,綴込式のもの,又は最近ではルーズリーフ式のもの又はカード式のものを使用して居る。口座數が多いから綴込式よりはカード式又は

ルーズリーフ式の方が便利である。蓋し,カード式,ルーズリーフ式なれば或一定の順序に配列して處理することが出來るからである。當座勘定元帳の記入法は先づ欄外に通帳及び小切手帳の番號,貸越契約あるときはその極度及び期限,利子歩合を書き入れ,預金を受入れた場合貸方に,拂戻した場合借方に記入して差引殘高を求める。茲に注意すべきはその殘高が借方なるか貸方なるかである。貸方殘であれば預金殘のある事を示すが,借方殘となれば預金不足又は貸越となるのであるから,貸越契約がなければ小切手の支拂を拒絶し,同契約ある場合には小切手の支拂が貸越極度を越えない樣警戒する要がある。積數欄を設けたのはこれによつて支拂ふ預金利息,受入れる貸越利息を計算する爲である。

通帳　A # 0001
小切手　# 1—50

當座預金元帳

姓名　松木商店

貸越極度　¥5,000
契約期限　14年
貸越日歩　◎0.02

年月日	摘要	小切手番號	借方	貸方	借又貸	殘高 借方	殘高 貸方	日數	積數 借方	積數 貸方
10 1	現金			3,000 00	貸		3,000 00	2		6,000 00
2	商手振替			4,000 00	〃		7,000 00	1		7,000 00
4	山本商店渡	#1	8,000 00		借		1,000 00	3	3,000 00	
7	支拂保證	#2	2,000 00		〃		3,000 00			

總　勘

當座預金

月	日	摘　要	元丁	借　方	貸　方	借貸	殘　高
9	1	日記帳ヨリ	1		7,000 00	貸	7,000 00
9	2	〃	2	15,000 00	14,000 00	〃	6,000 00
9	3	〃	3	7,000 00	7,570 00	〃	6,570 00

當座勘定元帳

元丁	姓　名	× 年 9 月 1 日		× 年 9 月 2 日	
		借　方	貸　方	借　方	貸　方
1	大田商店	3,000 00			1,000 00
2	上田商店		1,500 00	1,000 00	
3	山田商店		2,500 00		3,000 00
4	支拂保證口		3,000 00		2,000 00
		3,000 00	7,000 00	1,000 00	6,000 00

定　元　帳

當座貸越

月	年日	摘　要	元丁	借　方	貸　方	借貸	殘　高
9	1	日記帳ヨリ	1	3,000 00		借	3,000 00
	2	〃	2	4,000 00	6,000 00	〃	1,000 00
	3	〃	3	2,000 00	3,000 00		0 00

差引殘高記入帳

× 年 9 月 3 日		× 年 9 月 4 日		× 年 9 月 5 日		× 年 9 月 6 日	
借　方	貸　方	借　方	貸　方	借　方	貸　方	借　方	貸　方
	2 500 00						
	0 00						
	2,570 00						
	1,500 00						
	1,500 00						

次に預金者各自の日々の預金殘及び當座貸越を示す爲に前頁に示す當座預金元帳殘高記入帳を使用する。この帳簿の貸方合計はその日の總勘定元帳當座預金勘定貸方殘と一致し,又借方合計は當座貸越勘定借方殘と一致すべきである。

當座預金者が振出した小切手に支拂保證をなした場合には當座勘定元帳に支拂保證口なる口座を設け,次の振替傳票を作つてこれに記入すると同時にこれが明細を記入するため保證小切手記入帳を設けることがある。

振替傳票

借方	貸方
當座預金¥1,000. 支拂保證口	當座預金¥1,000. (又は貸越) 預金者名

當座預金の利息計算に於て,其の日數計算は預金に對しては兩端落日數計算に依るのが普通であるが,貸越に對しては兩端入計算を用ひる。卽ち預金に對しては當日の最低殘高又は前日よりの最終殘高に利息を附し,貸越に對しては當日の最高殘高,又は前日の最終殘高に利息を附するのである。又利息を附する元金も 100 圓以上或ひは1,000圓以上と

銀行によつて限定されてゐる。*尙ほ當座預金に對する利息は日歩二三厘位であるから課稅されない。

特別當座預金　この預金に關する帳簿には特別當座預金元帳,同差引殘高記入帳がある。特別當座預金元帳は當座勘定元帳と同樣に預入れを貸方に,拂戻しを借方に記入するが,貸越が生じないから殘高は常に貸方である。從つて殘高欄は一個,且つ利息計算の種類欄も一個を以つて足る。利息は片落の日數計算法により,元金も10圓以下の端數を切捨て,銀行により50圓又は10圓未滿には利息を附けないこととなつてゐる。*

特別當座預金元帳

通帳番號 1　　姓名 廣田商店　　住所

昭和年	摘要	借方	貸方	差引殘高	日數	積數	利率	利息
9 1	通貨		2,000 00	2,000 00				
3	本人渡	500 00		1,500 00				

* 銀行間には預金利息協定がある。この協定によれば銀行を甲種と乙種との二つに分ち,預金利率及び利息を附すべき元金について夫々定めてゐる。例へば當座預金利息は甲種銀行に於て日歩2厘以下,利息を附すべき元金は 1,000 圓以上となつて居り,乙種銀行に於ては利息日歩3厘以下,元金は 100 圓以上となつてゐる。特別當座預金,定期預金等についても同樣に二種に分つて協定がある。

其他預金　定期預金は契約期限が半年又は一年の如く長期の据置預金であり,通知預金は一定日數前の豫告によつて支拂ふ預金であり,預金手形はこの手形を引換へに何時にても支拂ふ預金であり,別段預金は既に述べたやうに特殊な場合に起る預金である。これらの預金に對しては證書を發行し,夫々記入帳にその詳細を記入する。定期預金についてはその期限が豫め知れて居るから,定期預金期日帳を設けて拂戻しの準備を便にする。

定期預金記入帳

昭和年	證書番號	預ケ主	期間	期日	金額	利息 歩合	利息 金額	利息 諸稅	利息 差引額	顚末 月日	顚末 摘要
9 1	1	多峯商店	6ヶ月	2 28	20,000 00	4½%	240 00	16 80	223 40	12 31	支拂濟
〃	2	北村商店	1ヶ年	8 31	15,000 00	〃					

定期預金期日帳

昭和×年9月1日

證書番號	預ケ主	金額		摘要
1	多峯商店	20,000	00	
2	北村商店	15,000	00	

通知預金記入帳

昭和年	證書番號	預ケ主	通知期日	金額	通知受入日	支拂日	日數	利率	利息 金額	利息 諸稅	利息 差引殘高	支拂顚末
9 1	1	山村商店		1,000 00								

預金手形記入帳

昭和年	手形番號	姓名	金額	支拂日	備考
9 15	1	北浦弘一	10,000 00	9 5	支拂濟
9 30	2	中田商店	5,000 00	10 7	東京支店立替拂

別段預金記入帳

昭和年	番號	摘要	姓名	金額	日數	利息 歩合	利息 金額	支拂日	備考
9 30	1	當代手#1	出田商店	4,000 00				10 3	支拂濟
〃	2	荷爲手#1	秋田商店	10,000 00				10 5	〃

次にこれ等預金の利子計算について作成すべき傳票を說明する。前述した當座勘定元帳·特別當座勘定元帳は連續せる收支に對し定期に利子計算をなし各預金者にこれを通知し尙ほ且つ勘定殘高をも通知して通帳殘高との照合に便ならしめる。この場合次の傳票を作つて利息を各勘定口座に記入する。

振替傳票

借方	貸方
當座預金 出崎 ¥···· 山本 ¥···· 太田 ¥····	預金利息 諸口 ¥····

貸越契約あるものについては貸越利息の計算をも同時に行ひ,これを同人の勘定口座に記入するに次の傳票を作る。

振替傳票

借方	貸方
貸付利息 ¥….	當座預金(又は當貸) ¥….
當座預金(又は當貸) ¥….	預金利息 ¥….

特別當座預金·通知預金·定期預金の利子を支拂ふ時は次の傳票によつて利息の支拂とその利息に對する所得稅5%,資本利子稅2%を差引いて預り置く(預金利子諸稅として)ことを示し,

振替傳票

借方	貸方
預金利子諸稅 ¥….	預金利息 ¥….
特別當座預金(又は差引現金支拂) ¥….	

毎月十日迄の分を一括して稅務署に納付するのである。利子諸稅を記入するに預金利子諸稅記入帳を用ひる。

預金利子諸稅記入帳

昭和年	住所番號	姓名	課稅利息	非課稅利息	稅金	備考

四　貸出課及び帳簿　本課は一般貸付·手形割引·コールローン等の貸出業務を行ひ,銀行收益の重要な源泉をなすものである。

一般貸付　銀行の貸付方法に二種あり,證書貸付と手形貸付である。證書貸付は借用證書を差入れしめ相當な擔保(有價證券の樣なもの)を取つて資金を貸出す。利息は期日決濟の場合に徵收することになつて居る。擔保は貸付を行ふ以前に擔保係へ納入せしめ,これが詳細を擔保品記入帳へ記入するのである。

擔保品帳入帳

職業　　住所

昭和年	預證番號	姓名	摘要	取引番號	金額	擔保品 種類	擔保品 數量	擔保品 單價	擔保品 金額	返戻月日	備考

貸付を行ふて現金を支拂ふときは支拂傳票を作成し,證書貸付記入帳及び證書貸付元帳に記入する。記入帳は貸付を取引順に記入し,元帳は同一人に對する貸付を口座別に記錄するのである。又貸付回收の期日を知るに期日帳を用ひる。

證書貸付記入帳

昭和年	番號	姓名	元丁	擔保品 品名	擔保品 數量	擔保品 金額	保證人	金額	期日	日數	利息 步合	利息 金額	取立日	備考
9	15	1	山田商店	甲號五分利	100	10,400 00		10,000 00	3ヶ月					

證書貸付元帳

借主　山形商店　　職業　　住所

昭和年	番號	摘要	期日	消印	借方	貸方	殘高
9 15	1	擔保付	12 14		10.000 00		10,000 00

證書貸付期日帳

昭和×年9月1日

證書番號	姓名	金額	備考
1	山形商店	10,000 00	

期限に書替延期を許して居るがその時は利息を受入れ貸付金利息として處理をする。書替延期には次揭の如き振替傳票を作り舊番號で入金し新番號で出金したと云ふ手續をとる。

振替傳票 借方	振替傳票 貸方
證書貸付 舊番號¥….	證書貸付 新番號¥….

收納傳票
貸付利息 ¥……

手形貸付　手形割引の場合の如く利子は前取するが割引料と云はず貸付金利息として處理する。證書貸付の場合と異なり借用證書の代りに手形を振出さしめる。併しこの手形は貸付のための手形で一種の金融手形で,滿期支拂に危險を伴ふから擔保を徵收することは證書貸付の場合と同樣である。手形貸付には次の記入帳及び元帳を使用する。

手形貸付元帳

借主　北道商店　　職業　　住所

昭和年	取引番號	摘要	擔保品種類	期日	借方	貸方	殘高
9 30	1	擔保付	特別甲號五分利	1ヶ月	15,000 00		15,000 00

手形貸付

昭和年	取引番號	取引人名	元丁	振出人又引受人	擔保品名	數量	時價	總額掛
9 30	1	北道商店	1	北道商店	特別甲號	150	@105 00	15,750 00

手形割引　手形割引とは商取引の結果生じた商業手形又は引受人が銀行なる銀行引受手形を銀行が滿期日までの相當の利息を額面から差引いて差額を貸出す方法である。從つて滿期に手形金額を支障なく回收する爲めに手形割引依頼者及び支拂人の信用狀態を充分調査しなければ不慮の損害を被むる恐れがある。普通は預金得意先の依頼でなければ割引を行はない。而もこの貸出は手形貸付の場合の如く擔保はとらず無擔保なのが原則であるから特に信用調査を嚴にする必要がある。

手形の割引には先づ割引依頼者に正規の裏書をなさしめて手形を受取り,商業手形記入帳(又は銀行引受手形記入帳或はこの兩者兼用のために割引手形記入帳を用ひるも可なるが,本邦では銀行引受手形がないから商業手形記入限のみでもよい)に詳細を記入し,手形割引當日から滿期日迄の日數に對する利息を計算し次の傳票を作る。

記入帳

擔保品記入帳丁數	手形種類	手形番號	貸付金額	手形日附	滿期日	利息 日數	利息 步合	利息 金額	備考
1	約手	102	15,000 00	9 30	10 30				

手形を割引し現金拂の場合。

振替傳票 借方	貸方
割引料 ¥….	商手 ¥….
差引現金拂 ¥….	

手形を割引し當預に組入れる場合。

振替傳票 借方	貸方
割引料 ¥….	商手 ¥….
當座預金(又は貸越) ¥….	

次に商業手形元帳に依頼人及び支拂人口座を設けての借方へ記入し,期日に入金すれば,依頼人及び支拂人口座の貸方へ記入して解消する。元帳に依頼人と支拂人との口座を設けるのは一方手形支拂人に對する手形債權を示し,他方依頼人に對して手形不渡の場合の償還請求權を示す爲めである。

商業手形記入帳

昭和　年 9 月 15 日

番號	依頼人	元丁	支拂人	元丁	手形種類	金額	備考
1	小山商店	1	枝光商店	2	爲手	1,500 00	支拂濟

商業手形元帳（依頼人口）

依頼人名

(1)　小山商店　　職業

昭和年		取引番號 當所	取引番號 他所	手形種類	手形番號	約手振出人 爲手支拂人	爲替手形振出人	元丁	支拂地 支拂場所
9	15	1		爲手	95	枝光商店	山口商店	1	
	30	〃		〃	〃	〃	〃	〃	

支拂人名

商業手形元帳（支拂人口）

(1)　枝光商店　　職業　　住所

昭和年		取引番號	依頼人	支拂期日		借方		貸方		殘高		備考
9	15	1	小引商店	9	30	1,500	00			1,500	00	
	30	〃	〃		〃			1,500	00			支拂濟

手形支拂人が銀行と同一所在地である場合はこれを當所拂商業手形と云ひ,當所拂商業手形記入帳に掲げ其のまゝ滿期日まで保有して,期日に行員を派出して取立てしめる。代金が入金すれば收納傳票に記入し商手記入帳の顚末欄に決濟の旨を記入し,補助元帳の依頼人及び支拂人口座の貸方に記入することは上述の通りである。從つて商手元帳の依頼人口座の殘高合計と支拂人口座の殘高合計とは何れも借方殘で一致すべく同時に總勘定元帳商

形元帳（依頼人口）

住所

裏書人	借方		貸方		殘高		手形日附	支拂日	割引料 日數	割引料 步合	割引料 金額
	1,500	00			1,500	00	9/3	9/30	16	0.015	3 60
			1,500	00							

手勘定の殘高とも一致する筈である。

次に手形支拂人が銀行と所在地を異にする場合にはこれを他所拂商業手形と云ひ,他所拂商業手形記入帳に記入し,これを期日以前に支拂地の取引先銀行に送附して代金取立を依頼する。この場合取立依頼の爲め手形裏書をなし,爲替係を經て送附するのである。かくて他店から入金濟の通知があれば,商業手形で入金して他店當方口へ出金したと云ふ次の振替傳票を作成する。

振替傳表

借方	貸方
商手　¥….	他店預ケ金（又は借越）　¥….

荷爲替取組　手形割引の一として荷付爲替手形の割引がある。荷付爲替手形は積送貨物の代金をあらはす他所拂手形であつて,この積送貨物を擔保として割引を行ふのである。この點が商業手形の割引と異つてゐる。荷爲替を取組むときは,手形に貨物代表證券·送狀·保險證券等を添へて受取り,手形滿期日までの割引料を差引き依賴者に貸出すのである。積送貨物代金の金額を手形金額とする場合,所謂丸爲替を取組めば頭金を預つて置くから,萬一手形が不渡となつても,擔保品の處分と頭金とによつて損害をまぬがれることが出來る。

例へば某商店の依賴によつて丸爲替10,000圓を取組み,割引料100圓を差引き,殘額の內尙ほ手形額面の二割を頭金として預り,他を現金にて支拂ふときは次の傳票を作り,その詳細を荷付爲替手形記入帳に記入する。

荷付爲替手形記入帳

昭和年	取引番號	依賴人	支拂人	貨物 品名	貨物 數量	貨物 金額	貨物引換證 發行者	貨物引換證 番號	保險 種類	保險 保險會社	保險 金額
10 31	1	秋田商店	高森商店		2,500	50,00000	鐵道省	108	陸上運送	帝國	45,00000

振替傳票

借方		貸方	
割引料	¥ 100.	荷爲替手形	¥10,000.
別預	¥2,000.		
差引現金支拂	¥7,900.		

丸爲替の取組は現今多く行はれて居り,既述の如く,割引料を多く收得し且つ頭金によつて擔保を强固にする便宜がある。

次に上記荷爲替手形は取立の爲め支拂地の取引銀行に送附し,期日入金濟の通知があれば,頭金を拂戻すのである。卽ち,次の傳票を作り,且つ記入帳の顚末欄へその旨を記入する。

振替傳票

借方	貸方
荷付爲替手形 ¥10,000.	他店預ケ金（又は借越） ¥10,000.

支拂傳票

別段預金	¥ 2,000

荷付爲替手形記入帳

支拂地並支拂場所	手形番號	手形日附	手形期日	手形金額	割引料 日數	割引料 步合	割引料 金額	延滯利息 日數	延滯利息 步合	延滯利息 金額	延滯利息 入金日	顚末 月日	顚末 摘要
廣島市	39	10 31	11 10	50,00000	12	0.015	9000						

コールローン

昭和年		番號	姓名	元丁	擔保品		
					品名	數量	金額
9	15	1	織田會社	1	社債	100	11,500 00

コールローン元帳

銀行名　　織田會社

昭和年		番號	摘要	借方		貸方		殘高	
9	15	1	擔保付普通	10,000	00			10,000	00

コールローン　コールローンを爲した場合にはそれぞれ條件が異つて居るから,その詳細を明かにする爲めにコールローン記入帳を用ひる。又コールローン元帳には借主銀行毎に口座を設けてその借方へ記入し,回收した場合に貸方へ記入する。利息は貸付金利息として處理するのである。

再割引　所有する割引手形を親銀行又は日本銀行に再割引を求めて資金を調達することがある。元來再割引は貸出に關係なきも,手形割引に依つて得た割引手形を以て資金を調達すると云ふ點に於てこの課に屬せしめて說明する。例へば商業手形額面10,000圓を割引し,割引料130圓を差引いて手取

ン記入帳

期限	金額		利息			取立日	備考
			日數	利率	金額		
普通	10,000	00					

金を現金にて支拂へば,次の傳票を得.

振替傳票

借方	貸方
割引料　¥ 130. 差引現金支拂 ¥ 9 870.	商手 ¥ 10,000.

この手形を日本銀行にて再割引を求め,再割引料100圓を差引いて殘額を預ケ金とすれば

振替傳票

借方	貸方
再割引手形 ¥ 10,000.	再割引料　¥ 100. 預ケ金　¥ 9,900.

の傳票を作り,且つ再割引手形記入帳及び同元帳に記入する。再割引手形記入帳は各手形の內容を明細に示し,再割引手形元帳は各銀行毎に口座を設けて再割引したとき貸方へその手形が期日に決濟された旨の通知があつたとき借方へ記入する。

日本銀行から上記手形期日に入金濟の旨通知があれば次の傳票を作る。

振替傳票	
借方	貸方
商手 ¥10,000.	再割手 ¥10,000.

再割引手形元帳

銀行名 日本銀行大阪支店

昭和年	番號	摘要	期日	借方	貸方	殘高
9 30	1	商手#3	10 30		3,500 00	3,500 00

再割引手形記入帳

昭和年	番號	手形番號	依賴先	手形支拂人	期日	再割引料 日數	再割引料 歩合	再割引料 金額	金額	顚末
9 30	1	商#1	日銀大阪支店	山岡商店	10 30	31	0.011	10 23	3,000 00	

信用貸與 茲に信用貸與とは銀行が自己の信用を他人に貸付くることを云ふのであつて,支拂承諾勘定の場合に說明したやうに得意先の依賴によつて依賴人の債務を保證する場合の如きである。この場合には保證債務を生ずるから,これが明細を示す爲,支拂承諾記入帳へ記入し,尙ほ依賴者毎に口座のある支拂承諾見返元帳を設けてその借方へ記入し,保證を解除したとき記入帳へその旨を記入し,同時に元帳貸方に計上する。

支拂承諾見返元帳

姓名 山村商店 職業 住所

昭和年	番號	種類	期日	借方	貸方	殘高
9 15	1	荷受保證	9 25	5,000 00		5,000 00
9 25		〃	〃 〃		5,000 00	0

支拂承諾記入帳

昭和年	番號	種類	依賴人	保證先	支拂地	期間	解除日	保證金額	見返擔保 種類	見返擔保 數量	見返擔保 金額	保證料 率	保證料 金額	保證料 受取日	備考
9 15	1	荷受	山村商店	大阪商船	當行	11	9 25	5,000 00				2%	10 00	9 25	解除

信用貸與の處理に必要なる傳票は,先づ保證せるとき,

振替傳票	
借方	貸方
支拂承諾 ¥....	支拂承諾見返 ¥....

次にこれが解除に當つて

振替傳票	
借方	貸方
支拂承諾見返 ¥….	支拂承諾 ¥….

保證料を現金にて受入れたときは收納傳票にて受入手數料勘定を以つて處理する。

五 爲替課及び帳簿 他支店との爲替取引の概況並に諸帳簿は後章の說明にゆづる。

但し,爲替事務に關係ある信用狀發行の如きはこの課で取扱ひ,支拂承諾に關する記入帳·元帳を使用する。

六 取立課及び帳簿 取立の事務は貸出課及び爲替課に關連せるものであつて,取立課を獨立した場合には,自行の爲めに行ふ取立事務のみならず,他人の依頼による取立をもこの課に於て行ふ。取立依頼の詳細を知る爲めに代金取立手形記入帳を用ひる。この記入帳の內當所代金取立手形記入帳は得意先又は他支店からの依頼によつて取立の爲め送附された當所拂手形を記入し,取立濟のときその旨を頭末欄に記入する。

當所代金取立手形記入帳

昭和年	番號	依頼人	支拂人	支拂地	手形種類	手形番號	手形日附	滿期日	手數料 歩合	手數料 金額	手形金額	取立日	支拂日	備考
9 1	#1	出雲商會	熱田商店		約手	103	8 20	9 30		50	5,000 00	9 30	10 5	取立濟
〃 2	#2	保田商會	岩村商店		爲手	53	8 25	10 31		50	4,000 00			

他所代金取立手形記入帳は得意先の依頼による他所拂手形の取立を記入し,支拂地の他支店に送附して取立てしめ取立の通知があればこの旨を頭末欄に記入する。

他所代金取立手形記入帳

靜岡銀行

昭和年	番號	依頼人	支拂人	支拂地	手形種類	手形番號	手形日附	滿期日	手數料 歩合	手數料 金額	手形金額	發送日	支拂日	備考
10 31	1	小山商店	吉田商店		爲手	150	10 25	11 10		150	20,000 00	11 3	11 10	取立濟

代金取立の依頼を受けたときは何等傳票の作成を必要とせず,記入帳へ記入するを以て足る。當所拂手形を取立てゝ入金するときは,自行の貸出取立ならば貸出課に回附し,同課に於て傳票を作る。他支店依頼のものならば爲替課に於て處理する。例へば甲地銀行依頼の當所拂手形代金5,000圓を取立ると次の傳票となる。

収納傳票
他店預り金(又は貸越) ¥ 5,000.

得意先依頼のものは依頼者の申出によつて預金勘定に振替へる爲め預金課に廻す。例へば得意先太田商店依頼の當所代金取立手形3,000圓を入金すれば

収納傳票
別段預金 ¥ 3,000.

他所拂手形の取立については他支店との爲替取引を生ずるからこの點は爲替課の取扱ひを經なければならぬ。例へば豫て取立を依頼せし他所拂商業手形8,000圓入金濟の旨甲地銀行からの通知に接すれば

振替傳票	
借方	貸方
商手 ¥ 8,000.	他店預ケ金(又は借越) ¥ 8,000. 甲地銀行

又豫て山口商店から取立を依頼された他所拂代金取立手形6,000圓入金濟の旨乙地銀行から通知があるときは

振替傳票	
借方	貸方
別段預金 ¥ 6,000. 山田商店	他店預ケ金(又は借越) 乙地銀行 ¥ 6,000.

七 證券課及び帳簿 前述の如き預金·貸出·爲替取引の主要業務に對し證券賣買·證券貸借·保護預り等の從屬業務を一括して取扱ふのが證券課である。

證券 銀行の投資物として確實な有價證券を購入し,所有するとき,これが記入帳として有價證券賣買帳を使用し,賣買の都度賣買損益並に端數利息の受拂をも記入する。買價の平均單價を計上するのは賣買損益を求むるに必要であるからである。平均單價の計算法は殘高欄の總價額を總額面で除し,それを證券一枚の額面に乘ずればよい。或は,

總價額÷(總額面÷一枚の額面)=平均單價

自己所有の有價證券を貸付けた場合は貸付有價證券記入帳へ記入するが,價額は帳簿價額を以てする。

又他から有價證券を借入れた場合には借入有價證券記入帳へ記入し,價額は借入當時の時價を用ひる。

有價證券賣

名柄 國債(甲號五分利)

昭和年		摘要	賣買相場	買入 額面	買入 價額	賣 額面
9	1	山岡商店	104 00	50,000 00	52,000 00	
	30	田島商店	106 00			20,000 00
10	10	上田商店(貸付)	104 00			10,000 00
10	25	山一證券(借入)	104 00	10,000 00	10,400 00	

貸付有價證

昭和年	番號	借主	證券種類	券面別	證券番號	枚數	期日
10 10	1	上田商店	甲號五分利	100		100	11 10

借入有價證

昭和年	番號	貸主	證券枚數	證券番號	枚數	期日
10 25	1	山一證券	100			11 30

買記入帳

渡 價額	殘高 額面	殘高 價額	平均相場	賣買損	賣買益	端數利息 支拂	端數利息 受入
	50,000 00	52,000 00	104 00			550 41	
20,800 00	30,000 00	31,200 00	104 00		400 00		315 20
10,400 00	20,000 00	20,800 00	104 00				
	30,000 00	31,200 00	104 00				

券記入帳

證券價額 券面額	證券價額 評價額	貸付料 歩合	貸付料 期間	貸付料 金額	取立月日	摘要
10,000 00	10,400 00					

券記入帳

證券價額 額面	證券價額 時價	借入料 歩合	借入料 日數	借入料 金額	返却日	備考
10,000 00	10,400 00					

保護預り·貸金庫 銀行が堅固な金庫を設備するのは現金その他自己の大切な資産を藏する爲のみならず,これを他人に使用せしめて使用料を利得するのである。保護預り又は貸金庫を行ふときはその事由を記入する爲めに次の如き帳簿を備へる。

保護預り品記入帳

昭和年	番號	姓名	住所	品名	個數	見積價額	期限	期日	手數料	返却月日	備考

貸金庫元帳

金庫番號

昭和年	使用人	摘要	鍵番號	期間	期日	解約月日

尙ほ貸出に對する擔保品の記入帳は貸出課に備へ付けるものと說明したが,擔保品として受入れるのは多くは有價證券であり,その保管は證券課に於て行ふのであるから,擔保品記入帳は證券課に屬する帳簿とし,貸出課から擔保品の交附を受けて同帳に記入することとしてもよい。

八 計算課及び帳簿 本課は日々の傳票を一括して日記帳へ記入し,總勘定元帳へ轉記し,且つ日計表(月末には月計表)を作成する外,決算諸報告書の調製,稅務事項等を行ふのであるが,尙ほ資金借入事務をも併せ行ふことがある。資金借入には次の帳簿を記入する。

借入金記入帳

昭和年	番號	借入先	擔保品 種類	擔保品 價額	金額	期間	期日	利息 日數	利息 歩合	利息 金額	拂込月日	備考

コールマネー記入帳

昭和年	番號	借入先	手形番號	擔保品 品名	擔保品 價格	期限	金額	利息 日數	利息 歩合	利息 金額	備考

又損益諸勘定の內譯明細を知る爲めに次の元帳を用ひる。

損益勘定元帳

昭和年	摘要	借方	貸方	借又貸	差引殘高

九 庶務課及び帳簿 本課は前述の計算課と同樣に非營業部門に屬するものであつて,銀行の株主關係の帳簿等次に擧げるやうな帳簿を備へて居る。

株主に關するもの 株主名簿·株式元帳·株券帳·株式書換記入帳·配當金支拂帳等がある。

所有財產に關するもの 所有物明細帳等。

小拂資金に關するもの 雜費內譯帳。

以上にて補助簿の說明を終る。尙ほこの外に外國爲替取引に關するものもあるが省略する。

第四節 記帳練習題 (其ノ一)

本書の記帳練習題は九月一日より翌年壹月拾日まで十日間の連續せる取引であつて本節では九月末日迄の分を揭載し,手形交換並に他支店の取引は第五章爲替取引の終りに之を示し,第六章決算手續の終りに主に決算に關する問題を揭げる。

(番號)	(勘定科目)	(略稱)
1	當座預金	(當預)
2	特別當座預金	(特當)
3	定期預金	(定預)
4	通知預金	(通預)
5	預金手形	(預手)
6	別段預金	(別預)
7	商業手形	(商手)
8	荷付爲替手形	(荷手)
9	手形貸付	(手貸)
10	證書貸付	(證貸)

11	當座貸越	(當貸)	35 前期損益
12	再割引手形	(再割手)	36 當期損益
13	コールローン		37 預ケ金
14	コールマネー		38 現金
15	國債		39 未拂利息其他
16	貸付有價證券		40 未經過割引料其他
17	借入有價證券		41 預金利子諸稅
18	他店預ケ金		42 創業費
19	他店貸越		43 貸付金利息
20	他店預リ金		44 有價證券利息
21	他店借越		45 受入雜利息
22	東京支店		46 割引料
23	名古屋支店		47 受入手數料
24	支拂承諾		48 有價證券賣買益
25	支拂承諾見返		49 有價證券貸付料
26	營業用土地建物		50 未拂利息其他戻入
27	營業用什器		51 預金利息
28	資本金		52 借用金利息
29	拂込未濟資本金		53 支拂雜利息
30	法定準備金		54 再割引料
31	別途積立金		55 建物什器價格銷却
32	前期繰越金		56 給料
33	配當金		57 旅費
34	賞與金		58 雜費

59 未經過割引料其他戻入　　62 創業費銷却

60 支拂手數料　　63 損　　益

61 有價證券借入料

昭和 年九月一日

1. 銀行設立に必要な手續を終へ本日より開業す。

   i. 本行商號　株式會社商業銀行。

   ii. 目　　的　一般銀行業。

   iii. 本行所在地　大阪市……

   iv. 資本金　貳百萬圓,壹株五拾圓,四萬株,發起人にて全部引受く。

2. 各株主より第一回拂込として通貨 500,000圓を受入る。

3. 關西土地建物會社より營業用土地建物 100,000圓を買入れ通貨にて支拂ふ。

4. 倉谷商店より營業用什器 950 圓を買入れ通貨にて支拂ふ。

5. 仲買人山岡商店より下記の如く通貨にて買入る。

   i. 甲號五分利公債額面50,000圓, 104圓替,別に端數利子550圓41錢。

   ii. 電話貳個1,200圓。

6. 裁判所へ會社設立の登起をなし費用2,500圓を通貨にて支拂ふ。

7. 山口商店と當座契約を結び通貨25,000圓を受入れ,通帳#1, 小切手帳#1—#50を交附す。

8. 廣田商店と特別當座契約を結び通貨2,000圓を受入れ通帳#1を交附す。

9. 多峰商店より定期預金として通貨20,000圓を預り,預金證書(#1)を交附す。期間6ケ月,利子年4歩5厘とす。

10. 出雲商會より當所拂約束手形(#103)の取立を依頼さる。手數料50錢入金す。熱田商會振出出雲商會宛,8月20日附,9月30日期日額面5,000圓。

11. 秋田商店と當座取引を結び同人の依頼により貸越契約を結ぶ,當座預金として,通貨25,000圓を受入る。通帳#2, 小切手#51—#100 貸越極度 5,000圓期限一ケ年,貸越利子日歩1錢5厘。

12. 池田商店より文房具帳簿其の他買入れ, 230 圓通貨にて支拂ふ。

13. 發起人山村太郎立替拂の會社負擔の設立費500圓通貨にて支拂ふ。

14. 北村商店より定期預金#2として通貨15,000圓受入る。期限一ケ年利率年4歩5厘

本日現金在高　429,070圓09錢。

九月十五日

1. 建物模樣替大修繕費として1,500圓を大林組へ通貨にて支拂ふ。

2. 日本銀行大阪支店と當座取引を結び通貨 200,000圓を預入る。通帳#180, 小切手#1—#100 を受取る。

3. 諸雜費支拂資金として用度係へ通貨200圓を交附す。

4. 北道商店に手形貸付(#1)をなし手取金は同人の特別當座預金として預り通帳#2を渡す。北道商店振出當行宛約手(#70) 本日附10月15日期日額面10,000圓保證人山口商店,擔保品鐘紡舊株50株,日歩1錢5厘(31日分の計算)。

5. 枝光商店より通知預金(#1)として通貨30,000圓を受入る。

6. 小山商店の依頼に次の當所拂商業手形(#1)を割引料差引き手取金は同人と當座取引契約を取結び同預金として預る。通帳3號小切手帳 #101—#150。

枝光商店振出,小山商店宛約束手形(#85) 25,000圓手形日付9月10日,9月30日期日,割引料日歩1錢4厘。

7. 小山商店振出小切手(#101), 10,000圓本人へ通貨にて支拂ふ。

8. 織田證券會社の依頼によりコールローン(#1)をなし,10,000圓通貨にて渡す。無條件物利息日歩8厘擔保として地方債額面 10,000 圓受入る。

9. 山形商店に證書貸付(#1) 30,000 圓を通貨拂す。期日10月15日,擔保品商船株600株, 31,000圓,日歩1錢6厘。

10. 北沛弘一より通貨10,000圓を受入れ預金手形(#1)を振出す。

11. 山口商店振出小切手(#1) 5,000圓に對し支拂保證をなす。

12. 日本銀行大阪支店より預ケ金小切手(#1)にて50,000圓の通貨を引出す。

13. 岩本太郎の依頼に依り次の爲替手形の引受をなす。

山本商店振出,田中商店受取,岩本太郎引受爲替手形10,000圓日附7月25日2月15日期日,擔保として日魯株142枚,70圓90錢替を受入れ別に引受手數料として109圓30錢を通貨にて受入る。

14. 秋田商店の依頼により次の商業手形(#2)を割引き割引料差引き手取金の內5,000圓に對し預金手形を振出し殘額は同人の當座預金として預る。

福島商店振出,金子商店引受,秋田商店受取爲替手形(#101), 30,000圓手形日附本日10月15日期日割引料日歩1錢4厘。

15. 秋田商店振出小切手(#51), 53,000圓を提示され通貨にて支拂ふ受取人岩間新吉。

本日現金在高　214,479圓39錢。

九月三十日

1. 熱田商店より當代手(#1),5,000圓通貨にて入金す。依頼人出雲商會なり。

2. 山口商店振出當行宛小切手(#2),3,000圓通貨にて支拂ふ。受取人月岡清。

3. 北道商店の依頼により同人特別當座預金の內8,000圓を定期預金(#3)に振替期間6ケ月とす。利率年4歩5厘。

4. 岩崎商會に證書貸付#2, 20,000圓をなし通貨にて支拂ふ。期日10月31日擔保品大阪商船株450株,48圓替,日歩年4分5厘とす。

5. 田島商會より甲號五分利公債額面 100,000圓104圓替に

て買入れ別に端數利息2,027圓12錢,代金の內50,000圓は通貨にて殘額は日本銀行大阪支店宛小切手(#2)を手渡す。

6. 須田商會の依頼により甲號五分利公債額面80,000圓(帳簿價額104圓替)を貸付く。期日10月31日。

7. 山岡商店より當行保證小切手(#1),5,000圓提示され通貨にて支拂ふ。

8. 保田商店の依頼により次の當代手(#2)預り手數料50錢通貨にて受入る。岩村商店振出田中商店引受保田商店受取爲替手形(#53)手形日付9月20日期日10月31日2,500圓。

9. 三井銀行大阪支店よりコールマネーをなし50,000圓を通貨にて受入る。條件普通物日歩6厘の契約。

10. 山田商會より甲號五分利公債額面100,000圓104圓替にて買入れ端數利子2,027圓12錢通貨にて支拂ふ。

11. 廣田商店へ特別當座預金800圓通貨にて支拂ふ。

12. 本日分給料200圓通貨にて支拂ふ。

13. 本日分雜費補給として通貨150圓を用度係に渡す。

14. 中田商會より自動車3,500圓を買入れ代金として預金手形(#3)を手渡す。

15. 山田商店より通知預金として5,000圓を通貨にて入金す。

16. 喜多方電燈株式會社發行社債500,000圓の支拂保證をなし保證料として5,250圓を通貨にて受入る。

17. 當商手代金25,000圓枝光商店より通貨にて入金す。

本日現金在高 119,552圓77錢。

第四章 手形交換

第一節 手形交換の意義及び手續

一 手形交換の意義 同地の他店宛小切手又は他店拂手形類を各銀行が行員を派出して取立させることは危險でもあり又多額の費用を要するからこの不經濟·不便を避ける爲め一定の時,一定の場所に銀行の代表者が集會し相互の要求額を相殺してその差額の受渡を帳簿上,例へば日本銀行への各自の預ケ金で處理する。これを手形交換といふ。これを行ふ機關が手形交換所(Clearing House)である。手形交換所は主要な都市に夫々あつて,その數は五十四ケ所に及んでゐる。次に大阪手形交換所について述べ,所々東京手形交換所と對比して說明することとしよう。

我國手形交換所の組織は組合組織のもの(大阪手形交換所)と社團法人組織のもの(東京手形交換所)とがある。大阪手形交換所の成立は明治十二年で交換所の嚆矢である。大阪手形交換所組合銀行數は二十六行であるに對し,東京は三十九行で,數に於て外國に於けるものよりも勝つてゐる。

大阪手形交換所を組織する銀行を組合銀行と云ふ。組合銀行は大阪銀行集會所組合銀行にして,日本銀行大阪支店と當座勘定の取引(預ケ金をしておく事)を有し,正規の手續を經て交換所に加入した銀行であつて,交換差額の支拂保證として無記名三府地方債額面貳萬圓を交換所へ供託することを要する。* この保證金は日本銀行大阪支店が預り置くことゝなつて居る。新に交換所へ加入せんとする銀行は,組合銀行の紹介を以て組合銀行總會の出席銀行四分の三以上の同意を得て所定の加入金を納付し,且つ上記の保證金を供託せねばならぬ。尙ほ,交換所の經費は二分し,一は銀行の資本金に割當て,他の一は交換高に應じて賦課することとなつて居る。

各組合銀行は二名の交換方を定め,其の氏名·印鑑を屆出で,交換すべき手形の有無を問はず必ず毎日出席させる義務があり,若し缺席した場合はその銀行の支拂ふ小切手·手形類を所持してゐる銀行は直接現金にて取立ることが許されて居る。直接取付けることは手形交換所の機能を充分發揮せしむるに妨げとなるから,後に述べるやうに一般には許されないが,この場合は一つの例外である。

* 東京交換所の交換差額支拂保證金は無記名國債五萬圓以上である。

大阪手形交換所に出席する銀行は組合銀行二十六行の外に日本銀行大阪支店·大阪中央郵便局が客員として加つて居る。蓋し,この兩者に對して受拂をする事が生ずるからである。日本銀行大阪支店に對しては同行宛小切手·同行拂利札の持出·手形交換殘額の受渡を處理し,大阪中央郵便局に對しては,郵便爲替券·振替貯金拂出證の交換を行ふのである。

二 交換手續 大阪手形交換所は一般休業日を除き平日は午前十一時二十分に始まり午後零時迄と,午後三時に始まり午後三時四十分に終了する前後二回の交換を行ふ。但し,土曜日は午前十時に開始する一回のみである。尙ほ,銀行營業日の各月の末日及び月の始め二日間は午後の交換を午後五時から五時四十分迄の間に行ふこととなつてゐる。*

交換所へ持出す手形は當座小切手·送金小切手·預金手形·銀行を支拂場所とする滿期日の約束手形·爲替手形·公債社債の利札·官廳の支拂命令書·配當金受領書·郵便爲替券·外國郵便爲替券等である。これを持出手形と云ふ。持出手形は豫め他店手形記入帳に記入しおき,

* 東京手形交換所では午前十時半から十一時迄の一回のみである。

他店手形記入帳

月	年日	種類	金額	振出人又ハ支拂人	支拂銀行	入金先	備考

交換時間前に上述の手形類を相手銀行(即ち支拂銀行)別に整理·分類してその枚數·金額を交換添表と交換差引表(午後の交換には交換表)の貸方へ記入して時刻迄に交換所に持參しなければならぬ。交換所の交換室には各銀行毎に定まつた座席があり,交換開始後五分以内に持出手形を各相手銀行の席に配布し終らねばならない。配布し得ない時は其の時の交換に加はることが出來ない。次に交換方は配布された手形,即ち受入手形とその交換添表とについて手形の枚數及び金額を點檢し,その中に取引拒絶者の手形又は小切手があればこれを返却し,受入手形の枚數·金額を交換差引表(午後の交換の場合は交換表)の借方へ記入して各銀行に對する差引殘高を算出し,更に交換殘高表の貸方へ持出手形の總額を,その借方へ受入手形の總額を記入して差引總殘高を見出し交換所監事に提出する。監事はこの交換殘高表又は交換表を點檢し,計算の正確を認める

××銀行交換差引表

昭和 年 月 日

借方 枚數	借方 金額	借方 差引差額	銀行名稱	貸方 差引差額	貸方 枚數	貸方 金額
			日本銀行大阪支店			
			三和銀行			
			第一銀行大阪支店			
			安田銀行大阪支店			
			三井銀行大阪支店			
			三菱銀行大阪支店			
			第三銀行大阪支店			
			住友銀行			
			第百四十七銀行大阪支店			
			十二銀行大阪支店			
			大和田銀行大阪支店			
			十八銀行大阪支店			
			横濱正金銀行大阪支店			
			川崎第百銀行大阪支店			
			尾州銀行			
			名古屋銀行大阪支店			
			朝鮮銀行大阪支店			
			日本興業銀行大阪支店			
			野村銀行			
			愛知銀行大阪支店			
			阿波商業銀行大阪支店			
			日本信託銀行			
			神戸岡崎銀行大阪支店			
			高岡銀行大阪支店			
			臺灣銀行大阪支店			
			昭和銀行大阪支店			
			十五銀行大阪支店			
			大阪中央郵便局			
			合計			

ときは交換方をして交換決濟の手續をなさしめる。茲に注意すべきは午後の交換に持出された手形は翌日の午前の交換に合併して決濟されることである。然るに特に午後の交換を行ふのは手形法上の呈示をその日に爲したことを認めしむる爲めである。

××銀行交換添表

昭和 年 月 日

枚數	金額

○○銀行へ

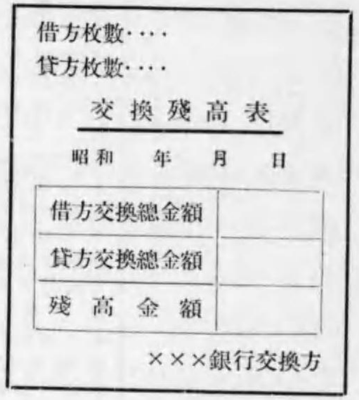

借方枚數‥‥
貸方枚數‥‥

交換殘高表

昭和 年 月 日

借方交換總金額	
貸方交換總金額	
殘高金額	

×××銀行交換方

三 交換決濟 交換に於ける持出手形は他行に對する請求權を示し,反對に受入手形は他行に支拂ふべき債務を示すもので,交換差額を交換尻と云ふ。交換殘高表の借方殘,即ち持出手形總額より受入手形總額の方が大なる場合(支拂義務額の多い場合)を交換尻負ケと云ひ,反對に持出手形總額が受入手形總額より大なる場合(請求額の多い場合)を交換尻勝チと云ふ。午前の交換に於ける交換尻は日本銀行

大阪支店に對する各組合銀行の當座勘定,即ち預ケ金勘定にて受拂ひし,現金の受授は全く行はれない。

この交換尻決濟をするにつき交換尻負ケとなつた銀行は交換尻振替請求書(甲號一)を作り交換方調印の上監事の證印を得て日本銀行大阪支店に提出し,同行から振替濟の報告書(甲號二)を受けとる。又

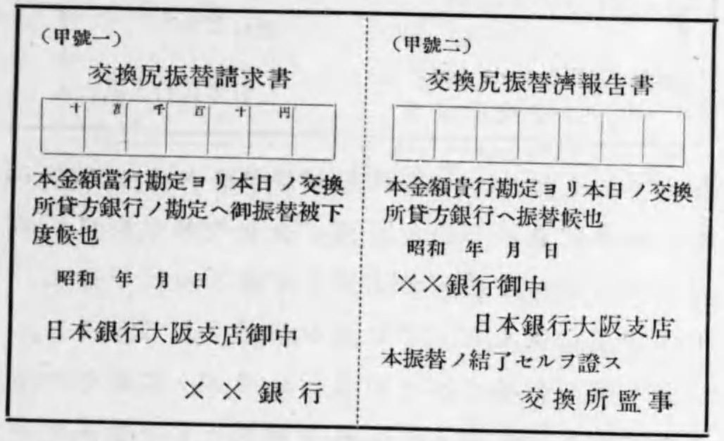

(甲號一)

交換尻振替請求書

十 百 千 百 十 円

本金額當行勘定ヨリ本日ノ交換所貸方銀行ノ勘定へ御振替被下度候也

昭和 年 月 日

日本銀行大阪支店御中

××銀行

(甲號二)

交換尻振替濟報告書

本金額貴行勘定ヨリ本日ノ交換所貸方銀行へ振替候也

昭和 年 月 日

××銀行御中

日本銀行大阪支店

本振替ノ結了セルヲ證ス

交換所監事

交換尻勝チの場合には交換尻振替請求書(乙號一)を作り監事の證印を得て日本銀行大阪支店に提出し,振替濟報告書(乙號二)を受取るのである。

交換尻振替請求書に貸方銀行とあるのは交換尻勝チなる銀行,借方銀行とは交換尻負ケなる銀行の意味である。日本銀行大阪支店は交換所組合銀行を借方銀行と貸方銀行とに分けて借方銀行の預リ金を引出し貸方銀行の預リ金勘定へ振替へる手續

（乙號一）

交換尻振替請求書

本金額本日ノ交換所借方銀行ノ勘定ヨリ當行勘定へ御振替被下度候也

昭和 年 月 日

日本銀行大阪支店御中

××銀行

本振替ノ確實ナルコトヲ證ス

交換所監事

（乙號二）

交換尻振替濟報告書

本金額本日ノ交換所借方銀行ノ勘定ヨリ貴行勘定へ振替候也

昭和 年 月 日

××銀行御中

日本銀行大阪支店

をとることによつて交換尻が決濟されるのである。若し,交換尻負ケの銀行の預ケ金が交換尻決濟に不足するときは午後一時(土曜日午後零時三十分)迄に日本銀行大阪支店へ不足額を拂込まねばならぬ。これを怠つた場合はその銀行と受渡した銀行の手形が交換取消となる。これを繰戻と云ひ,繰戻があれば當日の交換尻決濟につき作成した書類を改作して日本銀行大阪支店に提出するのである。

午後の交換では各銀行は受入れた手形類の枚數及び金額に對して持出銀行別に預リ證を作り,交換方調印の上,監事の證印を得て,持出銀行(渡方銀行)に交付する。持出銀行はこれをその翌日の午前の交換に加へて決濟するのである。

昭和 年 月 日

××銀行へ

○○銀行午後交換添表

本日午後ノ交換ニ於テ下記ノ手形,小切手相預リ候也

××銀行

枚數	
金額	

四 代理交換 交換所の機能を尙ほ完全にせん爲め,これに加入してゐない銀行にも代理交換を許して殆ど全部の銀行にその便益を及ぼすのである。代理交換とは交換所に加入してゐない銀行が組合銀行に交換を委託することで,前者を委託銀行,後者を受託銀行と云ふ。代理交換を許すにも組合銀行の總會で出席銀行四分の三以上の承諾を要する。委託銀行は無記名三府地方債額面一萬五千圓を受託銀行へ差入れ,受託銀行に當座勘定を設け,交換尻の收支は前述の日本銀行大阪支店に於ける各組合銀行預ケ金の收支と同樣の取扱をする。即ち,受託銀行は交換所にあつては委託銀行の持出手形を自行のものとして持出し,委託銀行宛のものも自行宛

のものとして受入れ,後,委託銀行との間に上記の如く交換尻を決濟するのである。現在大阪手形交換所の受託銀行は五行,委託銀行も亦五行である。

五 不渡手形 不渡手形には支拂の拒絕せられたるものと,手形形式不備の爲め受領を拒絕されたものとあるが,普通は支拂の拒絕されたものを云ふ。大阪手形交換所に於て午前の交換に交換した手形·小切手·證券等の不渡となつたものは受入銀行がその日の所定時刻迄に不渡の理由を記載して持出銀行へ持參し,代リ金として現金又は預リ證を受取り*,營業時間後の場合は預リ證と引替へ,預リ證は次回の交換に持出すのである。午後の交換に於ける手形不渡のものは翌日の午後零時迄に手形不渡の事由を記載し持出銀行へ持參して現金又は預リ證と引替へるのである。かく不渡手形は手形交換所を通さず直接當事者銀行間で決濟される。不渡手形の持出銀行は所定の書式によつて次の營業日の午前十一時迄に交換所へその旨を届出で,交換所は不渡の事實を交換室に掲示して組合銀行に警告を與へる。尙ほ屢〻不渡を繰返す者に對しては組合銀行は取引を停止するのである。

* 東京手形交換所の代リ金は現金である。

第二節

交換尻傳票作成並に手形不渡の處理法

前節に於て大體手形交換所の說明を終へたから次にそれが取引處理法について述べる。

一 手形交換の傳票及び帳簿記入 手形交換の持出手形と受入手形との差額は預ケ金を以て收支するのであるから,手形の持出しは預ケ金の預入れ,手形の受入れは預ケ金の引出となる。

持出手形 持出手形はこれを二つに分つことが出來る。その一は現金として取扱れた手形卽ち現金手形であり,その二は滿期日の取立手形とである。

現金手形はそのまゝ預ケ金となるから次の支拂傳票を作り得る。

支拂傳票
預ケ金勘定
日本銀行殿
¥ ……

次に取立手形の持出は預ケ金を增すと同時に次の事柄を含んでゐる。卽ち,持出手形が自行所有の商業手形であれば,この手形債權を滅じ,又他人依賴

の取立手形なれば取立代金支拂の債務を生ずるのである。故に取立手形の持出については先づ次の収納傳票を以てこれらの手形を現金手形と同様に取扱ひうるやうにし,後,預ケ金に預け入れる支拂傳票を作るのである。

収納傳票
商業手形勘定 (又別段預金等) ……殿 交換 ¥ ….

支拂傳票
預ケ金勘定 日本銀行殿 ¥ ….

受入手形 當行振出預金手形當行宛小切手(當座預金者振出)等の受入手形は預ケ金を引出してこれを支拂ふに外ならないから先づ預金手形又は當座預金に出金した支拂傳票を作り次に預ケ金に對する収納傳票を作ればよいのである。

支拂傳票
預金手形勘定 (又は當座預金) ……殿 交換 ¥ ….

収納傳票
預ケ金勘定 日本銀行殿 ¥ ….

今これら傳票の中で,預ケ金勘定に關する収納傳票と支拂傳票とを合算し,收支の差額のみを預ケ金

として一枚の傳票にまとめることが出來る。卽ち,交換尻勝チの場合は次の支拂傳票を,交換尻負ケの場合は次の収納傳票を作るのである。

(交換尻勝チの場合)

支拂傳票
預ケ金勘定 日本銀行殿 交換尻 ¥ ….

(交換尻負ケの場合)

収納傳票
預ケ金勘定 日本銀行殿 交換尻 ¥ ….

これを要するに,預ケ金の收支を交換尻についてのみ一枚の傳票を以て處理するときは,持出手形の内,現金手形に關しては傳票の作成を必要とせず,取立手形並びに受入手形の代金歸屬に關する収納傳票又は支拂傳票を作成すれば足りるのである。

次に例示して解說する。

手形交換所に於ける計算次の通り。

持出手形

(1) 岡崎銀行大阪支店宛小切手¥3,000

(2) 三井銀行大阪支店拂配當金(當代手#10)¥1,500

受入手形

(1) 三菱銀行大阪支店持出當行振出預金手形(#5)¥2,000

(2) 三和銀行持出當行拂約束手形(當座預金者上田商店

支拂分)¥3,000.

交換尻負ケ¥500.

この問題を解すに持出手形の內(1)は現金手形であるから傳票を要しない。(2)は當所代金取立手形の入金として次の收納傳票を作る。

(イ)

收納傳票
別段預金勘定
依頼者名殿
交換 ¥ 1,500.

これは取立手形が入金したことを示すのである。

又受入手形については預金手形及び當座預金を支拂ふのであるから次の支拂傳票二枚を作る。

(ロ)

支拂傳票
預金手形勘定
……殿
交換 ¥ 20,000.

支拂傳票
當座預金勘定
上田商店殿
交換 ¥ 3,00.

これは預金手形及び當座預金を支拂つたことを示す。

次に交換尻を見るに交換尻負ケ500圓であるから次の如く收納傳票を作る。

(ハ)

收納傳票
預ケ金勘定
日本銀行大阪支店殿
交換尻 ¥ 500.

持出手形計4,500圓で受入手形計5,000圓で交換負ケ500圓卽ち,預ケ金を引出すことを示す。

以上は最近用ひられてゐる方法であるが,以前には持出しの現金手形には支拂傳票を,取立手形には振替傳票を作り,又受入手形には振替傳票を作つて一々預ケ金勘定を計上したが事務上不便であるから前述の如く入金及び出金の取引として收納傳票·支拂傳票を作成するに到つたのである。

交換の結果出金せる當座預金·預金手形等及び入金せる自行手形又は取立依頼手形は夫々の補助簿に記入し,日本銀行又は親銀行に對する預ケ金については預ケ金元帳を設けてその增減を明かにする。

通帳
小切手

預ケ金元帳

借越極度
契約期間
借越日歩

年月日	摘要	小切手番號	借方	貸方	借又貸	殘高	種數 借方	種數 貸方	利息 借方	利息 貸方	備考

又日々の手形交換狀態を明かにする爲めに次の記入帳を設けることがある。

手形交換差引殘高記入帳

昭和　年　月　日

雜	約手		爲手		小切手		合計		差引	銀行名	差引	合計		小切手		爲手		約手		雜
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	殘高		殘額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	

二　手形不渡の處理法　手形交換の持出手形又は受入手形が不渡となつた場合には現金又は預リ證の受渡をなし當事者銀行間に於て結末をつけるから手形交換所で作られた諸表並びに日本銀行(又は親銀行)預ケ金の訂正は行はないのである。次に持出手形の場合と受入手形の場合とを分つて說明する。

持出手形不渡の場合　持出手形が不渡として返還された場合には代リ金を現金又は預リ證で相手銀行へ渡すのである。次にこの手形が代金取立依賴のものならば依賴者に返却し,入金濟の記帳に對し取消の支拂傳票を作る。又手形が自行所有の商業手形の如きものならば直ちに割引依賴人に催促して手形代金を支拂はしめる。この入金があつた場合には何等傳票を作らない。蓋しその現金を相手銀行に支拂ふからである。

受入手形不渡の場合　受入手形の不渡は普通當座預金者が振出した小切手の預金不足に對して起るもので,その預金者に信用があり,不足額も小額であれば,直ちに催促して不足額を拂込ましめ,不渡の處分をとらない。然るに當該預金者が不足額を拂込まぬときはこれを不渡とし持出銀行に持參して代リ金を現金又は預リ證で受入れるのである。この場合收納傳票は作らない。何となれば交換尻決濟の結果既にそれ丈け預ケ金を引出したことになつて居り,それが今現金として入金したからである。

問　題

A. 次の手形交換につき必要なる傳票を作成すべし。

(1)　持出手形

（イ）三菱銀行大阪支店宛小切手　1,500圓

（ロ）岡崎銀行大阪支店宛小切手　2,000圓

受入手形　なし

(2)　持出手形　なし

受入手形

（イ）三井銀行大阪支店持出當行振出預金手形　3,500圓

（ロ）三和銀行持出當行宛小切手(甲某振出)　2,500圓

(3)　持出手形

（イ）第一銀行大阪支店振出預金手形　3,000圓

（ロ）第三銀行大阪支店宛送金小切手　2,800圓

受入手形

（イ）十五銀行大阪支店持出當行宛乙振出小切手(同人へ貸越)　2,000圓

（ロ）愛知銀行大阪支店持出當行引受約束手形(支拂人丙當座預金より支拂)　3,000圓

(4)　持出手形

（イ）野村銀行拂丁依頼割引商業手形　3,500圓

（ロ）昭和銀行大阪支店拂取立配當金(依頼人戊)　1,800圓

受入手形

（イ）大和田銀行持出當店宛送金小切手(愛知銀行取組同行預りあり)　2,500圓

（ロ）朝鮮銀行大阪支店持出當店宛送金小切手(高田銀行取組同行預り2,000圓あり)　3,500圓

(5)　持出手形

（イ）三和銀行拂甲依頼約束手形　2,000圓

（ロ）日本興業銀行支拂利札(當代手)　1,500圓

受入手形

（イ）安田銀行大阪支店持出當行拂社債利子3,500圓

（ロ）三菱銀行大阪支店持出當行拂出預金手形　2,000圓

B.　上記の(2)の受入手形の中,三和銀行持出當行宛小切手2,800圓に對し預金者甲某が支拂ふ預金を持たざる場合は如何に處理するか。

C.　上記の(4)の持出手形の中,野村銀行拂丁依頼割引商業手形3,500圓が支拂人不拂の爲め不渡の旨申越しがあれば當行は如何にすべきか。

第五章　爲替取引及び其の記帳法

第一節　總　　說

一　爲替取引の意義　爲替取引とは銀行本支店及び所在地を異にする他銀行との間に生ずる當座貸借及びその決濟の取引を云ふ。當座貸借にては何時にても雙方からその借を返濟し,その貸(預ケ)を回收することが出來るのである。本支店間,支店間の爲替取引は同一地域内でも行はれるが,同一地域内に屬する他銀行との間に於いて代金取立事務は手形交換所を經て日本銀行又は親銀行の預金を以て決濟するから,爲替取引は所在地を異にする他銀行との間にのみ行はれるのである。この取引先銀行のことをコルレス先(Correspondent Bank, or Correspondent) と呼んでゐる。

二　爲替取引の種類　爲替取引はこれを業務上から分類すれば次の三つとなる。卽ち(1)代金取立並びに立替拂。(2)送金爲替取組。(3)振込である。以下これらを說明しよう。

(1)(a)　**代金取立**　得意先,その他の依頼によつて他所拂手形類(爲替手形·約束手形·他行宛小切手·配當金領收證·公社債の元利·定期預金·特別當座預金等諸

預金の取立·賣掛金の回收等)を取立る場合,並に自行の債權に屬する他所拂商業手形·荷付爲替手形の代金を取立る場合には當該手形類支拂地の他支店へその取立を依頼する。反對に他支店から當所拂手形類の代金取立を依頼されることもある。かくして當方の依頼した手形が取立られた時は取立依頼先に對し債權を生じ,當方からの依頼によつて生じた取引であるから當方口取引として取扱ふ。反對に他支店から依頼の手形類を取立入金した時は先方からの依頼による取引,卽ち先方口取引として取扱ひ,他支店に對する債務を生ずる。次に代金取立依頼の場合を圖解にて示す。(他支店より取立依頼をされた場合はこの圖を反對にすればよい。)

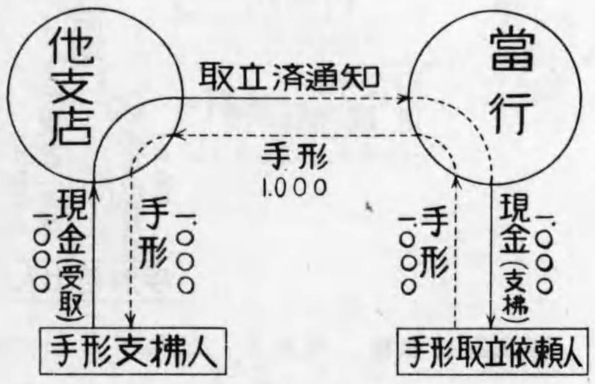

(b) **代金立替拂** 他支店の保證小切手·預金手形等を得意先から提示された時は,これに對し豫て他支店との間に打合せある用紙·印鑑·支配人の署名捺印等を照合精査して誤なければ立替拂をすることがある。これは先方から支拂方を依頼して來たものではなく,得意先の便宜を慮つて立替拂をしたのであるから當方口取引として取扱ひ,立替拂の旨を通知する爲め相手方銀行へ書類を送附する。反對に,當行振出保證小切手·預金手形等を他支店が立替拂をし,送附し來ることがある。この場合には當行が立替拂を依頼したのでないから先方口取引とし取扱ふ。立替拂の場合を圖解して示す。

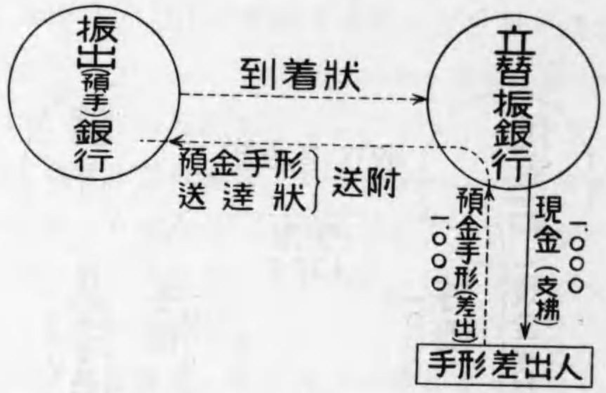

(2) **送金爲替取組** 他地方へ送金せんとする者は現金送附を行ふことの危險と手數を省く爲め銀

行に送金を依頼する。即ち,送金者は被送金者即ち受取人所在地の他支店宛送金手形又は送金小切手を銀行にて取組み,これを受取人に送附して,當該他支店から同手形又は小切手と引換へに現金を受取らしめるのである。急を要する場合は電信送金爲替を取組む。銀行は暗號電報を以て支拂方を他支店へ依頼し,送金者は受取人にその旨を電報して宛先銀行から現金を受取らしめる。宛先銀行は電報に基いて受取人を確め,受取證と引換へに現金を支拂ふのである。この場合送金手數料は稍高率である外電報料をも徴收する。銀行が送金爲替の取組に應ずれば他支店に對して當方口の取引を生ずる。先方から送金爲替を取組まれてこれが支拂をなす

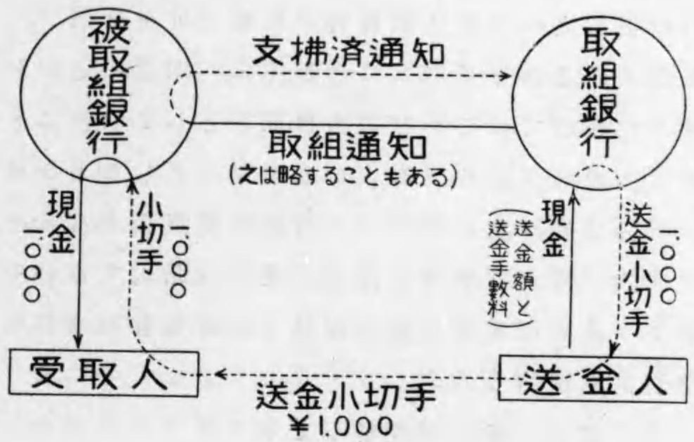

場合は先方口取引として取扱ふ。前頁の圖解を參照せよ。

(3) **振込** 送金方法として前述の送金爲替取組の方法は未だ危險と手數が完全に省かれたものとは云ひ得ない。何となれば送金者は受取人に送金手形又は小切手を送附しなければならないし,又受取人はこれを以て現金を得る爲めに宛先銀行へ持參しなければならない。茲に振込なる方法を用ふれば,送金者は送金手形を受取人に送附する手數と費用を節約することが出來,又受取人は居ながら自己の預金勘定に送金額を受入れることが出來るのである。振込の方法は先づ銀行が振込依賴人から現金を受入れ,振込の旨を宛先銀行へ通知すると同時に振込人へは振込副報告の私製ハガキを渡す。振込人はこれを受取人に送附する。振込の通知を受けた銀行ではこれを先方口取引として取扱ふと共に被振込人たる受取人が當座預金者なるときは同人の當座勘定の貸方へ,又特別當座預金者なるとき同人の特別當座預金勘定の貸方へ記入するのである。前者の場合を當座振込と云ひ,後者の場合を特別當座振込と云ふ。

次に振込の場合を圖解して示さう。

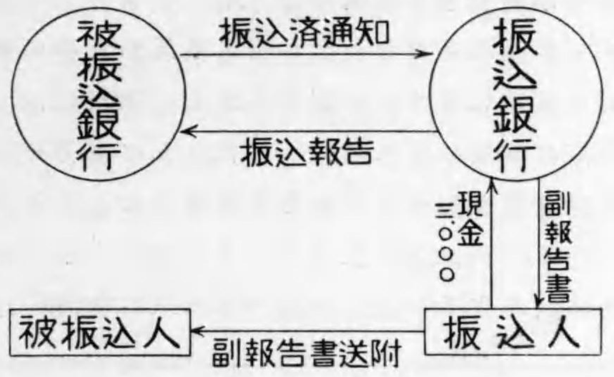

第二節 他店との取引並に記帳法

他店との取引はこれを當方口取引と先方口取引とに分つてその處理法並にこれに要する補助簿を次に說明する。

一 當方口取引 當方口取引と云ふのは當方から仕向けた取引の意であつて,又の名を仕向口取引とも云ふ。當方から仕向けた取引とは,例へば前節で說明した當方から代金の取立を依賴した場合,取引先銀行振出預金手形の立替拂をした場合,或ひは送金爲替を取組んで宛先銀行で支拂つてもらふ場合のやうな取引であつて,當店が他店をして出納事務を行はせるに外ならないのである。次に當方口

取引の事務概略を説明しよう。

(1) 代金取立の依頼並に出入濟通知入手の場合 當行の債權に屬する手形類,得意先の依頼にかゝる手形類は滿期以前に支配人が代理して裏書をなし,手形送達狀を添へてこれを支拂地の取引先銀行へ送附する。得意先の依頼による代金取立手形は他所拂代金取立手形記入帳(第三章第三節參照)へ詳細

……銀行御中

手形送達狀

No.…… 昭和 年 月 日 ….銀行

種類	番號	摘要	期日	金額	備考

……銀行御中

手形到着狀

No.…… 昭和 年 月 日 ….銀行

種類	番號	摘要	期日	金額	備考

* 代金取立依賴の場合手形類に添へて相手銀行に送附しこれが返信として下部の手形到着狀を使用せしめる。尙後述の他行振出預金手形・保證小切手の立替拂をした場合にもその手形類にこれを添へて相手銀行に送附する。

を記入しておく。かくして期日に入金濟の旨通知があれば後掲の他店勘定元帳當方口口座の借方へ記入する。利息起算日は先方銀行取立入金の日である。この取立られた手形が自行の所有に屬する商業手形又は荷付爲替手形であれば當該勘定元帳の貸方,並に當該勘定記入帳へ入金濟の旨を記入し,

振替傳票

借方	貸方
商業手形 (又は荷爲手) ¥ ….	他店預ケ金 (又は他店借越) ¥ ….

左の如き振替傳票を作る。この傳票は商業手形(又は荷付爲替手形)にて入金し,他店預ケ金へ出金したことを示してゐる。若し自行の所有にかかる公社債利札の入金ならば有價證券利息勘定で處理する。次に得意先の依頼による手形類の入金であれば左の振替傳票を作る。卽ち,代金取立手形の代金を別段預金として入金し,これを他店へ預ケ金としたことを示すのである。

振替傳票

借方	貸方
別段預金 (當預手は特當) ¥ ….	他店預ケ金 (又は他店借越) ¥ ….

(2) 他店振出手形代金立替拂の場合 得意先の依頼により他店振出預金手形·保證小切手等の立替

拂をした場合には他店勘定元帳同銀行當方口貸方に記入する。從つて他店預ケ金の減少又は他店借越の增加となる。これが現金拂なれば支拂傳票に

支拂傳票
他店預ケ金 （又は他店借越） ¥……

振替傳票	
借方	貸方
當　預 （又は特別當預） ¥….	他店預ケ金 （又は他店借越） ¥….

他店預ケ金又は他店借越とし,若し立替拂額を當座預金又は特別當座預金として預れば振替傳票にて借方當該預金勘定,貸方他店預ケ金又他店借越とするのである。この預金手形·保證小切手は振出銀行へ送附し,これが先方へ到着した日の報知をまつて利息起算日を知り,これを他店勘定元帳の利息起算日欄へ記入する。

尙ほ立替拂を詳細に知る爲め次の如き帳簿を用ひる。

立替拂記入帳

銀　行

昭和年	手形 種類	手形 番號	手形 日附	依頼人	振出人	支拂人	支拂地 支拂場所	金額	科目	先方支拂月日	備考

(3)　送金爲替取組　送金者の依頼によつて他店に送金爲替を取組む場合には先づ爲替課に於て他店勘定元帳の取組相手銀行の當方口殘高を調べる。もし同口座が貸方殘となつて居るときには送金爲替取組によつて借越制限額を超過しないかどうかを檢する要がある。蓋し他店との約定によつて借越に一定の限度があるから,それを超える金額は先方銀行が拂出をしないからである。次いで送金依頼書を差出さしめて,送金額並に手數料の收納傳票

收納傳票
他店預ケ金 （又は他店借越） ¥……

收納傳票
受入手數料 ¥……

を作る。而して現金が收納係に拂込まれて後,送金爲替手形及び送金手數料領收書を認めてこれを送金依頼者に交附する。

かくて他店勘定元帳送金先銀行當方口口座の貸方へ記入し,同時に次頁の送金手形記入帳にその詳細を記載する。

後に取組先銀行から送金爲替支拂濟の旨通知を得れば支拂日を他店勘定元帳の利息起算日欄へ記

送金手形記入帳

銀行

昭和年	番號	送金人	受取人	金額	手數料	拂日 支月	摘要 末

入し,且つ,送金手形記入帳の摘要欄へ支拂濟の旨を記入する。送金に關して取組先銀行へ通知するのは送金額の多額な場合であつて下掲の送金爲替取組案内書を送附し,その返信として送金爲替支拂報告書を受入れる。小額送金の場合は通知を省略す

……銀行御中

送金爲替取組案内書

昭和 年 月 日

番號	依頼人	受取人	期日	金額	摘要

……銀行御中

送金爲替支拂報告書

昭和 年 月 日

番號	依頼人	受取人	支拂日	金額	摘要

る。

(4) 振込の場合 振込の依頼を受けると,前述の場合と同樣に,他店勘定元帳宛先銀行當方口の殘が超過借越とならないかどうかを調べ,收納傳票を作り收納係へ手數料と振込額とを拂込ましめるのである。依頼人には領收書と副報告書を渡し,振込先銀行へ振込の通知を發する。同時に他店勘定元帳の宛先銀行當方口の貸方へ記入し,利息起算日欄へは宛先銀行がこの振込を行つた日の報告をうけて,これを記入する。

尙ほ次の帳簿を用ひて振込の詳細を記入して置く。

仕向振込金記入帳

銀行

昭和年	振込人	勘定科目	被振込人	金額	手數料	先方銀行 支拂日	備考

これを要するに當方口取引は當店から他店に働きかけて貸借關係の生ずる取引であつて,他店預ケ金の增減及び他店借越の增減を引起すのである。他店預ケ金か他店借越かは後に揭げる他店勘定元帳の口座に於て,その殘高が借方なるか貸方なるか

によつて判斷するのである。卽ち借方殘となる部分は他店預ケ金であつて,貸方殘となる部分は他店借越である。他店預ケ金を增し,又は他店借越を減ずるものは(1)の代金取立のみであつて,(2)乃至(4)の立替拂送金爲替取組及び振込の取引に於ては他店預ケ金を減じ又は他店借越を增す結果となる。

二　先方口取引　先方口取引とは先方から仕向けられた取引の意であつて又の名を被仕向口取引とも云ふ。先方から仕向けられた取引と云ふのは前述の當方口取引を宛先銀行の側から見た取引である。次にこれを說明する。

(1)　代金の取立を依頼された場合　取引銀行から當所拂手形類を受入れた場合はこれらを當所代金取立手形記入帳へ記入する。(第三章第三節參照)次に期日に到つて手形交換所で決濟出來るものはこれを交換所に持出して決濟し,支拂人の住所で取立てるものは直接取立を行ひ入金すれば收納傳票を作成する。

收　納　傳　票
他店預リ金 (又は他店貸越) ¥……

卽ち入金によつて他店預リ金を增すか又は他店貸越を減ずるのである。このことは他店勘定元帳當該銀行先方口口座の貸方へ取立代金を記入することによつて知れる。尙ほ同元帳の利息起算日欄へ取立の日を記入し,同時に當所代金取立手形記入帳頭末欄に取立濟の旨を記す。

依賴銀行へ取立濟の旨を通知する場合には次揭の手形取立濟報告書を送附する。

……銀行

手形取立濟報告

No.……　昭和　年　月　日　……銀行

種類	番號	摘要	取立月	取立日	金額	延滯利息 日數	延滯利息 金額

(2)　當行振出預金手形·保證小切手が立替拂された場合　他店に於て立替拂された當行振出預金手形·保證小切手の送附を受けた場合には他店勘定元帳當該銀行先方口の貸方並に利息起算日欄に記入し,預金手形は預金手形記入帳の頭末欄に又小切手は當座勘定元帳借方に記入する。而して次の傳票を作る。

振替傳票	
借方	貸方
他店預リ金 (又は他店貸越) ××銀行 ¥….	預金手形 (又は當座預金支拂保證ロ) ¥….

相手銀行へは手形到着の旨を通知し,これによつて利息起算日を明かにする。尙ほ次の補助簿を用ひることがある。

被立替拂記入帳

銀行

昭和年	手形 種類	手形 番號	手形 日附	振出人	支拂人	金額	備考

(3) 送金爲替を取組まれた場合　他店から送金爲替取組の旨通知を得た場合は支拂送金爲替手形記入帳(又は被仕向爲替記入帳)に記入し,受取人から送金手形·小切手の提示があれば記入帳と照合し,又通知なく從つて記入帳に記入なきものは手形及び受取人をよく調べて支拂ふ。他店勘定元帳は先方口借方及び利息起算日欄へ記入する。これによつて他店預リ金の減少となるか,他店貸越の増加となるかを知る。支拂濟の旨を一々相手銀行に通知するがこれも一括して行ふ場合がある。

支拂送金爲替手形記入帳

銀行

昭和年	番號	送金人	受取人	金額	支拂日 月	支拂日 日	備考
		(此欄無きも可なり)					

(4) 振込の通知を受けた場合　相手銀行から振込の通知を受けた場合には振込まれた人の當座勘定又は特別當座預金の貸方へ記入し,同時に他店勘定元帳先方口借方へ記入する。利息起算日は振込當日である。振込日は相手形銀行へ通知する要がある。尙ほ次の帳簿を用ひる。

被仕向振込金記入帳

銀行

昭和年	勘定科目	被振込人	振込人	金額	備考

これを要するに先方口取引によつて他店預リ金の増減及び他店貸越の増減を生じ,他店勘定元帳先方口口座借方殘の部分は他店貸越,貸方殘の部分は他店預リ金となる。

三 他店勘定元帳 他店勘定元帳には各取引先銀行毎に當方口·先方口の二口座を設け,當方口取引は當方口口座へ,先方口取引は先方口口座へ記入する。當方口口座は他店預ケ金又は借越を示し,先方口口座は他店預リ金又は貸越を示すのである。利息起算日は貸借取引の確立したる日を以てすべきである。例へば送金爲替取組の場合にはこれが宛先銀行で支拂れねば貸借取引を生じないから支拂日を以て利息起算日とし,又預金手形の立替拂は相手銀行が承知せねば貸借關係とならないから先方が通知を得た日を以て利息起算日とする。故に取引日附と利息起算日とは必ずしも一致せず,從つて利息計算は當座勘定元帳に於ては行ひ得ないから,別に爲替尻利息計算帳に利息起算日の順序に取引を配列して積數を求め利息を計算するのである。

爲替尻利息計算帳

預金利息
貸越利息　　銀行　　貸越極度 〃 期限

昭和年	摘要	借方	貸方	借又貸	殘高	日數	種類 借方	種類 貸方

次に當方口及び先方口取引の例を掲げる。

乙地銀行に於ける甲地銀行當方口取引の例。

(1) 9/1 山口六郎よりの他代手#3 3,000圓を送附す。

(2) 9/5 前記代手#3 3,000圓9/3入金濟の旨通知あり。(別預として預る)

(3) 9/6 中田商店の依頼により送金爲替#1 1,000圓取組み,送金手數料共1,001圓入金す。

(4) 9/10 上記送金手形9/8支拂濟の旨通知あり。

(5) 9/11 豫て取立依頼せし他所拂商業手形 #3 3,500圓 9/9 の期日に入金濟の旨通知あり。

(6) 當座預金者山田次郎の依頼により甲地銀行木村忠夫當座勘定へ6,000圓を振込み,代金は同人振出小切手#110にて受入る。但し同人

傳票

(1) 傳票不要

(2)

借方	振替傳票	貸方
別段預金 ¥3,000.		他店預ケ金 ¥3,000.

(3)

収納傳票	受入手數料 ¥1.

収納傳票	他店預ケ金 ¥1,000.

(4) 傳票不要

利息起算日を記入。

(5)

借方	振替傳票	貸方
商業手形 ¥3,500.		他店預ケ金 ¥3,500.

(6)

借方	振替傳票	貸方
他店預ケ金 ¥5,500. 他店借越 ¥ 500.		當預 ¥6,000.

預金殘あり。

(7) 9/15 前記振込9/13記帳濟の旨通知あり。

(8) 9/16 當座預金者山田次郎より甲地銀行振出保證小切手を提示され同人當預として受入る金3,800圓上記小切手甲地銀行へ送附す。

(9) 9/20 上記預手9/18立替記帳濟の旨通知あり。

(10) 9/21 預ケ金の中3,000圓現金送附を依頼す。

(11) 9/28 甲地銀行より 9/26 當地岡崎銀行大阪支店宛小切手入手す。別送金手數料2圓の旨通知あり。

(7) 傳票不要。

利息起算日記入。

(8)

借方	振替傳票	貸方
當預 ¥3,800. 山田次郎		他店借越 ¥ 500. 他店預ケ金 3,300.

(9) 利息起算日記入。

(10) 傳票不要。

(11)

借方	振替傳票	貸方
他店預ケ金 ¥ 2.		支拂手數料 ¥ 2.

收納傳票	
	他店預ケ金 ¥3,000. 現金取寄

利息起算日記入。

乙地銀行に於ける他店勘定元帳内の甲地銀行口座當方口記入は次頁の如くである。殘高が借方であるときは他店預ケ金,この貸方のときは他店借越

を意味するから,夫々の勘定科目を以て處理するのである。例へば取引(6)に於ては6,000圓の内5,500圓が他店預ケ金,他の 500 圓が他店借越となる。

他店勘定元帳

甲地銀行　　當方口

日	附	利息起算日		摘要	借方		貸方		借又貸	殘高	
9	5	9	3	他代手 #3	3,000	00			借	3,000	00
9	6	9	8	送手 #1			1,000	00	〃	2,000	00
9	11	9	9	他商手 #3	35,00	00			〃	5,500	00
9	12	9	13	振込 #			6,000	00	貸	500	00
9	16	9	18	預手取替	3,800	00			借	3,300	00
9	28	9	25	現金取寄			3,000	00	〃	300	00
	〃	〃	〃	送金手數料			2	00	〃	298	00

次に甲地銀行に於ける乙地銀行先方口取引。

(1) 9/2 乙地銀行より當代手#1 3,000圓送附し來る。

(2) 9/3 乙地銀行より豫て送附せる當代手 #1 3,000圓支拂人上田多助より入金す。

(3) 9/7 支送手#1 1,000圓取組みの旨通知あり。

(1) 傳票不要。

當代手記入帳へ記入。

(2) 利息起算日記入。

收納傳票	
	他店預リ金 ¥3,000.

(3) 傳票不要。

支送手記入帳へ記入。

(4) 9/8 前記支送手形受取人上村商店へ現金拂す。

(4) 利息起算日記入。

支拂傳票	他店預リ金 ¥1,000.

(5) 9/9 豫て取立依頼されし當所拂商業手形期日につき支拂人岩田氏より入金す3,500圓。

(5) 利息起算日記入。

收納傳票	他店預リ金 ¥3,500.

(6) 9/20 當行當座預金者木村忠夫に6,000圓の振込通知あり。直に記帳す。但し同人貸越1,500圓あり。振込濟の旨通達す。

(6) 利息起算日記入。

借方	振替傳票	貸方
當座貸越 ¥1,500.		他店預リ金 ¥5,500.
當預 ¥4,500.		他店貸越 ¥500.

(7) 9/20 當行振出保證小切手3,800圓9/16立替拂濟の旨通知あり。直に記帳し乙地銀行へ報知す。

(7) 利子起算日記入。

借方	振替傳票	貸方
他店預リ金 ¥3,300.		當座預金 支拂保證口 ¥3,800.
他店貸越 ¥500.		

(8) 9/25 乙地銀行より預リ金の中3,000圓送金方を依頼され高崎銀行に送金爲替取組み岡崎銀行大阪支店宛小切手3,000圓受入れ別に手數料として2圓,計3,002圓を支拂ふ。送金小切手は直に送附す。

(8) 利子起算日へ記入。

支拂傳票	他店預リ金 ¥3,002.

以上の取引に對する甲地銀行の他店勘定元帳内乙地銀行口座先方口の記帳は次の如くであつて,殘高が借方にある場合には他店貸越,殘高が貸方にある場合には他店預リ金の勘定科目を以て處理するのである。故に例へば(6)の取引にては他店預リ金と他店貸越との兩勘定があらはれるのである。

他店勘定元帳

乙地銀行　　先方口

日	附	利息起算日		摘要	借方	貸方	借又貸	殘高
9	3	9	3	當代手形		3,000 00	貸	3,000 00
9	8	9	8	支送手形	1,000 00		〃	2,000 00
9	9	9	9	取立商手		3,500 00	〃	5,500 00
9	13	9	13	被仕向振込	6,000 00		借	500 00
9	20	9	20	保證小切手立替拂		3,800 00	貸	3,300 00
9	25	9	25	現送	3,002 00			298 00

爲替取引には以上述べた補助簿の外に送金爲替取組案内書·同支拂濟報告書·荷付爲替手形取組狀·同支拂濟通知狀·取立手形依頼狀·同取立濟報告等の書狀を使用することは既に述べた所である。

次に前述した他店取引,その傳票及び諸補助簿との關係を表に依つて示す。

	取引種類		傳票種類	他店勘定元帳 利息起算日	他店勘定元帳 借方	他店勘定元帳 貸方	補助記入帳
代金取立	當方口	取立依頼す	不要	記入せぬ	記入せぬ	記入せぬ	他代手記入帳
		取立済通知あり	振替傳票（商手荷手別預 / 他店預ケ又借越）	先方取立日記入	記入	——	同上顚末欄記入
	先方口	取立被依頼	不要	——	——	——	當代手記入帳
		取立入金	支拂傳票（他店預リ）	取立日記入	——	記入	同上顚末欄記入
立替拂	當方口	立替拂す	支拂傳票（他店預ケ又借越）	——	記入	——	立替拂記入帳
		記帳済通知あり	——	先方記入日	——	——	同上顚末欄拂入
	先方口	被立替拂通知あり	振替傳票（他店預リ又貸越 / 預手當座）	入手記帳日	——	記入	被立替拂記入帳
送金爲替	當方口	取組む	收納傳票（他店預ケ又借越）	——	——	記入	送手記入帳
		支拂済通知を發す	——	先方支拂日	——	——	同上顚末欄記入
	先方口	取組（支送手）通知を受く	——	——	——	——	支送手記入帳
		支拂	支拂傳票（他店預リ又貸越）	支拂日	記入	——	同上顚末欄記入
振込	當方口	振込む	收納傳票（他店預ケ又借越）	——	——	記入	振込金記入帳
		記帳済通知あり	——	先方記帳日	——	——	同上顚末欄記入
	先方口	被振込通知	振替傳票（當預又持當 / 他店預リ又貸越）	通知受入記帳日	記入	——	被振込金記入帳

第三節　爲替尻整理記帳

一　爲替尻整理の必要　爲替尻とは他店勘定元帳の殘高を云ふ。この元帳殘高は當方口殘高と,先方口殘高とに分れ,且つ殘高が借方なるか又貸方なるかによつてその意味を異にしてゐる。即ち當方口借方殘は他店預ケ金,當方口貸方殘は他店借越,先方口借方殘は他店貸越,先方口貸方殘は他店預リ金を示すことは既に述べた所である。同一取引先銀行について爲替貸借が平均して居れば良いが,多くの場合は爲替勘定殘の貸借が均衡を保たず一方に偏し易いのである。かゝる場合を片爲替と云ひ,その原因として地方的金融狀態·地方的產業狀況等が擧げられる。銀行は爲替尻貸借を均衡せしむる方途を自の爲めに講じなければならない。これを爲替尻整理と云ふ。次に爲替尻整理が銀行にとつて必要なる所以を擧げよう。

1.　先づ利殖の點からこれを見ると,一方預ケ金に對しては利子が低く,他方借越に對しては利子が高いのであるから高い利子を拂つて一方から金を借り(借越)これを安い利子で他方に預けることとなつて,資金運用の拙劣な方法である。

2. 營業上からこれを見れば借越·貸越には一定の限度があり,借越·貸越が多額に騰れば爲替資金に餘裕が少なくなり營業上種々の不便を生ずる。例へば得意先の依頼があつても送金爲替の取組·當座振込等をすることが出來兼ねるに到るから,借越と貸越とを相互に相殺して資金の餘裕を作ることは營業上から見ても大切である。

3. 事務上から見れば,同一利子歩合である當方の借越と先方の貸越又は當方の預ケ金と先方の預リ金とを相殺するならば,利息計算も簡易となり,記帳上にも手數を省くことが出來て便利である。

上述の如き理由に依つて爲替尻を適當に調節することは銀行自身の爲めに有利である。爲替尻の調節方法としては同一の取引銀行に對する當方口勘定と先方口勘定との貸借殘を相殺する,卽ち他店預ケ金と他店預リ金とを,又は他店貸越と他店借越とを相殺する方法があり,或ひは一取引銀行に對する借片爲替(他店借越·預リ)と他銀行に對する貸片爲替(他店貸越·預ケ)とを相殺する方法,或ひは又直接に送金し又は送金せしめる方法がある。次にこれらの方法を說明しその取扱を述べる。

二　爲替尻整理法

1. **送金**　送金には現金取寄と現金送附とがある。

(a) 現金取寄　他店預ケ金の多額なる場合には現金回收の方法をとるが最も簡單な方法である。卽ち,預ケ先銀行に依頼して送金せしむるのであるが送金料は當行の負擔となる。その處理法を次に說明しよう。

送金銀行　送金銀行は送金依頼銀行から送金の依頼を受けるとその地の銀行にて送金爲替を取組み送金手形又は小切手を受入れ,これを送附するのである。例へば送金額 30,000 圓,送金手數料を 30 圓とすれば次の如き支拂傳票を作り他店勘定元帳先方口借方へ記入する。

支拂傳票	他店預リ金 ¥30,030. 送金依頼銀行

送金依頼銀行　送金依頼銀行では送金手形·小切手を受入れた時他店勘定元帳當方口貸方へ記入する。該手形は現金手形であるから收納傳票を作り,後日送金手數料の通知を受けると次の振替傳票を作る。利息起算日は先方の送金日である。

収納傳票	他店預ケ金 ¥30,030. 送金銀行

振替傳票

借方	貸方
他店預ケ金 ¥30. 送金銀行	支拂手數料 ¥30.

(b) 現金送附　前述の場合と反對に爲替尻が不足して居る場合には現金送附を行ふ。この場合には當地の銀行に依頼して送金爲替を取組み,送金手形又は小切手を相手銀行に送附する。この際手數料は當行にて支拂ふべきは勿論である。

送金銀行　送金額を他店勘定元帳當方口借方へ記入し,支拂傳票を次の如く二通作る。利息起算日は相手銀行にて入金した日であるから,その通知を受けて後に追加記入する。他店借越20,0000 圓に對して送金額 20,000 圓,送金手數料20圓を通貨拂すれば次の傳票となる。

支拂傳票	他店借越 ¥20,000. 送金受入銀行

支拂傳票	支拂手數料 ¥20. ……銀行

送金受入銀行　送金受入銀行では送金銀行から送附してきた送金手形又は小切手を受入れると現金手形であるから,次の收納傳票を作成し,他店勘定元帳先方口貸方と利息起算日欄へ記入すると共に送金銀行へ入金濟の旨通知を發する。

収納傳票	他店貸越 ¥20,020. 送金銀行

(2) **振込**　爲替尻の過不足を調節するに,前述の如く直接相手銀行との間に送金の手續をとらず第三者たる一銀行を仲介として振込の方法をとることがある。卽ち第三者たる銀行に現金を拂込み又は同行に對する預ケ金を引出し,これを相手銀行に振込ましめるのである。前節に於て說明した振込は得意先の依頼によつて當行が振込を行ふのであるが,この場合には當行が第三者銀行に振込を依頼するのである。次に三つの場合を分つて說明しよう。

(a) 當行と第三者銀行が同一地域にある場合。この場合には第三者銀行と相手銀行とが爲替取引を行つてゐることを前提として,當行は第三者銀行に現金を拂込み,相手銀行への振込を依頼するのである。今當行(A 銀行とする)の相手銀行(B 銀行とする)に對する振込額 15,000 圓を第三者たる銀行 (C 銀

行とする)に拂込み,同時に手數料20圓をも通貨にて支拂へば,A B C 三行の間に於ける關係及び夫々の作成する傳票は次の如くである。

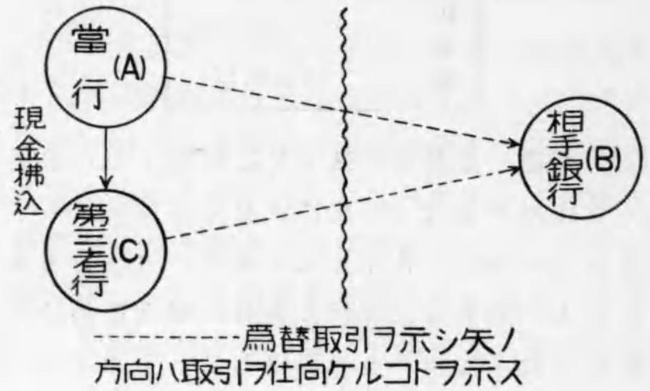

Ⅰ. 當A銀行に於ける傳票。

支拂傳票	他店借越 ¥15,000. B銀行

支拂傳票	支拂手數料 ¥20. C銀行

Ⅱ. 相手B銀行に於ける傳票。

振替傳票		
借方		貸方
他店貸越 ¥15,000. A 銀 行		他店預リ金 ¥15,000. C 銀 行

Ⅲ. 第三者C銀行に於ける傳票。

收納傳票	他店預ケ金 ¥1,500. B 銀 行

收納傳票	受入手數料 ¥20. A 銀 行

利息起算日は相手銀行(B銀行)が通知を受けて振替記入を行つた日である。

(b) 相手銀行と第三者銀行とが同一地域内にある場合。第三者C銀行をして當A銀行の預ケ金の内 15,000 圓を相手B銀行へ通貨にて拂込ませたならば各行の關係及び作成する傳票は次の如くである。手數料は當行の負擔として第三者銀行へ20圓預ケ金から支拂ふものとする。

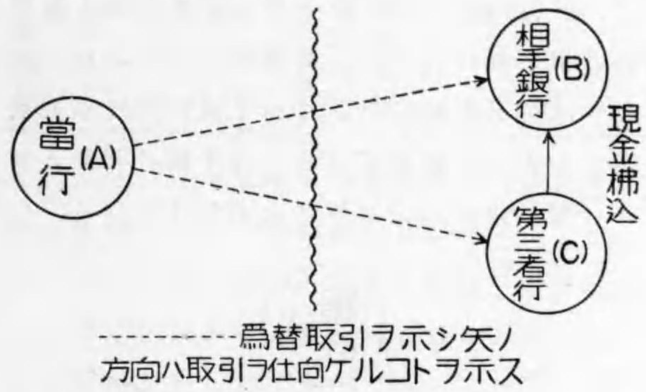

Ⅰ. 當A銀行に於ては第三者C銀行から相手B銀行へ振込濟の通知を得た場合。

振替傳票	
借方	貸方
他店預ケ金 ¥15,020. C 銀 行	他店借越 ¥15,000 B 銀 行 支拂手數料 ¥20.

Ⅱ. 相手B銀行で振込をうけた場合。

収納傳票	他店貸越 ¥15,000. A銀行

Ⅲ. 第三者C銀行で振込を行つた場合。

支拂傳票	他店預リ金 ¥15,020. A銀行

各行他店勘定元帳の利息起算日欄へは振込まれた日を記入する。

(c) 三行が夫々所在地を異にする場合。第三者銀行と相手銀行との間に爲替取引の行はれてゐないときは第三者銀行をして相手銀行宛送金爲替を取組ましめる。振込額 15,000 圓,手數料20圓とすれば各行間の關係及び傳票は次の如くになる。

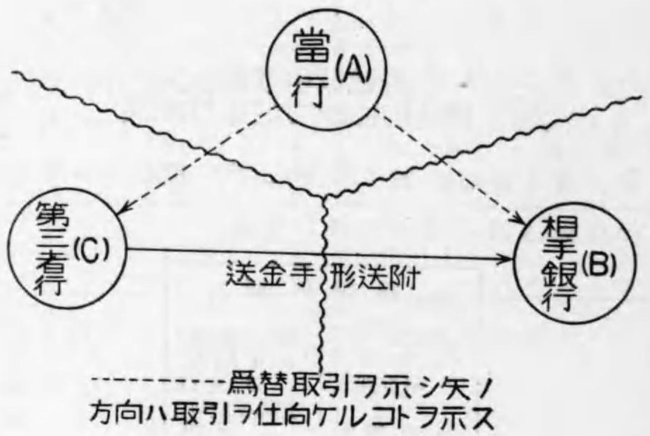

Ⅰ. 當A銀行が第三者C銀行に振込依頼の場合。

借方	振替傳票	貸方
他店預ケ金 ¥15,020. C銀行		他店借越 ¥15,000. B銀行 支拂手數料 ¥20.

Ⅱ. 相手B銀行が送金爲替を受入れた場合。

収納傳票	他店貸越 ¥15,000. A銀行

Ⅲ. 第三者C銀行が送金爲替取組の場合。

支拂傳票	他店預リ金 ¥15,020. A銀行

各行の他店勘定元帳利息起算日欄へは相手銀行へ第三者銀行が爲替を取組んだ日を記入する。

以上の外に相手銀行の取引先銀行へ第三者銀行をして振込をなさしめる方法もあるが玆にはその説明を省略する。

以上の方法は何れも現金の受授が何處かで行はれて居り危險と手數とが充分に省けて居ない。次に述べる方法は爲替尻決濟を各行の帳簿上のみで行ふことが出來て送金の危險と手數とを全く省きうるのである。又費用の點から見ても一片の葉書を以て用が足り誠に便利な方法である。

(3) **付替**　付替方法にも二通りあつて,相手銀行と直接に行ふ双方付替と當行並に相手銀行と爲替取引のある第三者銀行を介して行ふ一方付替とがある。次にこれらの付替につき説明する。

(a) 双方付替　双方付替を行ふ利益は相互に借越となつて居る場合,爲替尻の餘裕少なく營業上不便であるからこれを相殺して爲替資金の餘裕を大ならしめること,及び預け合ひとなつて居る場合利子計算の面倒をさける爲めに預ケ金·預リ金を相殺して利子計算を簡單にすることである。或る金額以上の預ケ金·預リ金には利息を付けないと云ふ契約の場合には利息の損失を防ぐ爲めにも行はれる。

(イ) 相互に預ケ金ある場合　預ケ金と預リ金とを相殺する場合である。他店勘定元帳當該銀行當方口貸方と同先方口借方とに記入して次の振替傳

振替傳票	
借方	貸方
他店預ケ金	他店預リ金
¥····	¥····
相手銀行	相手銀行

票を作る。利子記算日は付替が双方行爲の契約なる場合は一方の通知が先方に到着した日,又一方行爲でよい場合は一方が通知を發した日を以てする。預ケ金·預リ金の相殺には相手方の都合を聞き合す必要がある。蓋し,相手方が爲替資金の餘裕を大にしておく目的で多額の預ケ金をもつ場合があるからである。

(ロ) 相互に借越である場合　預け合ひの場合と同樣に取扱ふ。たゞ勘定科目が他店貸越と他店借越となる差異がある。

(b) 一方付替　銀行が帳簿上のみで借片爲替,即ち他店借越を他の貸片爲替,即ち他店預ケ金で返濟する方法がこれである。この付替に參加する銀行の内付替を依頼する銀行を起算店,付替を依頼される二銀行を被起算店と云ふ。次にこの三行の關係を圖解し,各行の他店勘定元帳並に傳票を説明する。

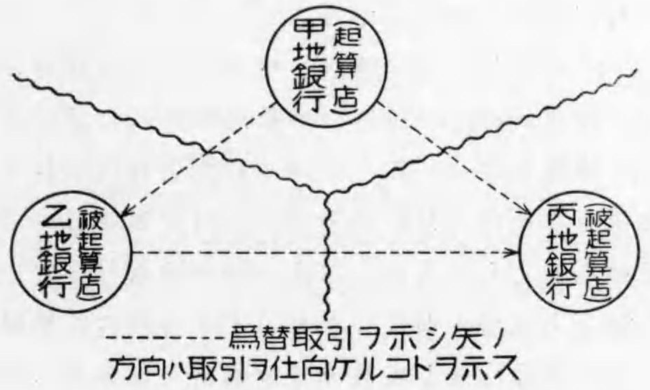

例 甲地銀行は乙地銀行からの借越 20,000 圓を丙地銀行への預ケ金を以て返濟する爲め乙地銀行及び丙地銀行に付替を通知しその承諾を得て付替を行ふ。

(イ) 甲地銀行(起算店) 乙地銀行と丙地銀行の當方口勘定の振替傳票を作る。丙地銀行の預ケ金を

振替傳票

借方	貸方
他店預ケ金 ¥ 20,000. 丙地銀行	他店借越 ¥ 20,000. 乙地銀行

入金し乙地銀行の借越に出金したことを示す。他店勘定元帳では乙地銀行當方口借方及び丙地銀行當方口貸方へ記入する。利子起算日は丙地銀行で付替記帳を行つた日である。

(ロ) 乙地銀行(被起算店) 甲地銀行から付替の旨を,丙地銀行から付替濟の旨を通知された場合,次の振替傳票を作る。卽ち甲地銀行から仕向られて丙地銀行に仕向けた取引,換言すれば甲地銀行への貸越の返濟として入金したものを丙地銀行へ他店預ケ金として出金したことを示す。何故に乙地銀行が丙地銀行に對して當方口で處理したかと云ふに

振替傳票

借方	貸方
他店貸越 ¥ 20,000. 甲地銀行	他店預ケ金 ¥ 20,000. 丙地銀行

乙地銀行は甲地銀行への貸越入金の爲め丙地銀行へ出金したのであり,乙地銀行から丙地銀行へ仕向けた取引である。若し,これを丙地銀行先方口として取扱へば同銀行の先方口殘が小額である場合,丙地銀行は乙地銀行から借越となつて利息の上に損失を來たすに到り不公平な取扱となるのである。

(ハ) 丙地銀行(被起算店) 甲地銀行の通知によつて次の振替傳票を作る。卽ち,甲地銀行からの預リ

振替傳表

借方	貸方
他店預リ金 ¥ 20,000. 乙地銀行	他店預リ金 ¥ 20,000. 甲地銀行

金を出金して,乙地銀行の預リ金として入金したことを示してゐる。他店勘定元帳には甲地銀行先方口の借方,乙地銀行先方口貸方へ記入する。甲銀行に對してはその依頼によつて預リ金を返濟するの

であるから先方口取引となる。又乙地銀行との取引を先方口取引として處理したのは前述の理由によるのである。

これを要するに一方付替に於て,付替を依頼する銀行(前例甲地銀行)は一取引銀行(乙地銀行)の借越を他取引銀行(丙地銀行)への預ケ金を以て返濟するのであるから,甲地銀行にあつては,乙地銀行並びに丙地銀行に對して共に當方口取引となる。次に丙地銀行は甲地銀行の預リ金を返濟し,同時にこれを乙地銀行の預リ金として受入れるのであるから,兩銀行に對し共に先方口取引となる。然るに乙地銀行は甲地銀行への貸越を回收して丙銀行への預ケ金とするのであるから前者に對し先方口取引,後者に對し當方口取引となる。

	甲地銀行に對し	乙地銀行に對し	丙地銀行に對し
甲地銀行	————	當方口取引	當方口取引
乙地銀行	先方口取引	————	當方口取引
丙地銀行	先方口取引	先方口取引	————

第四節 支店取引並に記帳法

一 支店並に出張所設置 銀行はその規模が大

となればなる程地方的に業務を擴張することになり,支店又は出張所を設置し,本店業務の內地方的の部分を支店又は出張所をして爲さしめるのである。出張所はその取扱ふ事務がその附屬する本店又は支店の一部をなすものとしてその收支は本店又は支店の計算に包括され獨立した會計組織を持たない。支店はその規模の大小によつて附與される權限の上にも相違があり,小支店にあつては殆んど出張所と同樣に取扱はれ,營業用土地·建物等の如きは本店の會計に於て處理される。相當大規模の支店に於ては獨立した會計組織を有し,預金·貸出等一般得意先に對する營業取引は支店の名に於て取扱ひ,又茲に述べる爲替取引さへ獨立主義のもとに支店の名に於て他店との間に爲替取引を行ふものもある。併し,如何なる支店も本店から營業資金を供給され,日々の營業狀況を明かにする爲めに每日殘高表を本店に送附してその監督を受け,貸出等にも相當の制限を受けて居るのである。

二 支店の爲替取引 支店が行ふ取引の內で一般得意先との取引は,これ迄述べた所と同樣の取扱ひをするのであるが,爲替取引について多少異つた點がある。爲替取引に關しては支店獨立主義と本

店集中主義とがあり,前者は支店の名に於て行ふ爲替取引を前節に述べたと同樣の取扱をするもので,直接整理と云ふ。これに對し,後者は本店を中心として支店の爲替取引の整理を行ふもので,間接整理と云ふ。支店の爲替取引は取引の相手方によつて三つに區分することが出來る。(1)本支店間の取引,(2)支店相互間の取引,(3)他支店間の取引である。

I. 本支店間の取引　本店に於ては支店勘定を設ける。支店の數が多い場合は支店勘定を統轄勘定として用ひ,補助元帳内に各支店口座を設ける。支店數の少ない場合は各支店毎に何々支店勘定を設ける。又,支店に於ては各支店一樣に本店勘定を設けるのである。

補助簿として後に示す如く本店では支店勘定元帳,支店では本店勘定元帳を用ひる。この補助元帳は他店勘定元帳と同樣であるが,利子起算日欄は本·支店間の爲替貸借には利子計算を普通は行はないから,これを省略するのである。併し,この欄を特に設けて利子計算を行ひ,各支店の爲替取引の成績を明かにする方法をとる場合もある。この場合には決算の際本·支店に於けるこの爲替取引利子は相互に消去される。

次に本支店間の爲替取引を例示し,傳票並びに記帳方法を述べる。

(1)　本店は大阪支店に資金として 50,000 圓を當地岡崎銀行にて送金爲替を取組み,代金並に手數料 50 圓,計 50,050 圓を通貨にて支拂ふ。

(2)　大阪支店は本店より支店資金として當地岡崎銀行大阪支店宛送金小切手 50,000 圓を入金す。

(3)　本店は得意先(當座預金者)小田商店の依頼により大阪支店向送金爲替5,000圓を取組む。代金は同人振出小切手にて受入る。受取人上田商店。

(4)　大阪支店は本店取組送金小切手5,000圓を受取人上田商店に通貨にて支拂ふ。

(5)　大阪支店は本店へ他所代金取立手形7,000圓を取立の爲送附す。

(6)　本店は豫て大阪支店より依頼の代金取立手形7,000圓期日につき通貨にて取立つ。

(7)　大阪支店は　(イ)　他所代金取立手形本店より取立濟の通知を受く。(別段預金とす)

(ロ)　當座預金者山本商店より本店の預金者山田商店の當座勘定へ4,000圓振込の依頼を受け,振込通知を發す。代金は同人振出小切手にて受入る。

(8)　本店は大阪支店よりの振込報告をうけ山田

商店の當座勘定に記入す。4,000圓。

(9)　本店は大阪支店に向け荷爲替手形 20,000 圓の取立を依頼す。

(10)　大阪支店は本店依頼の荷爲替手形期日につき 20,000 圓を荷受主山上商店より當行振出預金手形にて入金す。

(11)　本店は大阪支店より荷爲替手形入金濟の旨通知を受く。20,000圓。

本店に於ける傳票並に支店勘定元帳。

(1)

支拂傳票	大阪支店 支店元金 ¥50,000.

支拂傳票	支拂手數料 ¥50. 岡崎銀行

(3)

振替傳票	借方	貸方
	大阪支店 ¥5,000. 送手	當預 ¥5,000. 山田商店

(6)

收納傳票	大阪支店 ¥7,000. 當代手

(8)

振替傳票	借方	貸方
	當座預金 ¥4,000. 山田商店	大阪支店 ¥4,000. 當座振込

(11)

振替傳票	借方	貸方
	荷爲手 ¥20,000.	大阪支店 ¥20,000.

(9)　傳票不要。

支店勘定元帳

大阪支店

日付	利子起算日	摘要	照合	借方	貸方	借又貸	殘高
(1)	(2)	元金	✓	5,000 00		借	50,000 00
(3)	(4)	送手#1	✓		5,000 00	〃	45,000 00
(6)	(6)	當代平#	✓		7,000 00	〃	38,000 00
(8)	(8)	振込	✓	4,000 00		〃	42,000 00
(11)	(10)	荷手	✓	20,000 00		〃	62,000 00

大阪支店に於ける傳票並に支店勘定元帳。

(2)

收納傳票	本店勘定 支店元金 ¥50,000.

(4)

支拂傳票	本店勘定 ¥5,000. 支送手

(5)　傳票不要。

(7)(イ)

振替傳票	借方	貸方
	別段預金 ¥7,000.	本店勘定 ¥7,000.

(7)(ロ)

振替傳票	借方	貸方
	本店勘定 ¥4,000.	當預 ¥4,000. 山本商店

(10)

振替傳票	借方	貸方
	本店勘定 ¥20,000.	預金手形 ¥20,000.

本店勘定元帳

本　店　口

日付	利息起算日	摘要	照合	借方	貸方	借又貸	残高
(2)	(2)	元金	✓		50,000 00	貸	50,000 00
(4)	(4)	支送手#1	✓	5,000 00		〃	45,000 00
(7/1)	(6)	代手	✓	7,000 00		〃	38,000 00
(7/2)	(〃)	振込	✓		4,000 00	〃	42,000 00
(10)	(10)	荷手	✓		20,000 00	〃	62,000 00

以上の例示によつて知りうるやうに本店に於ける支店勘定殘は借方に 62,000 圓,支店に於ける本店勘定殘は貸方 62,000 圓であつて,その貸借は反對なるも金額は一致するのである。併し,決算に於て本支店合併貸借對照表を作成するときその不一致を見出すのである。それは通知の未達に依るものである。その詳細は後章決算手續の所にて說明する。

Ⅱ. 支店間の取引　支店間の爲替取引整理法には本店集中主義によるものと支店獨立主義によるものとがある。

(イ) 本店集中主義　この主義による場合には,各支店間に於ける爲替取引の計算は本店を通じて行ふのである。卽ち,各支店は取引の相手方を本店と

して取扱ひ,又本店は支店間の取引をもその通知によつて本支店間の取引に引直して整理する。支店から本店への通知は双方の支店からする複通知法と被仕向支店のみからする單通知法とがある。次に例を示し本店並に各支店の傳票及び本店勘定元帳並びに支店勘定元帳の記入を揭ぐ。

(1)　大阪支店は東京支店宛送金爲替を取組み 2,000 圓を通貨にて受入る。

(2)　東京支店にて大阪支店取組送金爲替2,000 圓を受取人に通貨にて支拂ふ。

(3)　本店にて上記の通知を受く。

大阪支店に於ける傳票及び本店勘定元帳。

収納傳票	
	本店勘定
	¥2,000.
	東京向送手#1

本　店　勘　定

	2,000.

東京支店に於ける傳票及び本店勘定元帳。

支拂傳票	
	本店勘定
	¥2,000.
	大阪支送手#1

本　店　勘　定

2,000.	

本店に於ける傳票及び支店勘定元帳。

借方	振替傳票	貸方
東京支店 ¥2,000. 大阪支送手#1		大阪支店 ¥2,000. 東京向送手#1

大阪支店

2,000.

東京支店

2,000.

かくの如く各支店では本店に對し借又は貸としてこれを整理し,本店では一方の支店から入金して他の支店へ出金したとして振替傳票を作成するのである。

(ロ) 支店獨立主義　この主義による場合には各支店は本店を通らずに各自獨立に處理する。前記の問題の傳票を示せば次の如くである。

大阪支店では

收納傳票	東京支店 ¥2,000.

東京支店では

支拂傳票	大阪支店 ¥2,000.

本店ではこの取引に關係を持たないから傳票を作らない。卽ち,各支店は本店と他店との爲替取引の處理と同樣な取扱を支店間の取引に用ひるのである。從つて,この場合,各支店は相互に支店勘定元帳を設けて取引を處理するのである。

Ⅲ. 他店と支店との取引　この取引の取扱も,前述の支店間の取引の場合と同樣に,本店集中主義によるものと支店獨立主義によるものとがある。後者による場合は,前述の如く,各支店獨自に他店と直接取引をなしたものとして,本店が他店との爲替取引を處理すると同樣の處理方法を用ひる。併しこの制度による場合は稀であつて,むしろ本店集中主義によるのが一般的である。

本店集中主義による場合は他店との爲替取引は本店の計算を經て行ふのであつて,本支店は他店に對し一個の計算單位をなすのである。この場合,支店を共通計算店と呼び,本店を共通計算主店と呼んで居る。本店は他店と爲替契約を結ぶ場合に共通計算店なる支店名を相手銀行に明示しなければならない。何となれば本店とその共通計算店たる支店とは相手銀行に對して一つの計算單位をなすからである。次に例を示して傳票並に本店勘定·支店勘定及び他店勘定を揭ぐ。

次例に於ては大阪銀行を本店とす。

(1)　廣島支店は川崎銀行宛に送金爲替 15,000 圓を取組む。

廣島支店に於ける傳票並に本店勘定。

收納傳票	
	本店勘定
	¥1,5000.
	川崎向送手#3

本店勘定

	1,500.

(2) 川崎銀行は上記送金爲替1,500圓を通貨にて支拂ふ。但し大阪銀行先方口殘なし。

川崎銀行に於ける傳票並に他店元帳。

支拂傳票	
	他店貸越
	¥1,500.
	大阪銀行

廣島銀行 先方口

1,500.	

(3) 本店(大阪銀行)に川崎銀行より廣島支店取組送金爲替1,500圓支拂濟の旨通知あり。

本店に於ける傳票並に支店勘定及び他店勘定元帳。

借方	振替傳票	貸方
他店借越		廣島支店
¥1,500.		¥1,500.
川崎銀行		川崎向送手

廣島支店

1,500.	

川崎銀行 當方口

	1,500.

支店の爲替取引に使用する補助簿は,前節の他店爲替取引の所に掲げたものと同樣であるから,その說明を省略する。

第五節 記帳練習題 (其の二)

拾月拾五日

1. 岩永商店に下記要項にて手形貸付(#2)をなし利息差引き手取金の內5,000圓は預金手形(#4),殘額通貨にて支拂ふ。
岩永商店振出,當行宛約手(#109)本日付11月15日期日額面10,000圓擔保品日清紡績株100株,日歩1錢5厘。
2. 谷口商店の依賴に依り次の當所拂代金取立手形(#3)取立の爲め預り手數料50錢通貨にて受入る。
山口商店(當地)振出谷口商店宛,約手(#100)額面8,000圓10月1日付,11月15日期日。
3. 山口商店振出小切手(#3)7,500圓に對し通貨拂す。受取人岩田商店。
4. 社員甲某旅行につき旅費として200圓通貨を前渡す。
5. 藤森商店の依賴により同人引取貨物につき大阪商船會社に對し,船荷證券の保證をなし,保證金額30,000圓手數料として$\frac{1}{200}$通貨にて受入る。保證期間一ケ月半,擔保品,大阪市い號五分利公債額面30,000圓。
6. 豫て出雲商會依賴の當代手取立濟につき5,000圓本人に通貨拂す。別に利息日歩3厘の割にて30日分支拂ふ。
7. 北道商店に手形貸付(#1)書換延期依賴され書替延期をなす。期日11月15日,手形要項次の如し。但し,利息は通貨にて受入る。北道商店振出當行宛約手(#85)本日付,11月15日期日,10,000圓,日歩1錢5厘,日數32日。
8. 山形商店より證書貸付(#1)30,000圓次の如く入金す。